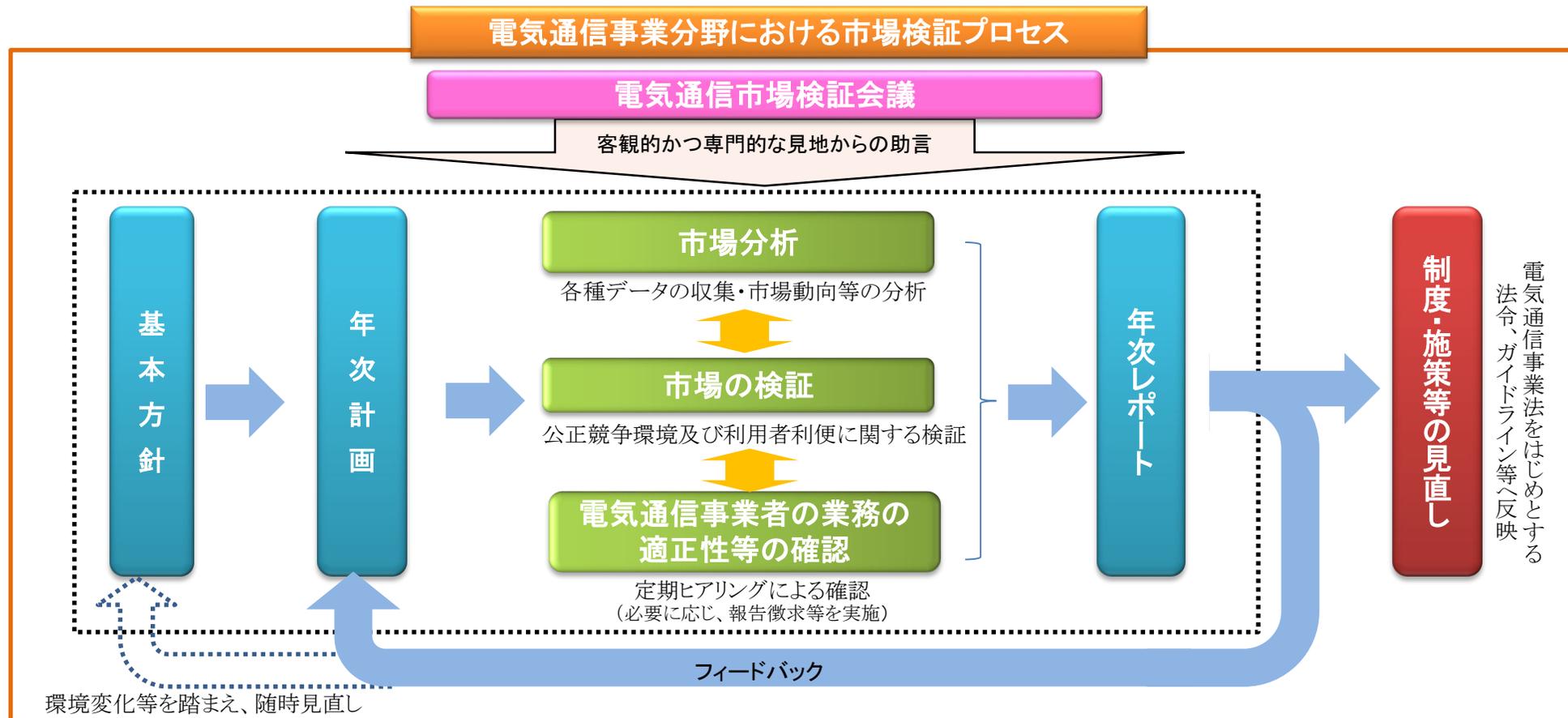


電気通信事業分野における市場検証(令和元年度) 年次レポートの概要

令和2年10月12日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施(平成28年度～)。
- 令和元年8月29日付けで新たに策定した「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」に基づき、令和2年度においても市場検証を実施。
 - ✓ 上記基本方針においては、当面の重点事項として、①電気通信事業分野の環境変化を踏まえた競争状況等の評価、②固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認、③「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリング、④制度変更が市場環境に与えた影響の分析を設定。



目的

電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議(総合通信基盤局長の会合)を開催。

主な検討事項

- (1) 電気通信事業分野における市場検証に関する「基本方針」・「年次計画」について
- (2) 電気通信事業分野における市場動向の分析について
- (3) 電気通信事業分野における公正競争及び利用者利便の確保に関する検証について
- (4) 電気通信事業分野における市場の最新動向及び分析・検証手法等に関する研究について
- (5) (1)に基づく分析・検証の結果等を取りまとめた「年次レポート」について

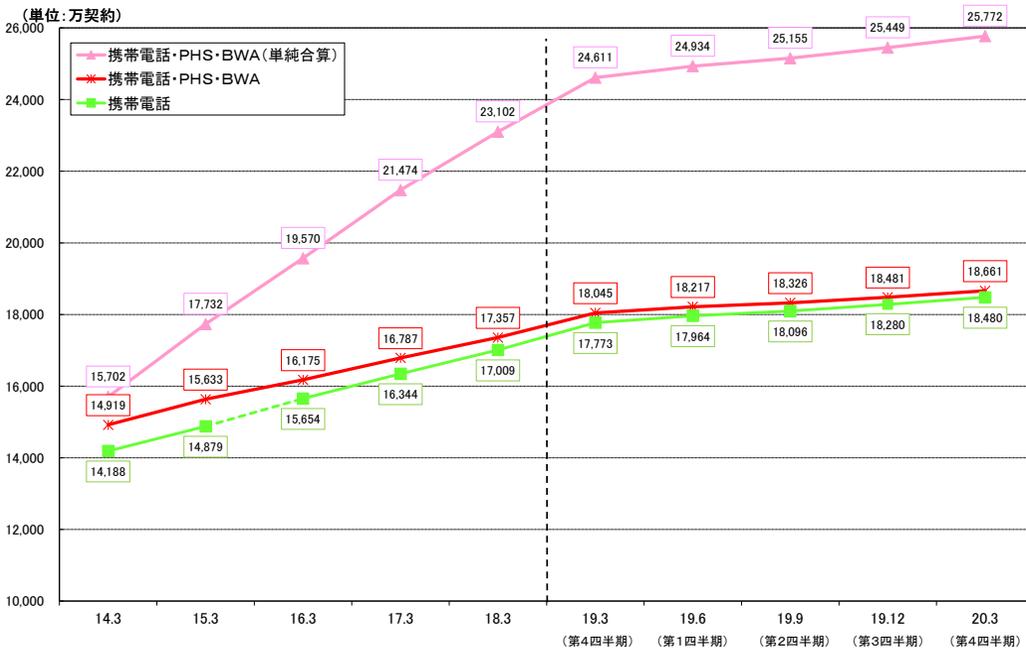
構成員(令和2年6月末時点)

構成員名	所 属
浅川 秀之	日本総合研究所通信メディア・ハイテク戦略クラスター長・上席主任研究員
池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科教授
大橋 弘(座長)	東京大学公共政策大学院長・大学院経済学研究科教授
高口 鉄平	静岡大学学術院情報学領域准教授
佐藤 英司	福島大学経済経営学類准教授
田平 恵	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
中尾 彰宏	東京大学大学院情報学環教授
西村 暢史	中央大学法学部教授
林 秀弥(座長代理)	名古屋大学大学院法学研究科教授
森 亮二	弁護士

1. 移動系通信市場の分析

- 2020年3月末時点における**移動系通信の契約数**は、**1億8,661万**（前期比+1.0%、前年同期比+3.4%）、**携帯電話の契約数**は、**1億8,480万**（前期比+1.1%、前年同期比+4.0%）となっている。
- MNO3グループ及びMVNO別に**移動系通信の契約数の増減率（対前年同期比）**をみると、
 - ・ MNO3グループの中では、**KDDIグループ**の増加率が最も大きく（+4.2%）、次いで**NTTドコモ**（+1.9%）、**ソフトバンクグループ**（▲0.9%）の順となっている。
 - ・ **MVNO**については、+15%前後の高い増加率を維持している。

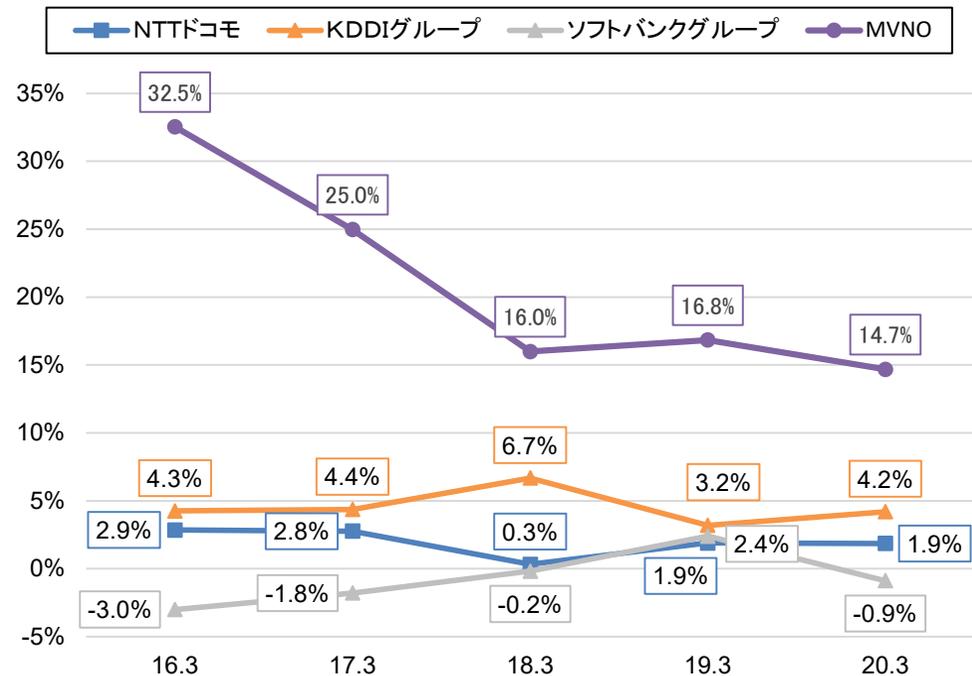
【移動系通信の契約数の推移】



注：2015年度第4四半期よりMVNOサービスの区分別契約数が報告事項に追加されたため、2014年度第4四半期以前と2015年度第4四半期以降で、グループ内取引調整後の契約数等の算出方法が異なっている。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【MNO3グループとMVNOの契約数の増減率の推移】

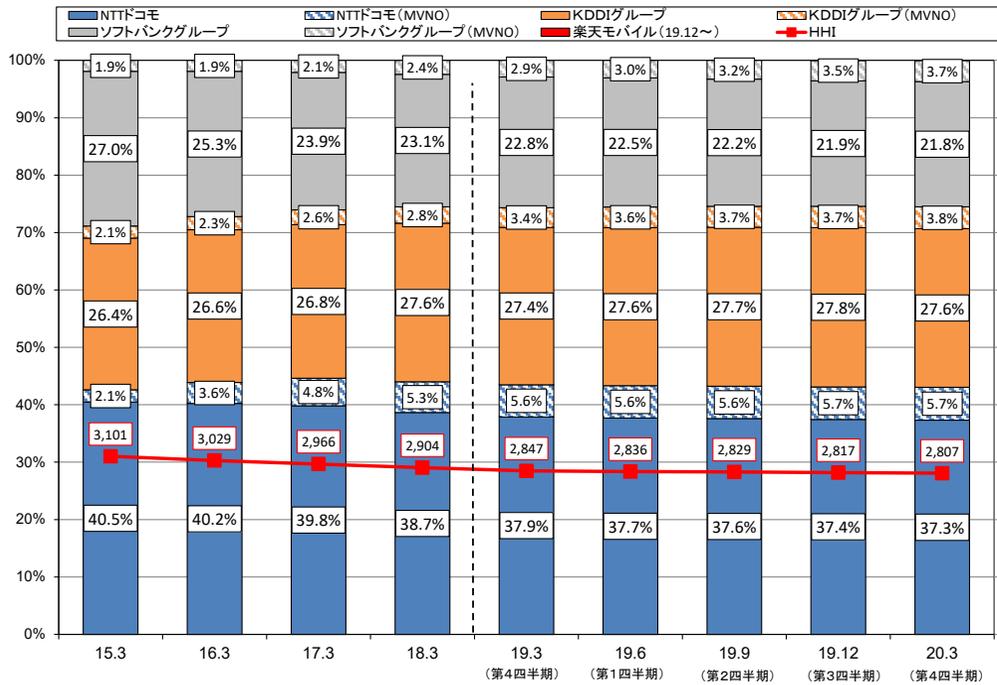


注：対前年同期比の増加率を表している。

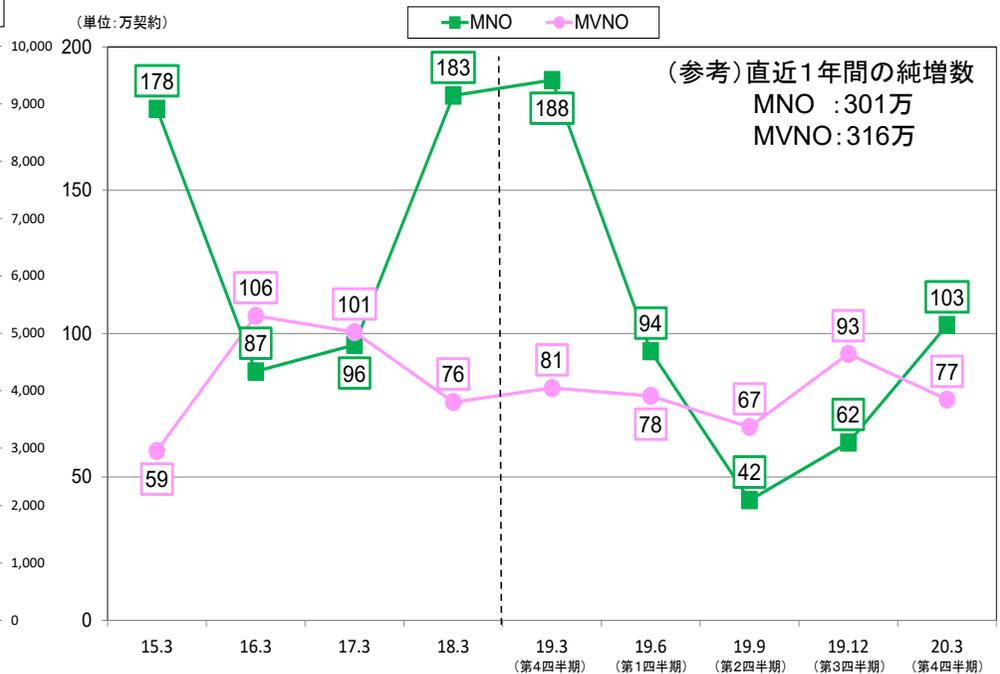
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

- **MNO3グループ及びMVNO別の移動系通信市場におけるシェアの分布(2019年度末)は以下のとおり。**
 - **NTTドコモが37.3%**(前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.6ポイント、MVNOへの提供に係るものを含めると**43.0%**)、
 - **KDDIグループが27.6%**(前期比▲0.1ポイント、前年同期比+0.2ポイント、MVNOへの提供に係るものを含めると**31.4%**)、
 - **ソフトバンクグループが21.8%**(前期比±0ポイント、前年同期比▲0.9ポイント、MVNOへの提供に係るものを含めると**25.5%**)、
 - **MVNOが13.2%**(前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.3ポイント)
- **HHIは2,807**(前期比▲10、前年同期比▲40)とMVNOのシェアの増加に伴って**減少傾向**となっている。
- **直近1年間(2019年度)のMNOサービスの純増数(301万)は、MVNOの純増数(316万)を下回っている。**

【移動系通信市場におけるシェア及び市場集中度の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO/MVNO別の純増減数の推移】

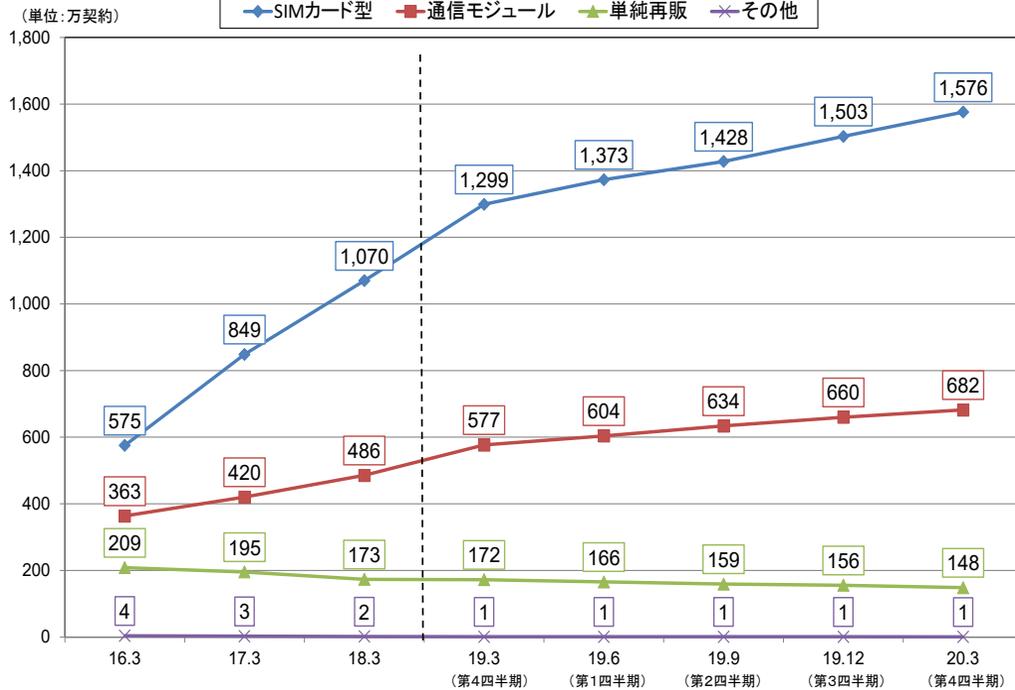


注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注2:「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク及びワイモバイル(15.3)が含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。
 注4: 2019年度第4四半期における楽天モバイルのMNOサービスのシェアは0.1%未満。また、楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。
 注5: HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。

注1: MNOからの報告を基に作成。
 注2: MNO全体における契約数の純増減数及びMVNO全体における契約数の純増減数を示している(いずれも対前四半期)。

- 2019年度末における**契約数が3万以上のMVNOのサービス区別契約数**は、**SIMカード型が1,576万**（前期比+4.9%、前年同期比+21.3%）、**通信モジュールが682万**（前期比+3.3%、前年同期比+18.2%）とともに**増加傾向**。
- 契約数3万以上のMVNO事業者数は**81者**（前期比+5者、前年同期比+7者）。このうち、**SIMカード型を提供する事業者の数は57者**となっている。

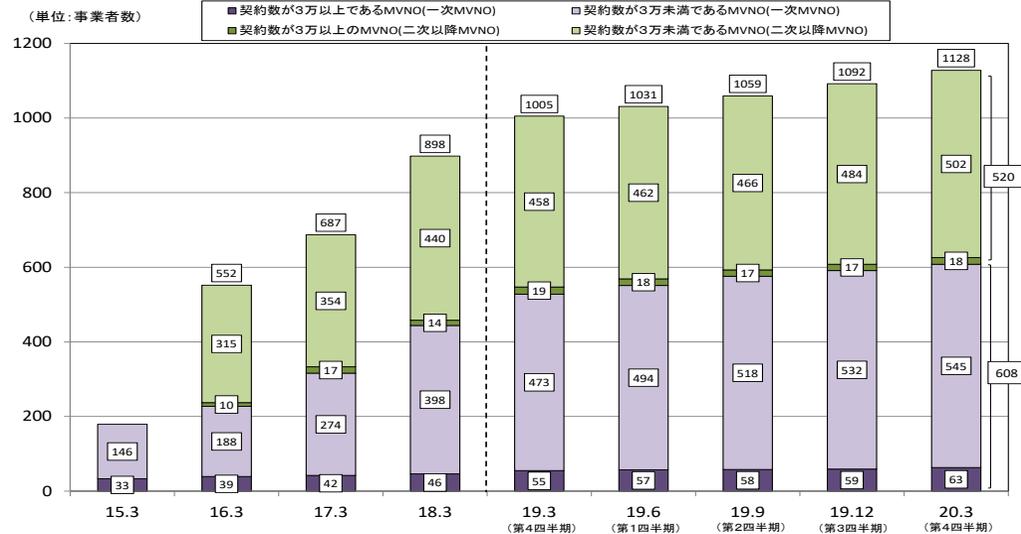
【MVNOサービスの区別契約数の推移】



注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合 (SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。) で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「SIMカード型」「通信モジュール」「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

【MVNOサービスの事業者数の推移】



注1: MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。
 注3: 二次以降のMVNOサービスの事業者数については、2016年3月末より報告事項に追加されている。

【MVNOサービスの区別事業者数の推移】

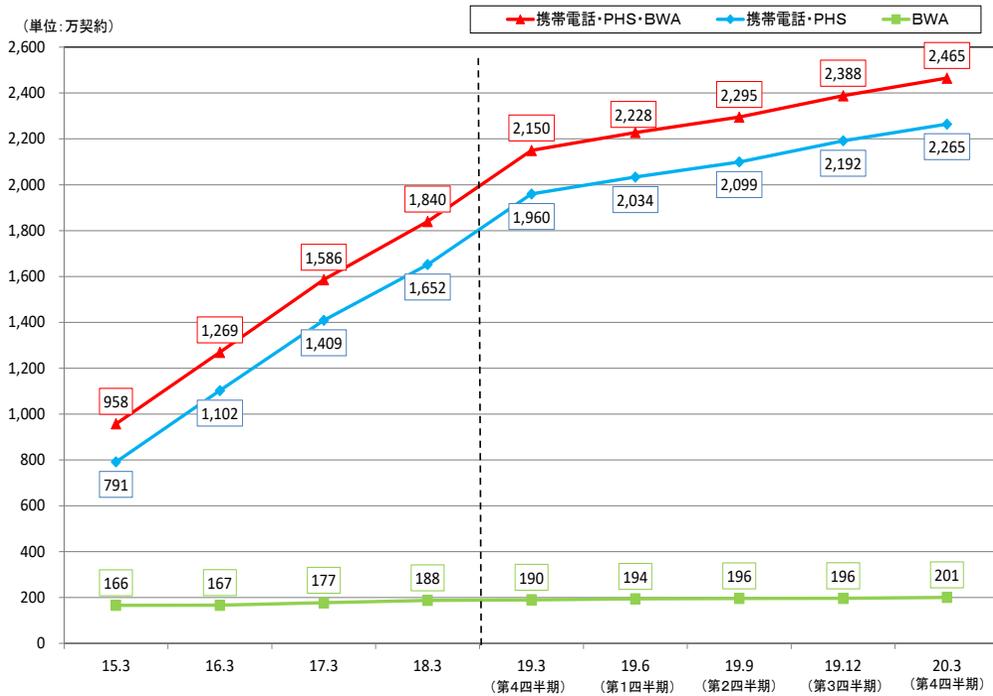
区分	16.3	17.3	18.3	19.3	19.6	19.9	19.12	20.3
SIMカード型	29 (15)	41 (20)	42 (22)	52 (28)	54 (30)	53 (31)	54 (33)	57 (36)
通信モジュール	17 (12)	18 (12)	18 (14)	20 (17)	21 (17)	21 (17)	22 (18)	22 (18)
単純再販	17 (16)	19 (16)	22 (17)	26 (20)	26 (20)	26 (20)	26 (19)	27 (20)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
再卸	24 (18)	28 (20)	30 (23)	35 (26)	36 (27)	38 (27)	38 (27)	41 (29)

注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMNOの事業者数。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

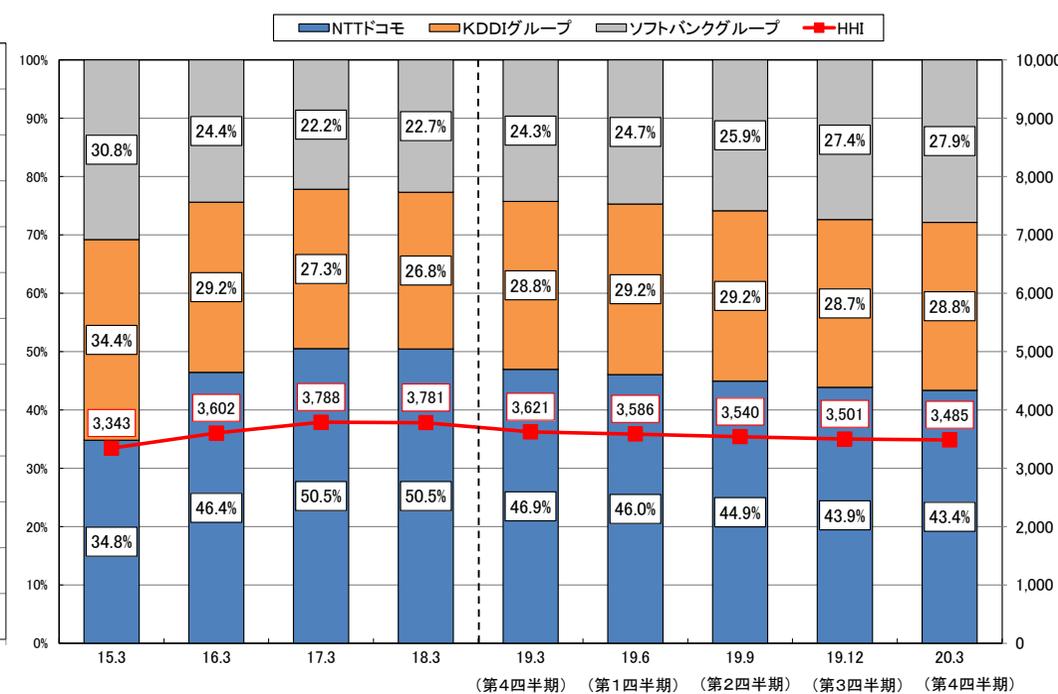
- 2019年度末時点におけるMNOの卸契約数は**2,465万**(前期比+3.2%、前年同期比+14.7%)となっており、引き続き**増加傾向**にある。
- 2019年度末時点におけるMNOの卸契約数における**事業者別シェア**は、**NTTドコモが43.4%**(前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲3.6ポイント)、**KDDIグループが28.8%**(前期比、前年同期比ともに±0ポイント)、**ソフトバンクグループが27.9%**(前期比+0.5ポイント、前年同期比+3.6ポイント)となっている。**HHIは3,485**(前期比▲16、前年同期比▲137)となっている。

【MVNO(MNOであるMVNOを除く)サービスの契約数の推移】



注: MNOからの報告を基に作成。

【MNOの卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移(グループ別)】



注1: MNOからの報告を基に作成。

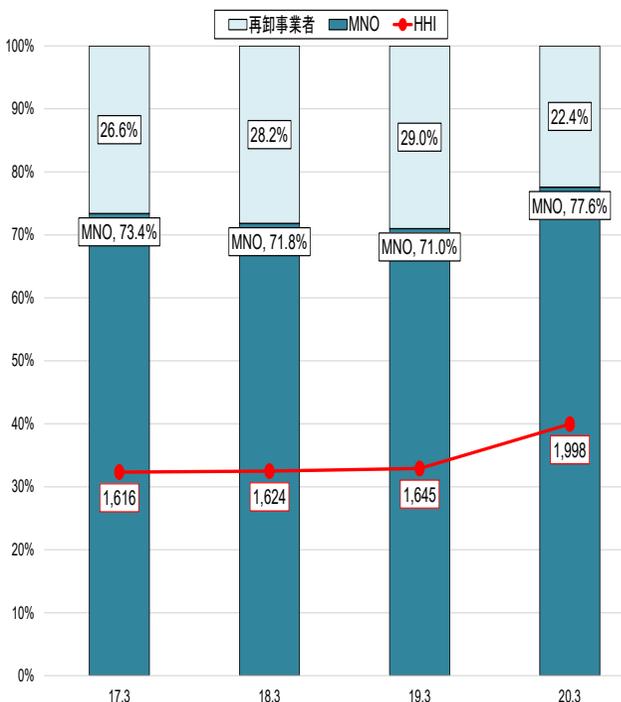
注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

注3: 「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3)及びWireless City Planningが含まれる。

- 2019年度末時点における最終利用者に提供するMVNO（契約数が3万以上のMVNO）に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者のシェアの合計が**22.4%**（前期比+0.1ポイント、前年同期比▲6.6ポイント）となっている。HHIは**1,998**（前期比+41、前年同期比+353）。
- SIMカード型の卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が**33.8%**（前期比▲0.4ポイント、前年同期比▲11.8ポイント）となっている。HHIは**2,679**（前期比▲44、前年同期比+544）。
- 通信モジュールの卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計は**2.1%**（前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.2ポイント）にとどまる。HHIは**4,822**（前期比▲16、前年同期比+33）。

【最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移】

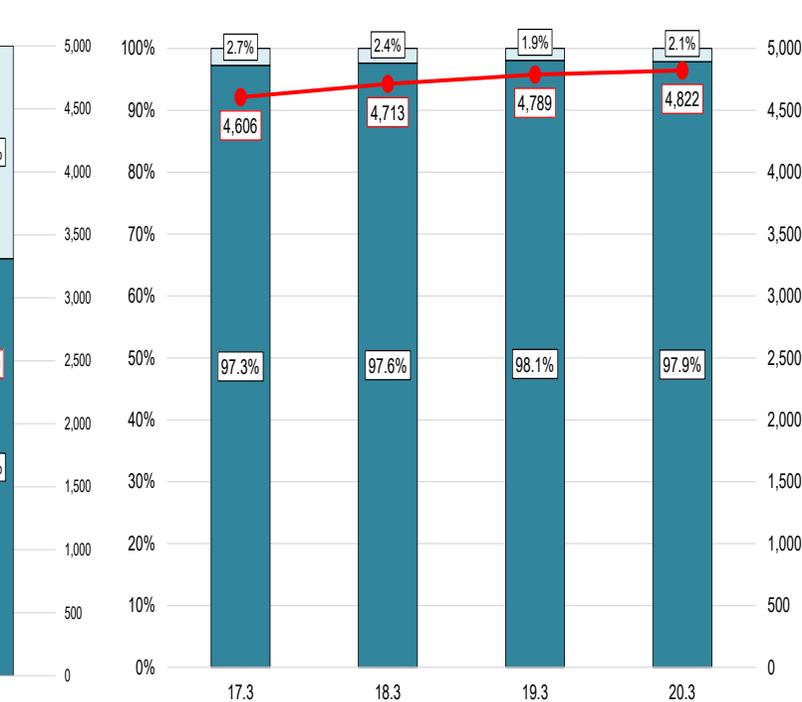
＜全体＞



＜SIMカード型＞



＜通信モジュール＞



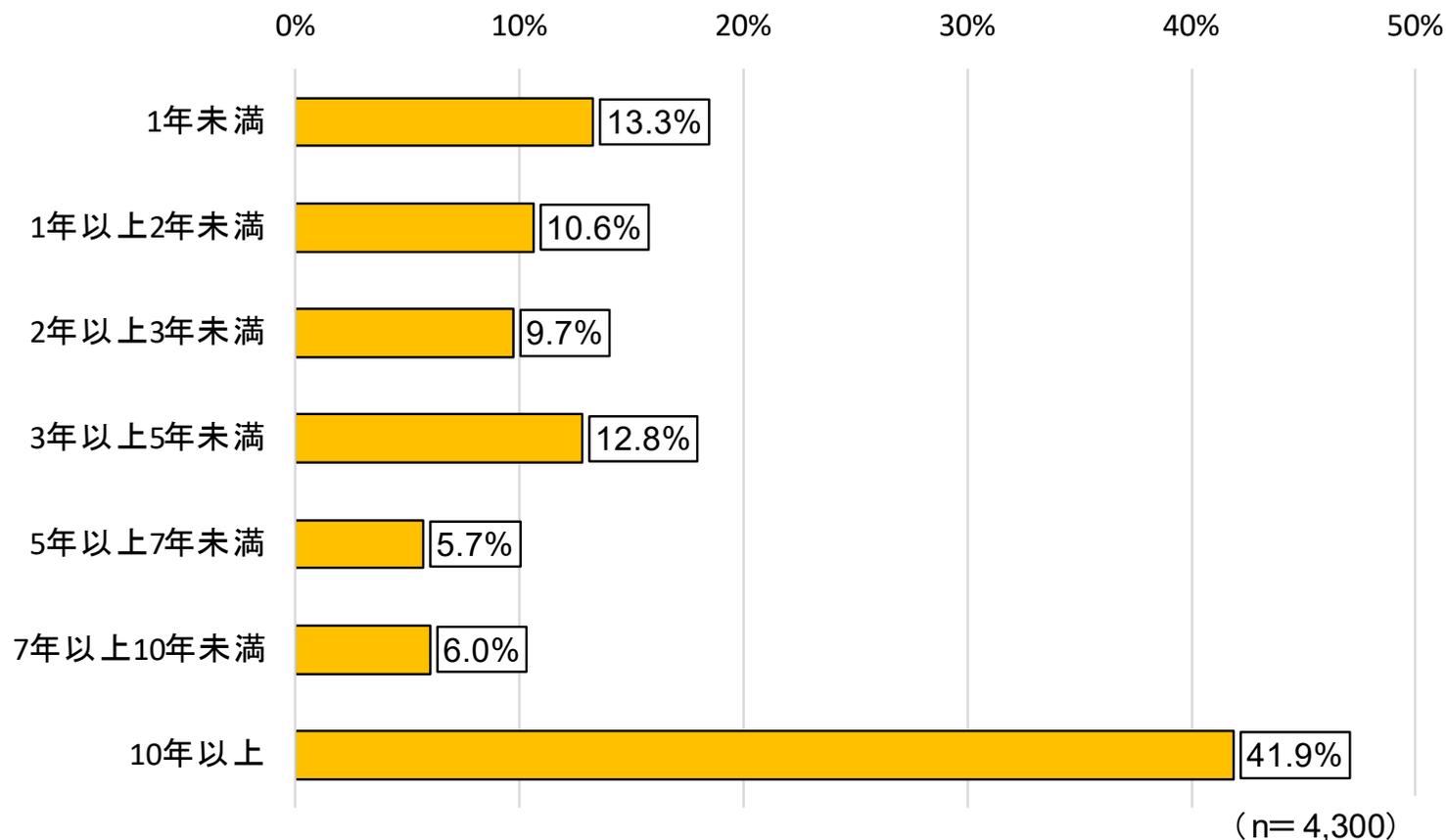
(参考) 主な再卸事業者

株式会社インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ネットワークコンサルティング、株式会社シンク、フリービット株式会社、株式会社ジュピターテレコム

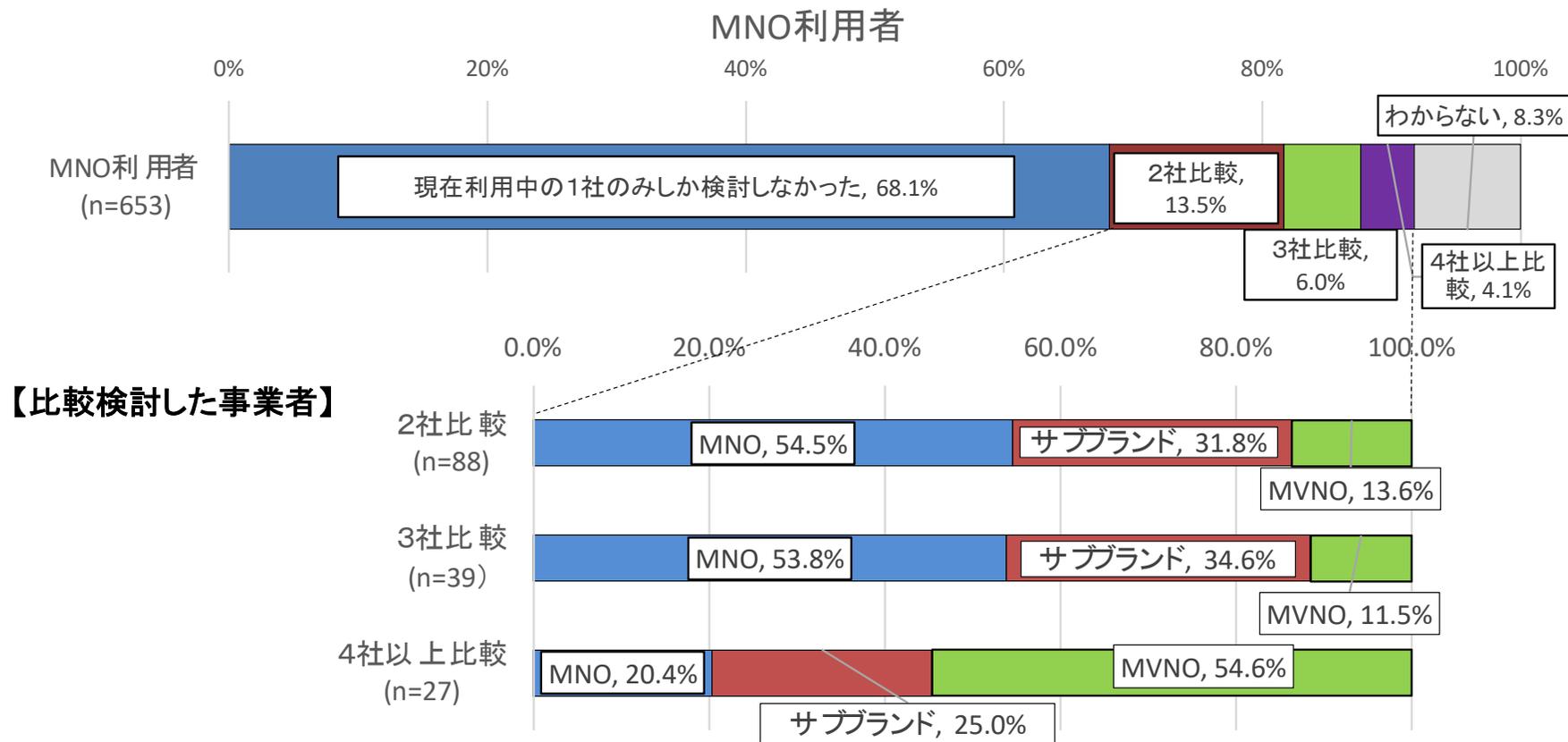
注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注2: MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

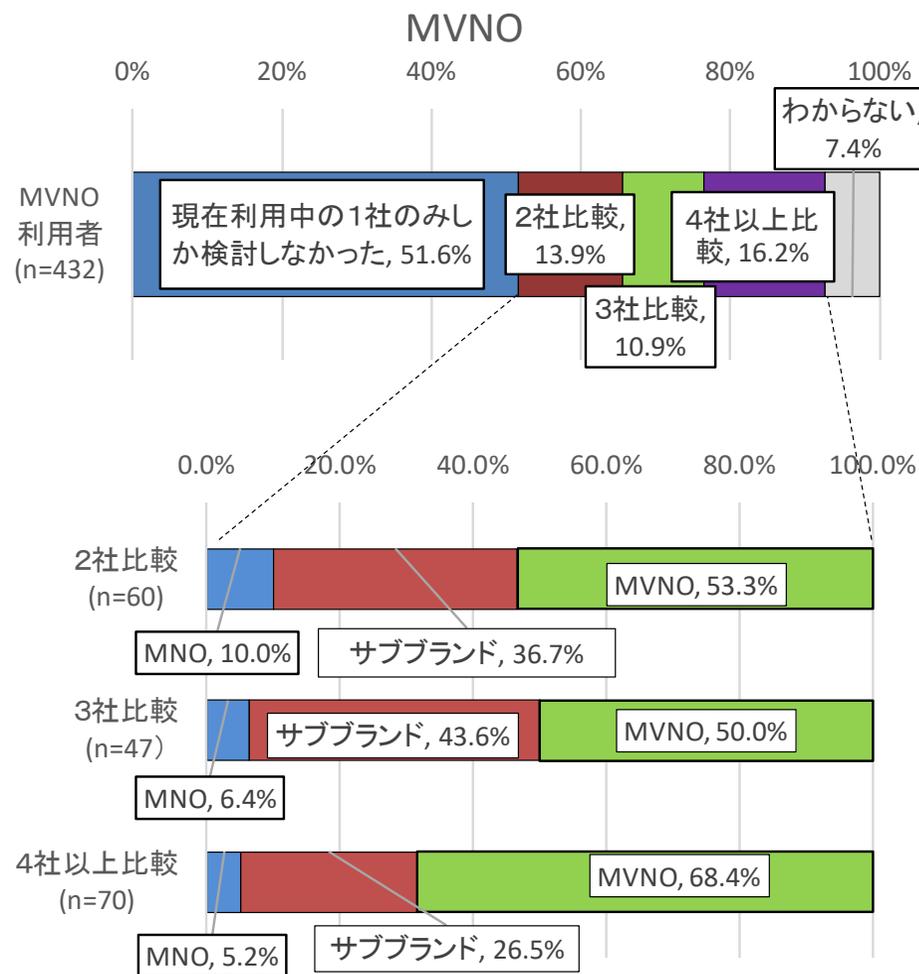
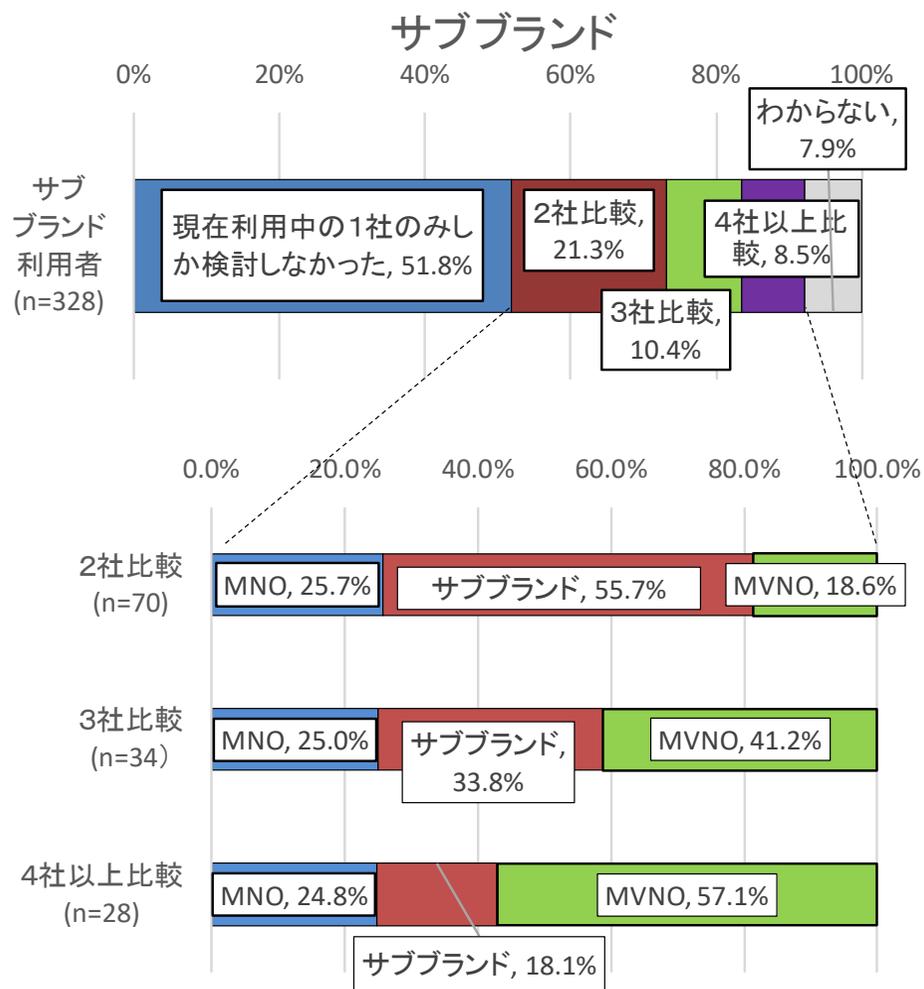
- 「10年以上」継続して同一の携帯電話事業者のサービスを利用している者の割合が4割を超える一方、3分の1程度の者は、「3年未満」の継続利用年数となっている。



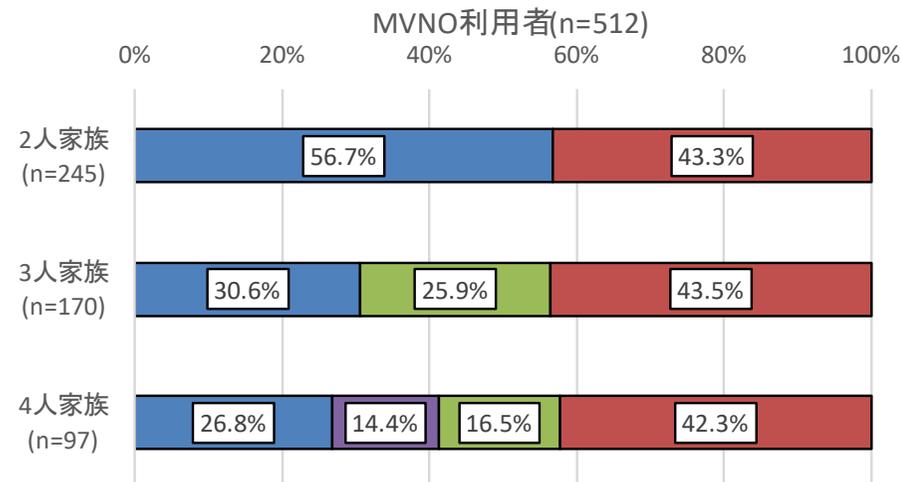
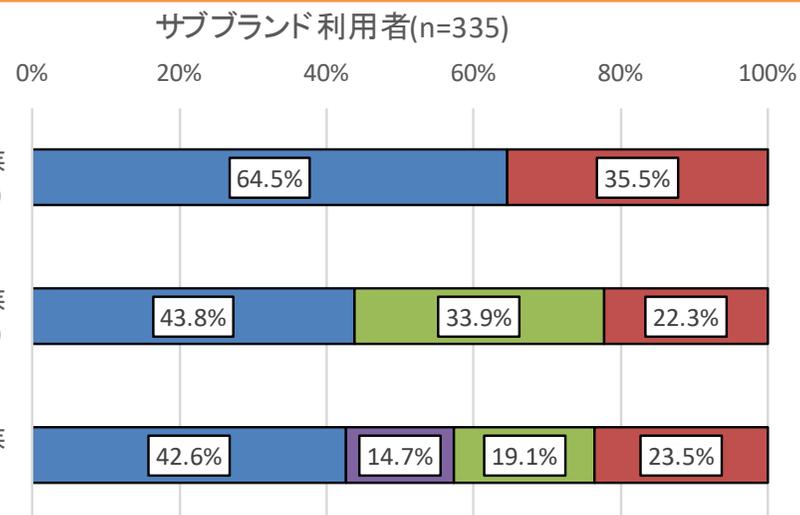
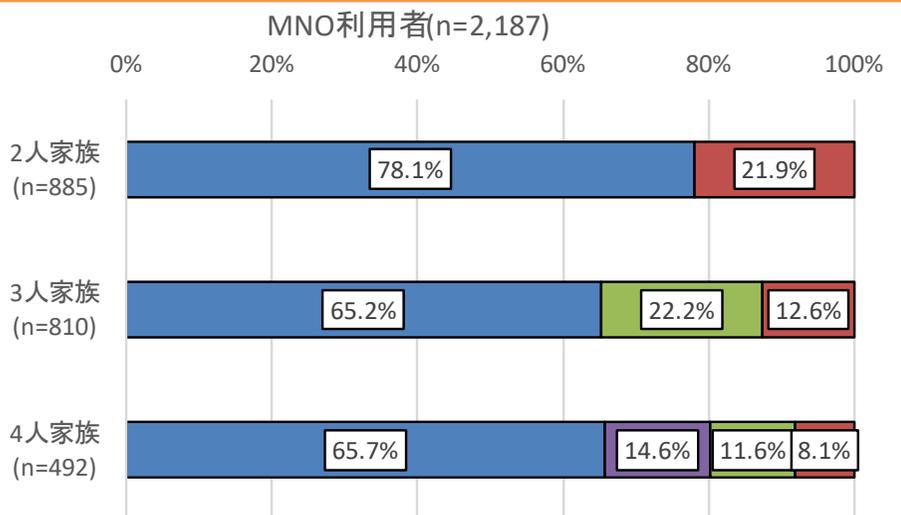
- 現在利用中の携帯電話事業者の継続利用年数が3年未満の者に対し、契約時の比較検討状況について質問を行ったところ、MNO利用者(653人)のうち、**68.1%**の者が「**現在利用中の1社のみしか検討しなかった**」と回答している。
- 複数の事業者を比較検討した者についてみると、**2社を比較対象とした者のうちの過半数(54.5%)**は、**MNO同士**の比較により**事業者の選択**を行っており、MVNOを検討対象とした者は、13.6%にとどまっている。



- サブブランド利用者、MVNO利用者についても、過半数の者が「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」と回答している（ただし、MNO利用者よりは複数の事業者を比較検討している者の割合が多い。）。
- 複数の事業者を比較検討した者についてみると、サブブランド利用者においてはサブブランド同士での比較を、MVNO利用者においてはMVNO同士での比較を行っている者の割合が多い。

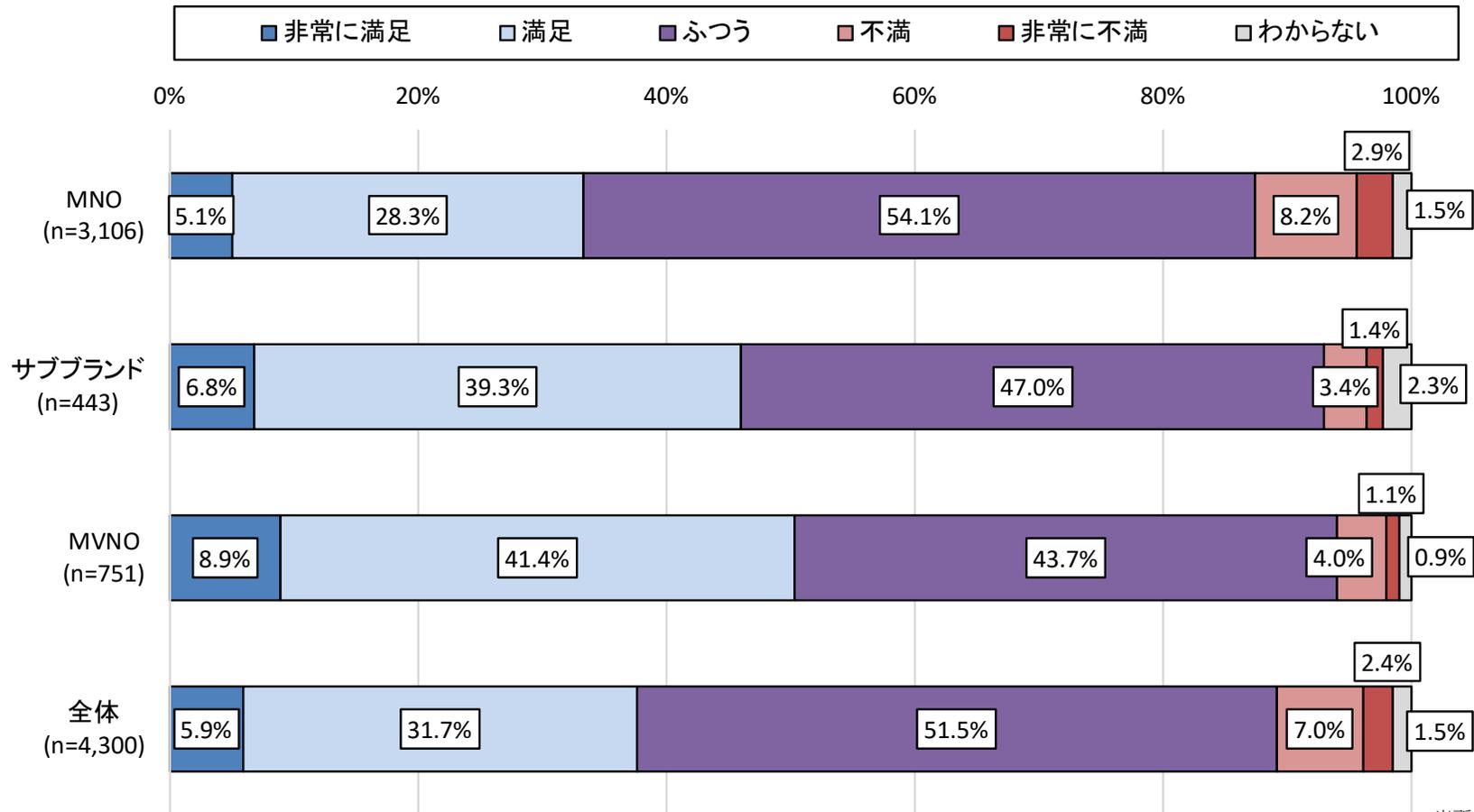


- 同居の家族の携帯電話サービスの利用状況についての回答状況をみると、MNO利用者、サブブランド利用者、MVNO利用者のいずれも、2人家族の場合、過半数の者が、「同居の家族と同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答している。
- MNO利用者については、4人家族の場合でも、**65.7%**の者が、「**家族全員が同じ携帯電話事業者のサービスを利用している**」と回答している。

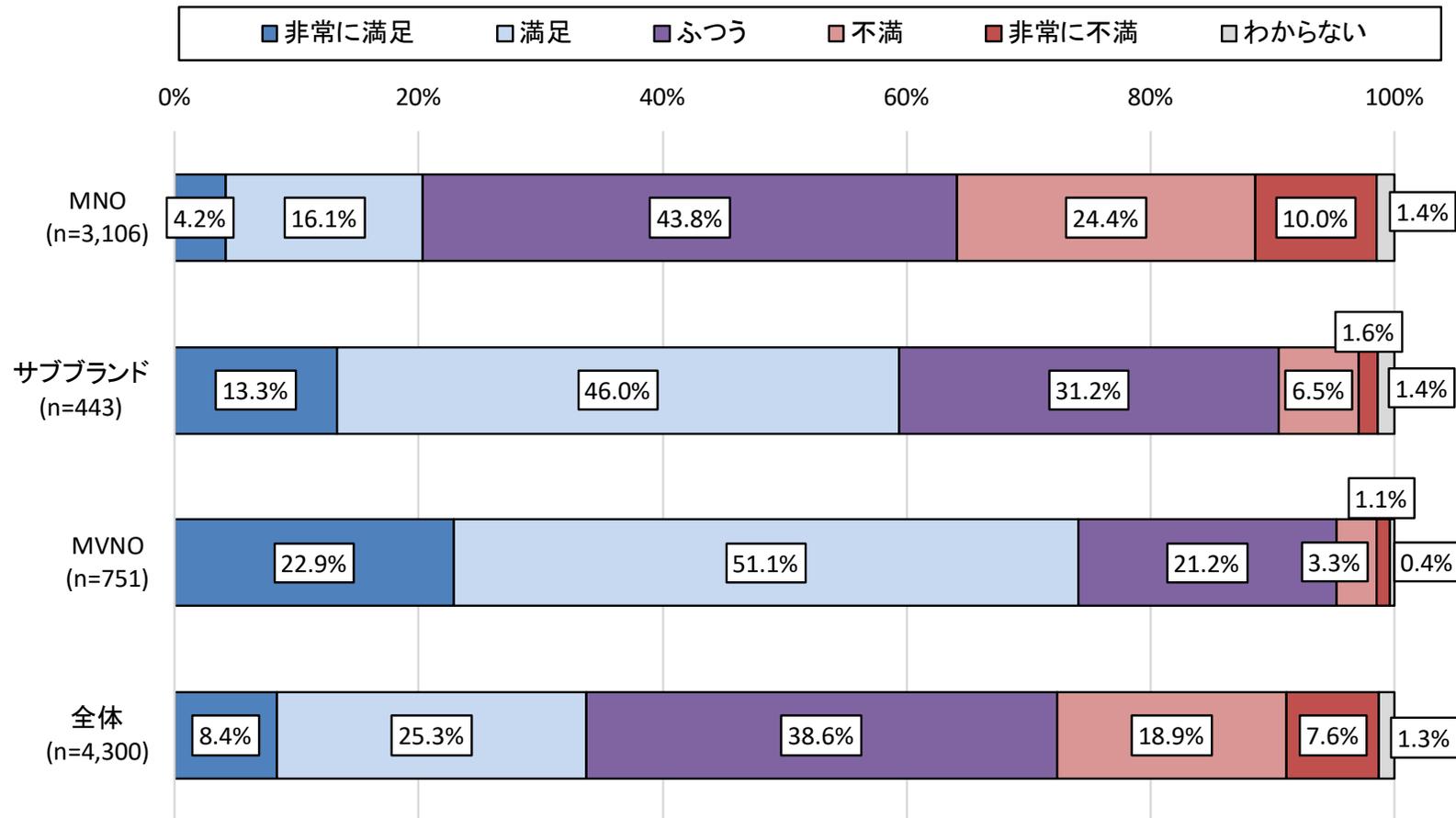


- 家族全員同じ事業者を利用
- 他の家族のうち2名は自分と同じ事業者を利用
- 他の家族のうち1名は自分と同じ事業者を利用
- 自分以外の家族は他の事業者を利用

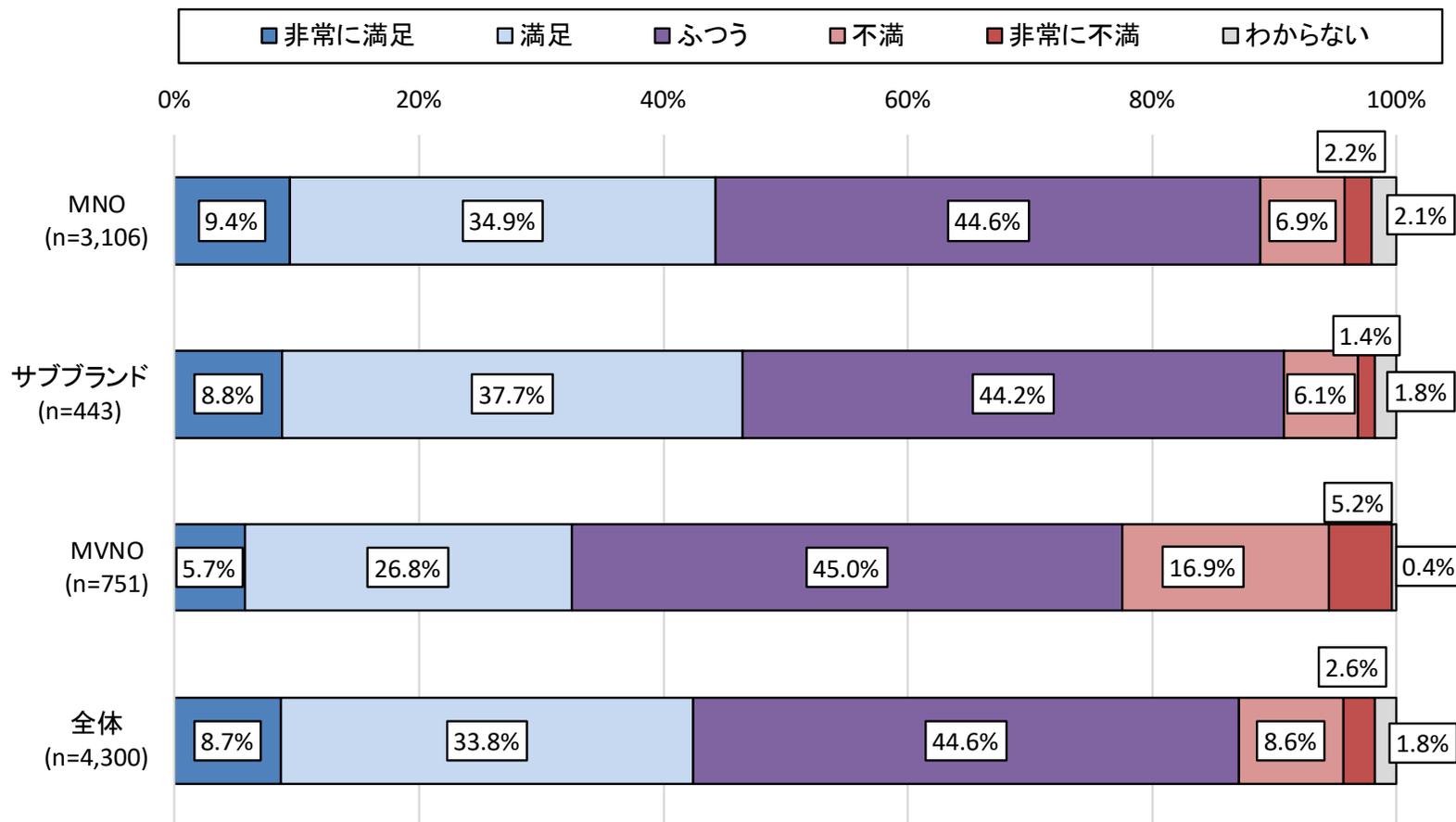
- 現在主に利用している携帯電話サービスの総合満足度に関する質問について、MVNO利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**50.3%**であったのに対し、サブブランド利用者においては**46.0%**、MNO利用者においては**33.3%**となっている。



- 料金の満足度に関する質問では、**MVNO利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**74.0%**であったのに対し、**サブブランド利用者**においては**59.4%**、**MNO利用者**においては**20.3%**となっており、サービスの形態間での差が顕著なものとなっている。

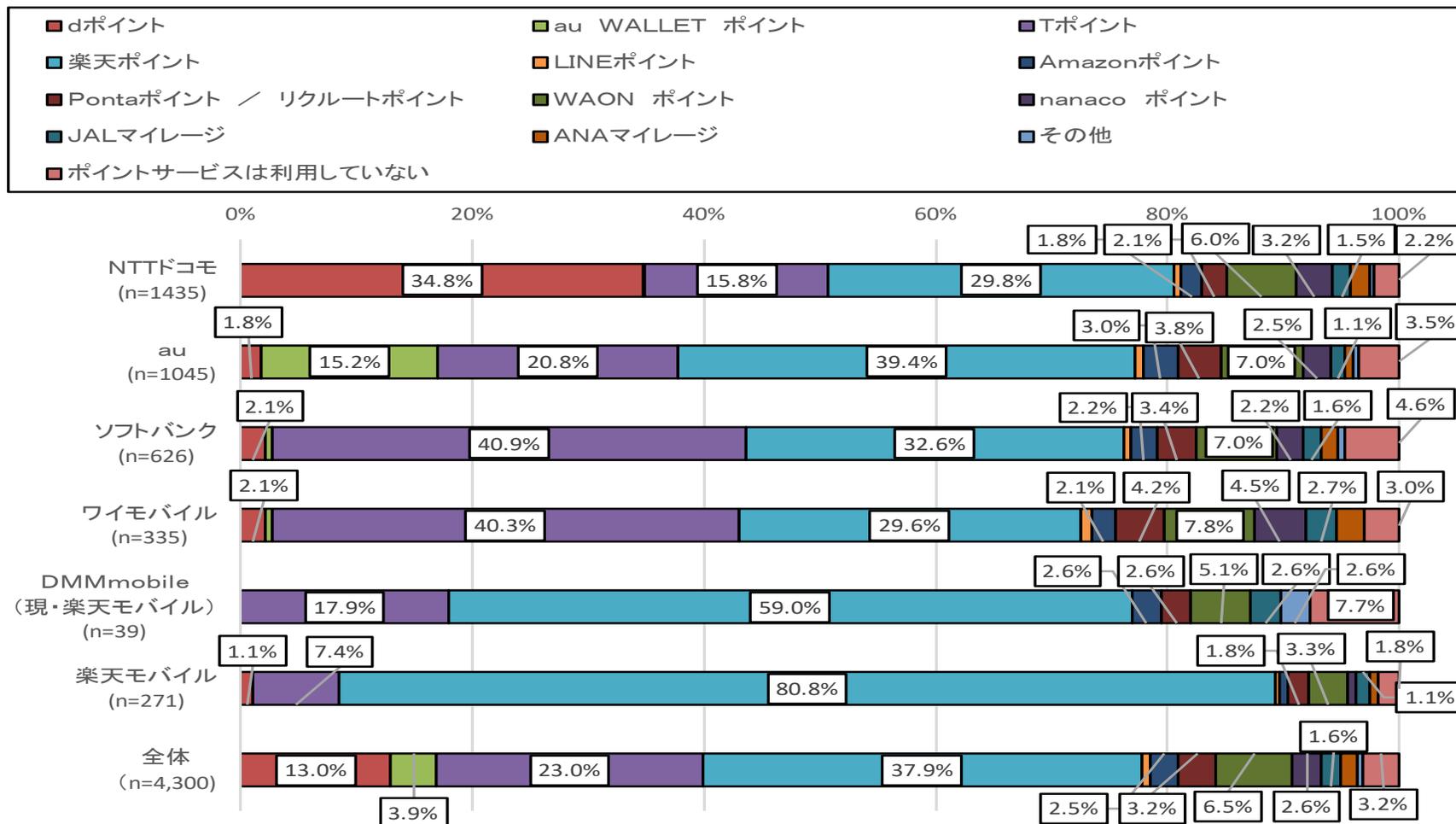


- 通信速度・品質の満足度に関する質問では、サブブランド利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**46.5%**であったのに対し、MNO利用者においては**44.3%**、MVNO利用者においては**32.5%**となっている。
- 「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみると、サブブランド利用者においては**7.4%**、MNO利用者においては**9.0%**であったのに対し、MVNO利用者においては**22.1%**となっている。



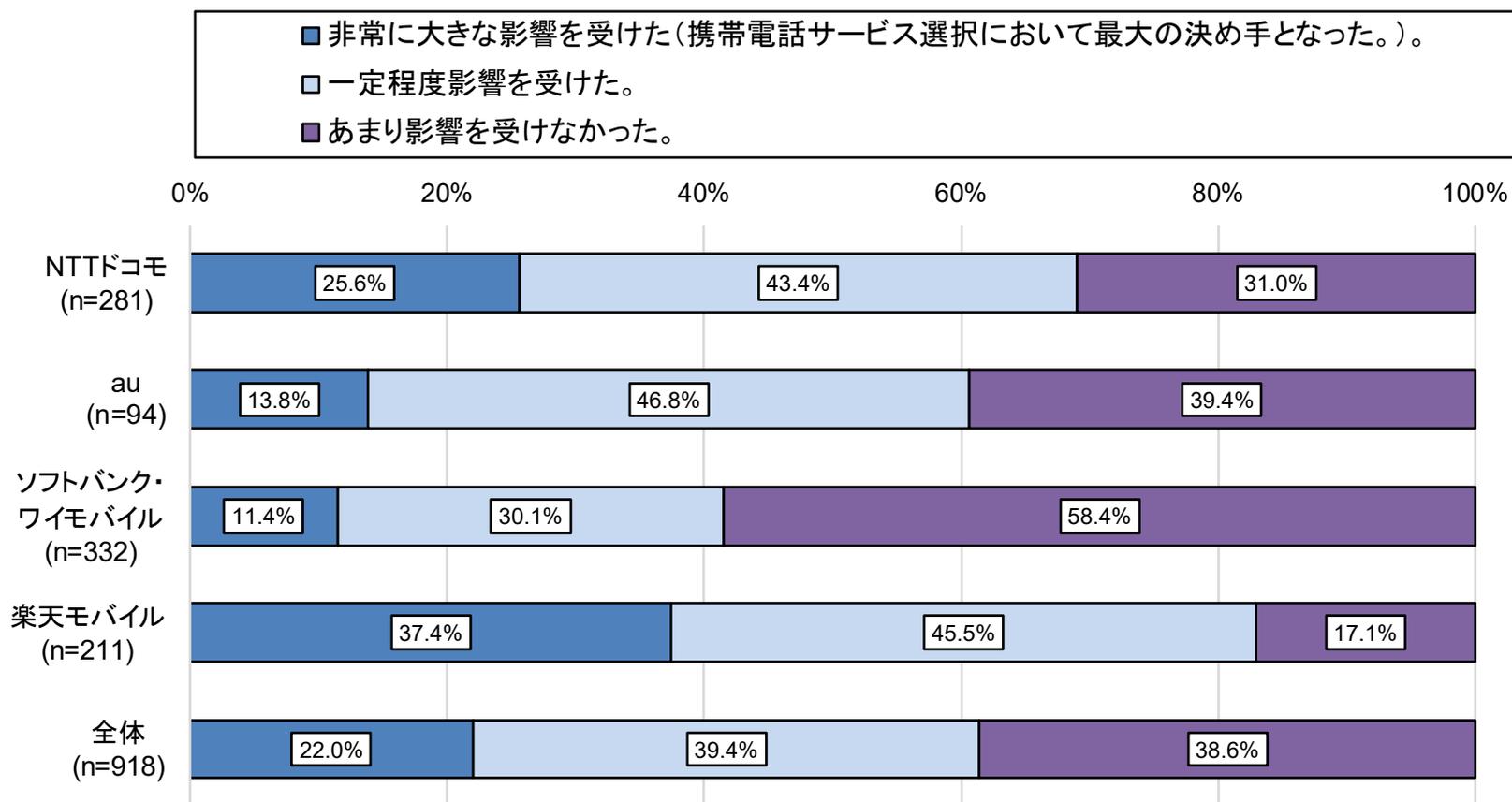
- 日頃の買い物の際に「最も」利用しているポイントサービスについての質問では、携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービス(NTTドコモ利用者におけるdポイント、au利用者におけるau WALLETポイント、ソフトバンク・ワイモバイル利用者におけるTポイント、楽天モバイル・DMMmobile利用者における楽天ポイント)を挙げる者が多くみられた。

日頃の買い物の際に、最も利用しているポイントサービス



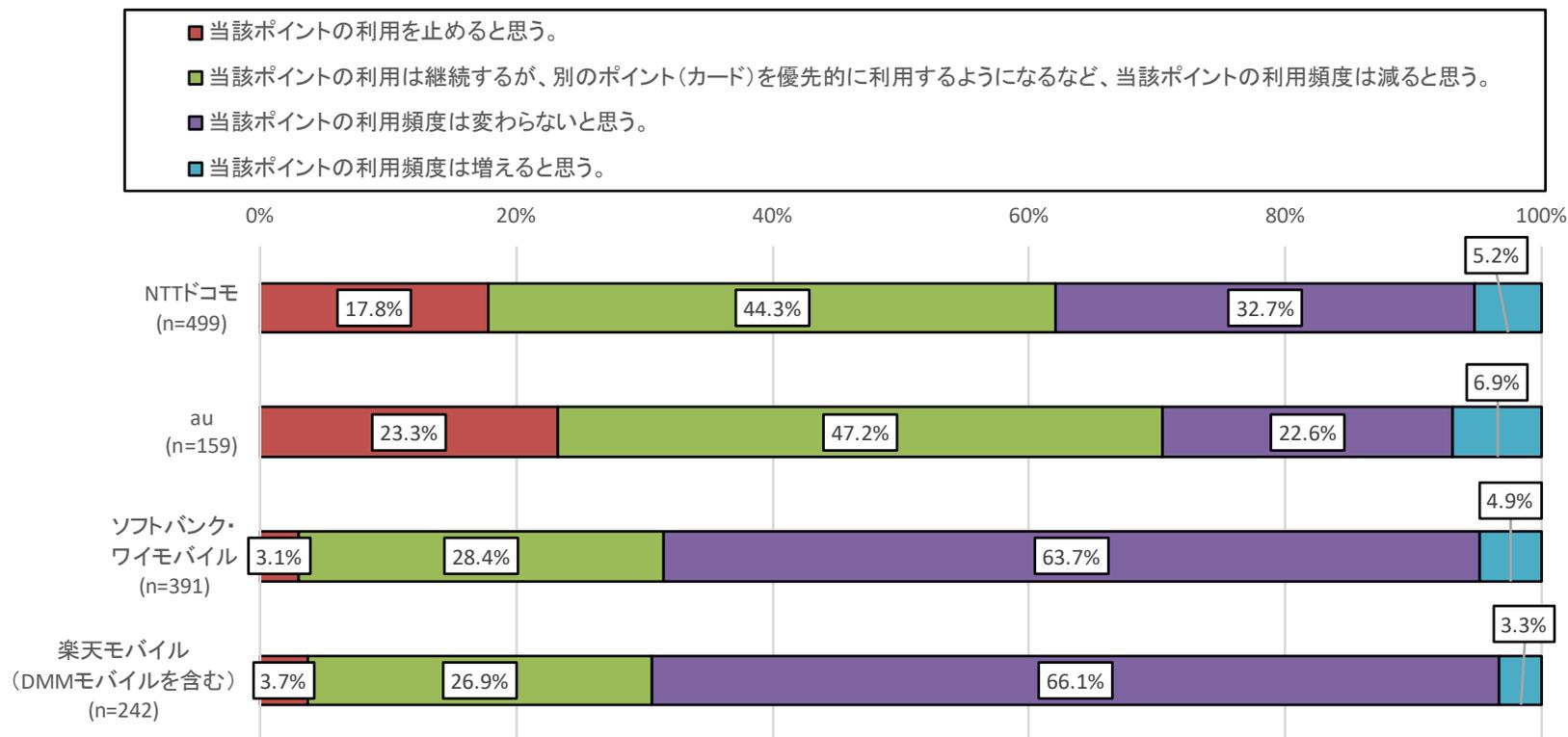
- 携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービスを日頃の買い物の際に最も利用していると回答した者のうち、現在利用している携帯電話サービスの利用開始前または利用開始と同時に当該ポイントサービスの利用を開始した者(※)に対し、当該ポイントサービスの存在が携帯電話サービスの選択にどの程度影響を与えたかについて質問を行った。
- 楽天モバイル利用者においては、回答者の8割以上がポイントサービスの存在が携帯電話サービスの選択に影響を与えたと回答したほか、その他の携帯電話サービス利用者においても、同様の回答をした者が一定程度みられた。

※ NTTドコモ利用者の19.6%、au利用者の9.0%、ソフトバンク・ワイモバイル利用者の34.5%、楽天モバイル利用者の77.9%



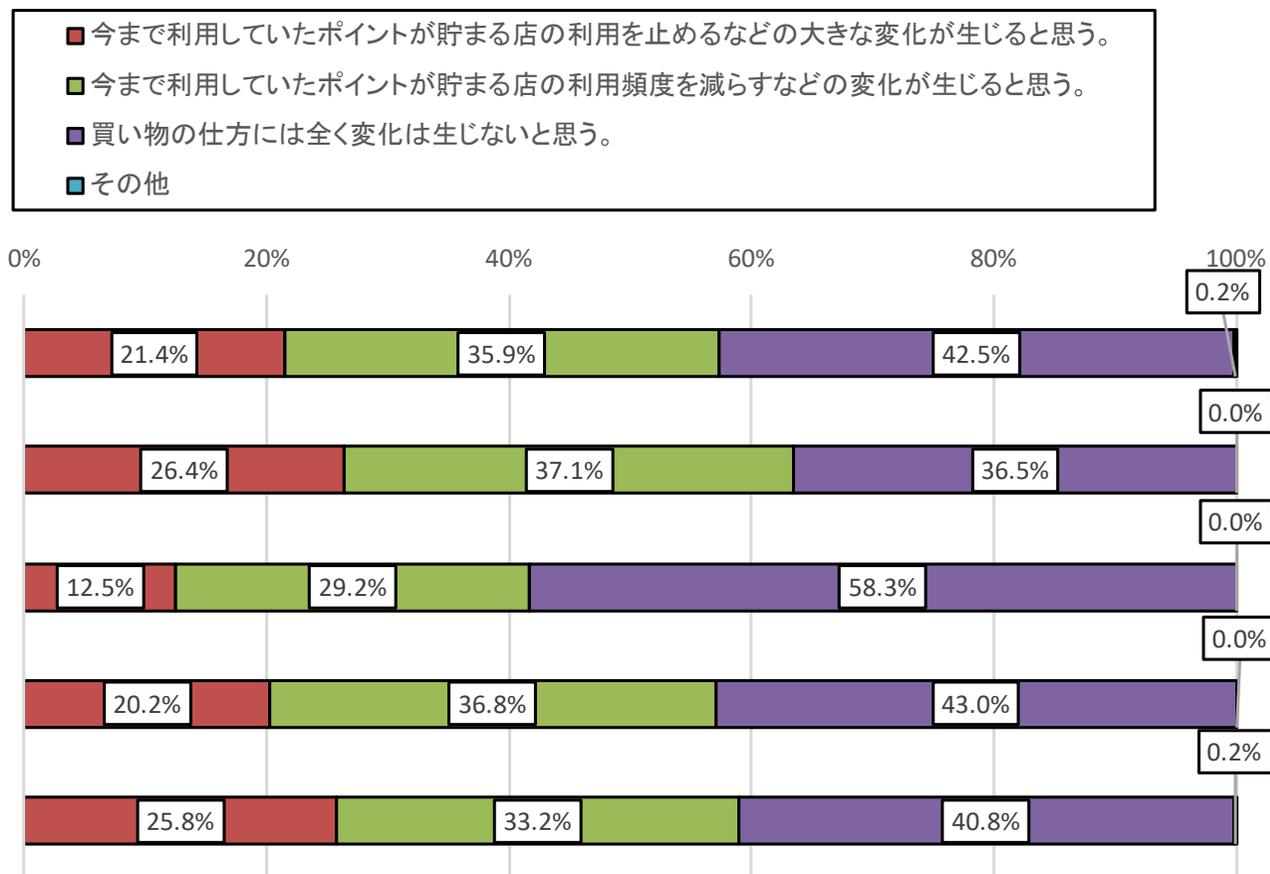
- 携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービスを日頃の買い物の際に最も利用していると回答した者に対し、携帯電話利用に対するポイント付与がなくなった場合において、日頃の買い物の際のポイント利用に何らかの変化が生じるかについて質問を行った。
- NTTドコモ利用者(dポイント)においては6割以上の者が、au利用者(au WALLETポイント)においては7割以上の者がポイント利用を止める、または、ポイントの利用頻度を減らすと回答するなど、携帯電話利用に対するポイントの付与が、日頃の買い物におけるポイント利用の仕方にも一定の影響を与えていることがうかがえる結果となった。

携帯電話利用に対するポイント付与がなくなった場合の影響



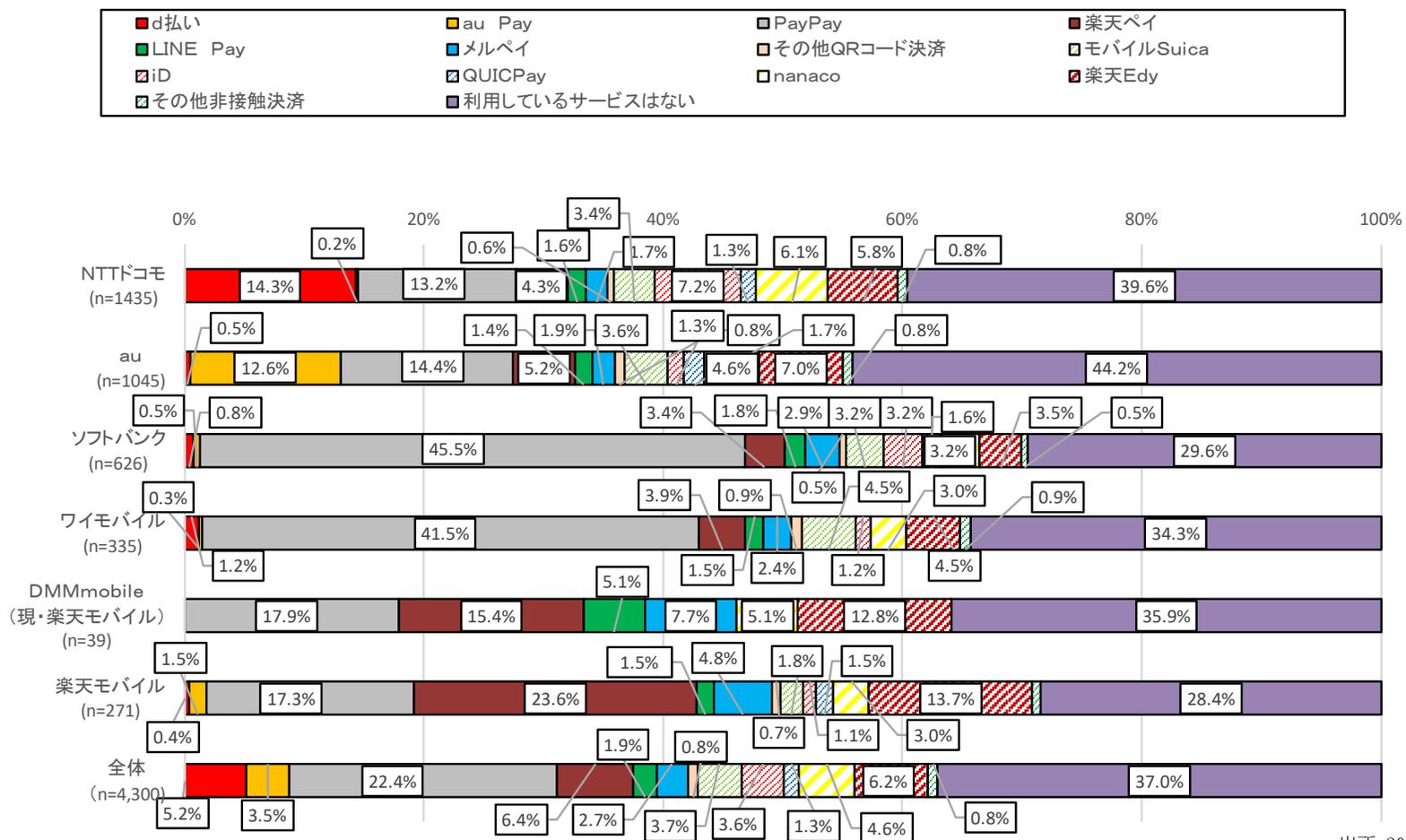
- 日頃の買い物の際に最も利用しているポイントサービスがなくなった場合において、日頃の買物の仕方に関わらず、何らかの変化が生じるかについて質問を行ったところ、半数以上の者が、今まで利用していたポイントが貯まる店の利用を止める、または、その利用頻度を減らすなどの変化が生じると回答している。

ポイントサービスがなくなった場合の影響

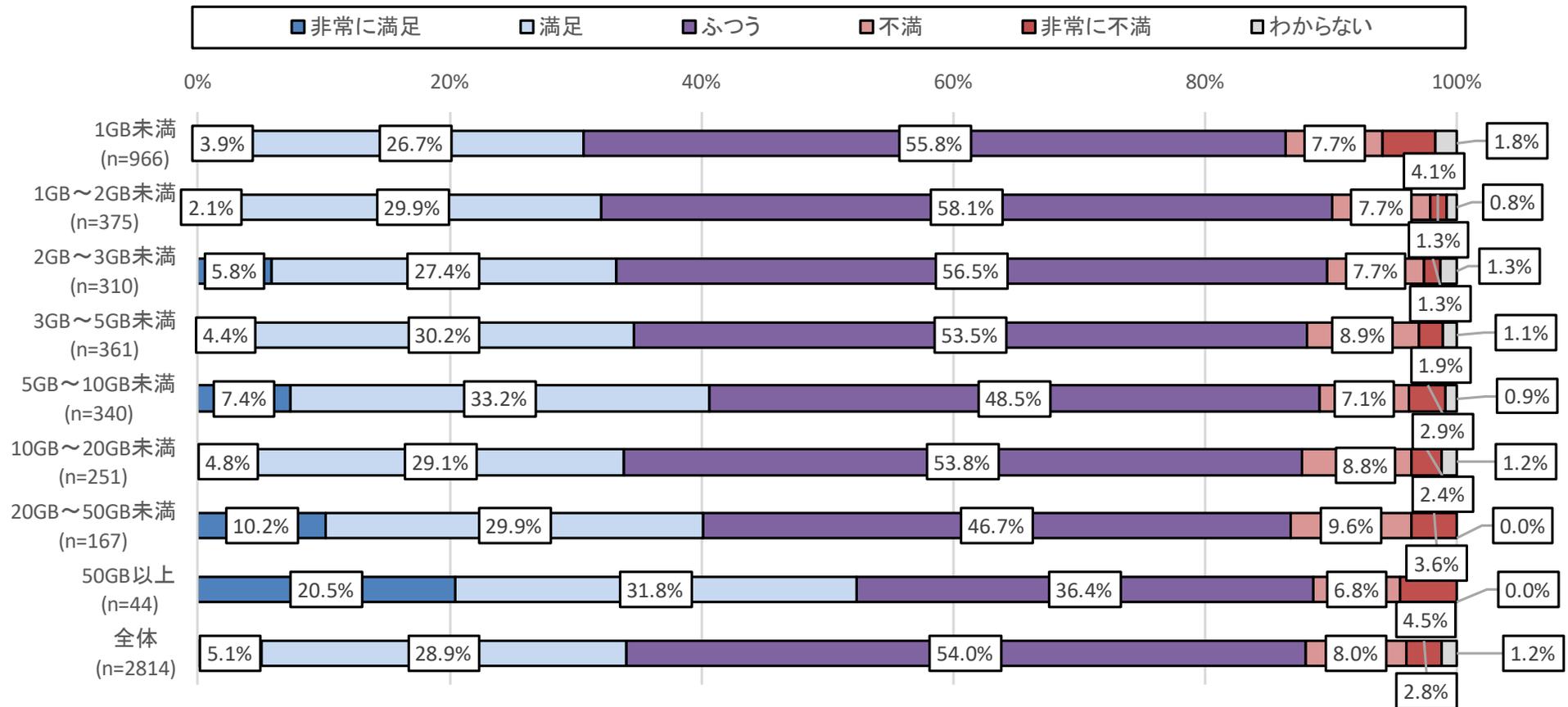


- 直近1ヶ月において最も頻繁に利用した、携帯電話端末を用いた決済サービスについての質問では、現在利用中の携帯電話サービスの提供事業者（またはそのグループ内事業者）が提供するQRコード決済サービス（NTTドコモ利用者におけるd払い、au利用者におけるau Pay、ソフトバンク・ワイモバイル利用者におけるPayPay、楽天モバイル・DMMmobile利用者における楽天ペイ）を挙げる者が多くみられた（ただし、PayPayについては、ソフトバンク・ワイモバイル以外の携帯電話サービス利用者においても一定のシェアを有している。）。

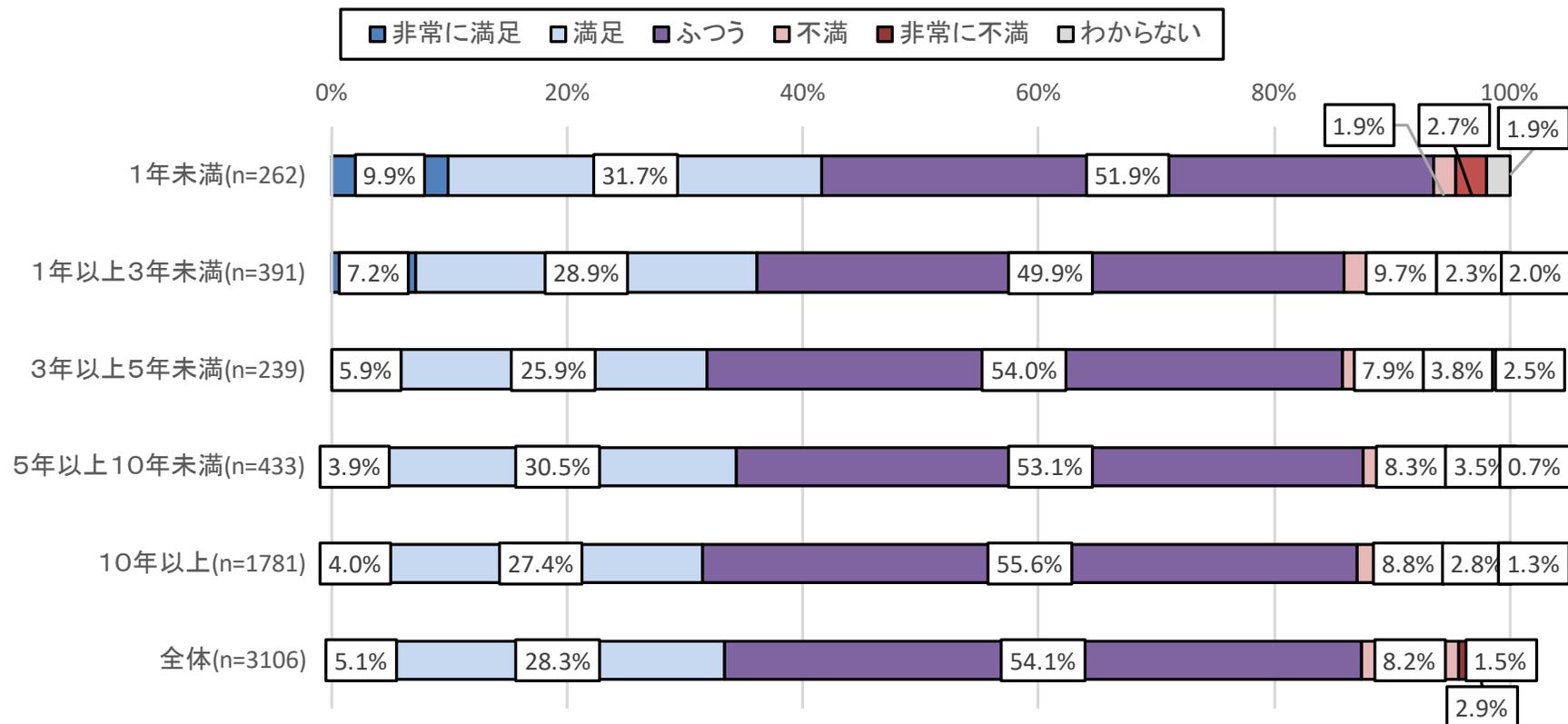
直近1ヶ月で最も頻繁に利用した決済サービス



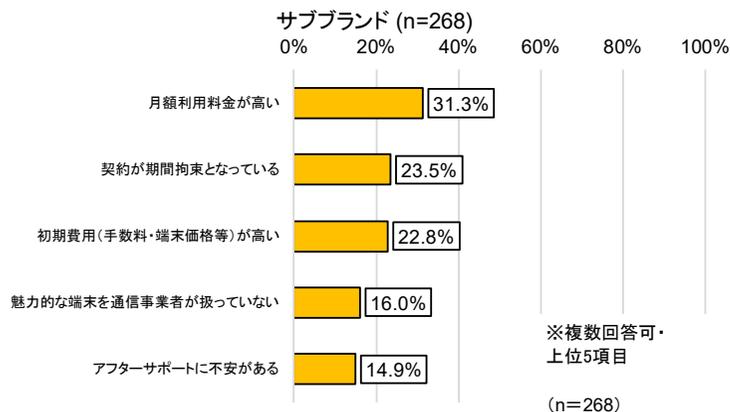
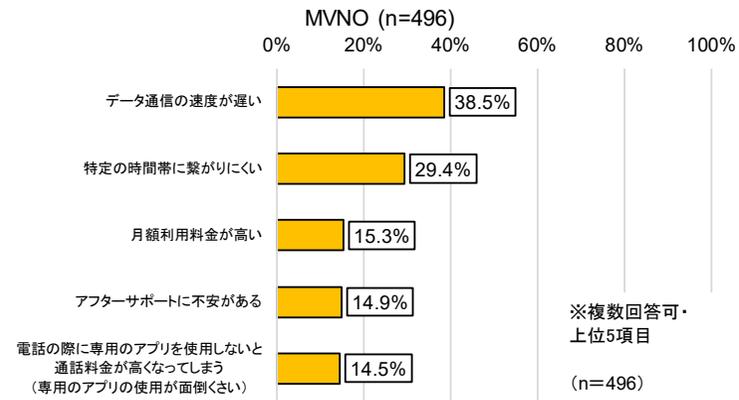
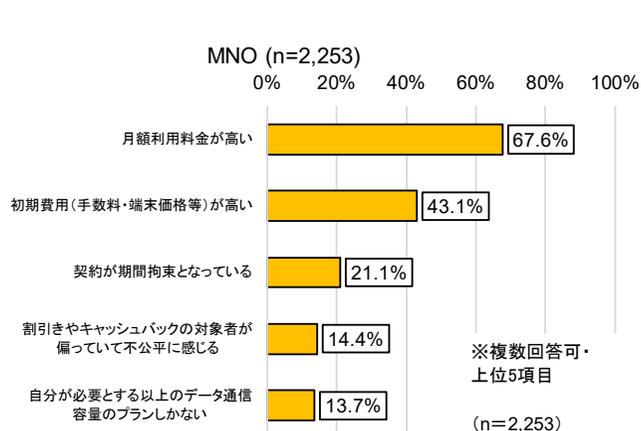
- MNO利用者(のうちデータ通信サービス利用者)について、1ヶ月当たりのデータ利用量と総合満足度の関係を見ると、**データ利用量が多くなるにつれ、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が大きくなる関係**がみられた(ただし、「10GB～20GB」未満の者を除く。)
- 「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合については、データ利用量が多くなるにつれ、その割合が小さくなるという関係はみられなかった。



- MNO利用者について、継続利用年数と総合満足度の関係を見ると、利用年数「1年未満」の者については、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が比較的多く、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的小なかった。
- 利用年数「10年以上」の者については、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が比較的小なく、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的多かった。



- 利用中の携帯電話サービスについて、「不満な点がない」とした者は、MNO利用者の27.5%、サブブランド利用者の39.5%、MVNO利用者の34.0%であった(昨年度:MNO利用者23.5%、サブブランド利用者33.0%、MVNO利用者39.2%)。
- 不満な点について、MNO利用者およびサブブランド利用者においては、「月額利用料金が高い」を挙げる者が最も多く、MVNO利用者においては、通信品質面の不満を挙げる者が多かった。「契約が期間拘束となっている」を挙げた者の割合は減少した(昨年度は、MNO利用者のうち30.8%、サブブランド利用者のうち46.3%が「契約が期間拘束となっている」を不満な点として挙げている。)



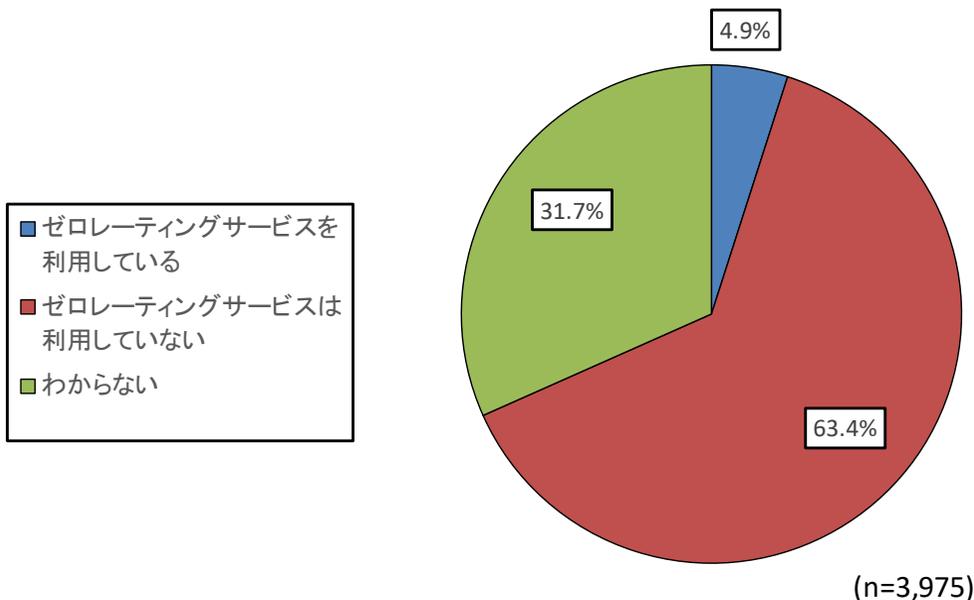
【選択肢一覧】 ①初期費用(端末価格等)が高いこと、②月額利用料金が高いこと、③自分が必要とする以上の音声通話のプランしかないこと、④自分が必要とする以上のデータ通信容量のプランしかないこと、⑤SIMロック解除ができないこと、⑥契約が期間拘束となっていること、⑦固定電話や固定インターネット回線、プロバイダ(ISP)など他の通信サービスとの一括契約による割引サービスがないこと、⑧割引きやキャッシュバックの対象者が偏っていて不公平に感じること、⑨魅力的な端末を通信事業者が扱っていないこと、⑩動画や音楽等のコンテンツ(アプリを含む)が不足していること、⑪通話の品質が悪いこと、⑫特定の時間帯に繋がりにくいこと、⑬データ通信の速度が遅いこと、⑭アフターサポートに不安がある、⑮不要なアプリのインストールを勧められた、⑯オプションサービスに魅力がない、⑰電話の際に専用のアプリを使用しないと通話料金が高くなってしまふこと(専用のアプリの使用が面倒くさいこと)、⑱不満な点はない、⑲その他

- ゼロレーティングサービスの利用状況に関する質問では、4.9%の者が「ゼロレーティングサービスを利用している」と回答している。ただし、「ウルトラギガモンスター+」(ソフトバンク)を利用中の者のうち半数以上の者が、「ゼロレーティングサービスは利用していない」または「わからない」と回答しているなど、ゼロレーティングサービスが付帯されたデータ通信プランに加入している者であってもゼロレーティングサービスの有無について正しく認識していない可能性がある(※)。

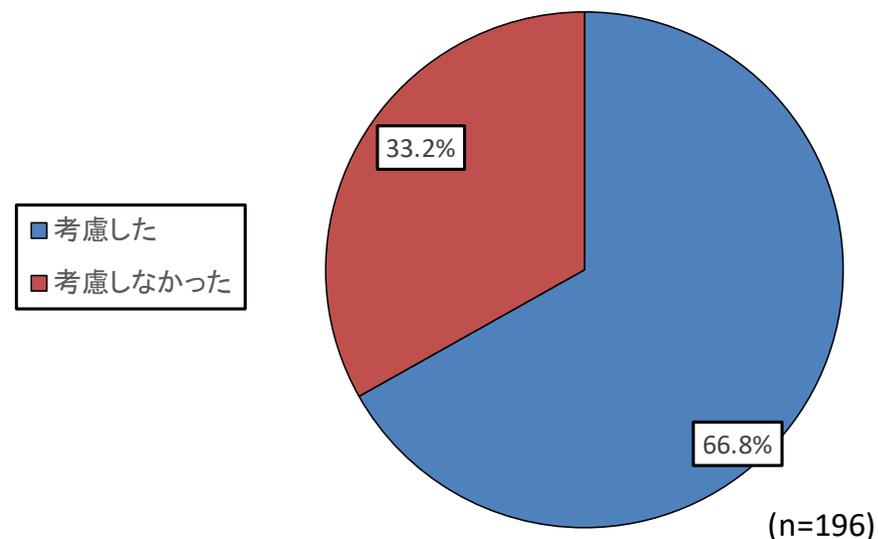
(※)アンケート設問文においては、「ゼロレーティング(カウントフリー)とは、一部のコンテンツ(動画、音楽、SNS等)についてデータ使用量の計上の対象としないサービスのことをいい、例として、ソフトバンクの「ウルトラギガモンスター+」や「LINEフリープラン」などが挙げられます」との注記を行っている。

- ゼロレーティングサービスを利用中であると回答した者に対して、データ通信プランを選択する際にゼロレーティングサービスの有無を考慮したか質問したところ、66.8%の者が「考慮した」と回答している。

【ゼロレーティングサービスの利用状況】

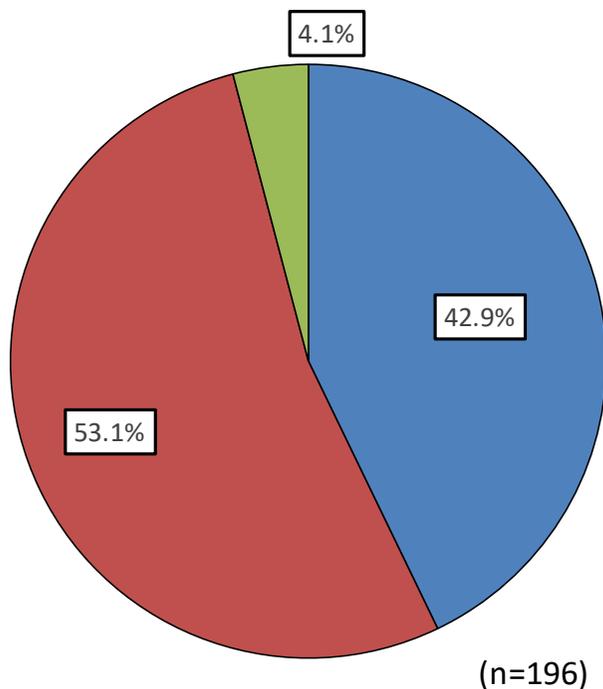


【データ通信プラン選択時の考慮の有無】

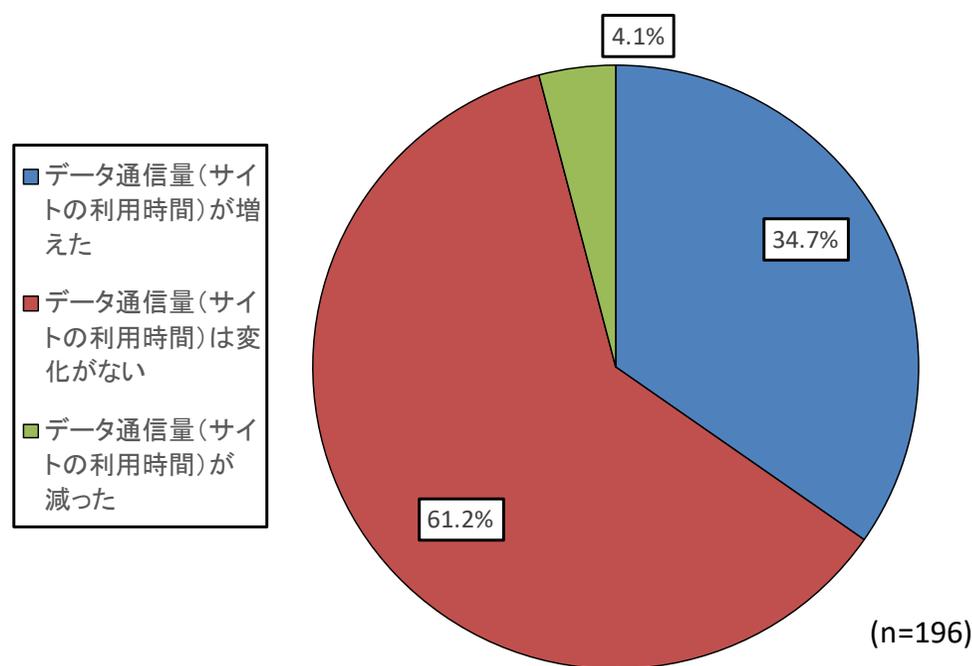


- ゼロレーティングサービスを利用中であると回答した者に対して、ゼロレーティングの対象のコンテンツのデータ通信量(サイトの利用時間)の変化について質問したところ、42.9%の者が「データ通信量(サイトの利用時間)が増えた」と回答している。
- ゼロレーティング対象外のコンテンツについては、34.7%の者が「データ通信量(サイトの利用時間)が増えた」と回答し、4.1%の者が「データ通信量(サイトの利用時間)が減った」と回答している。

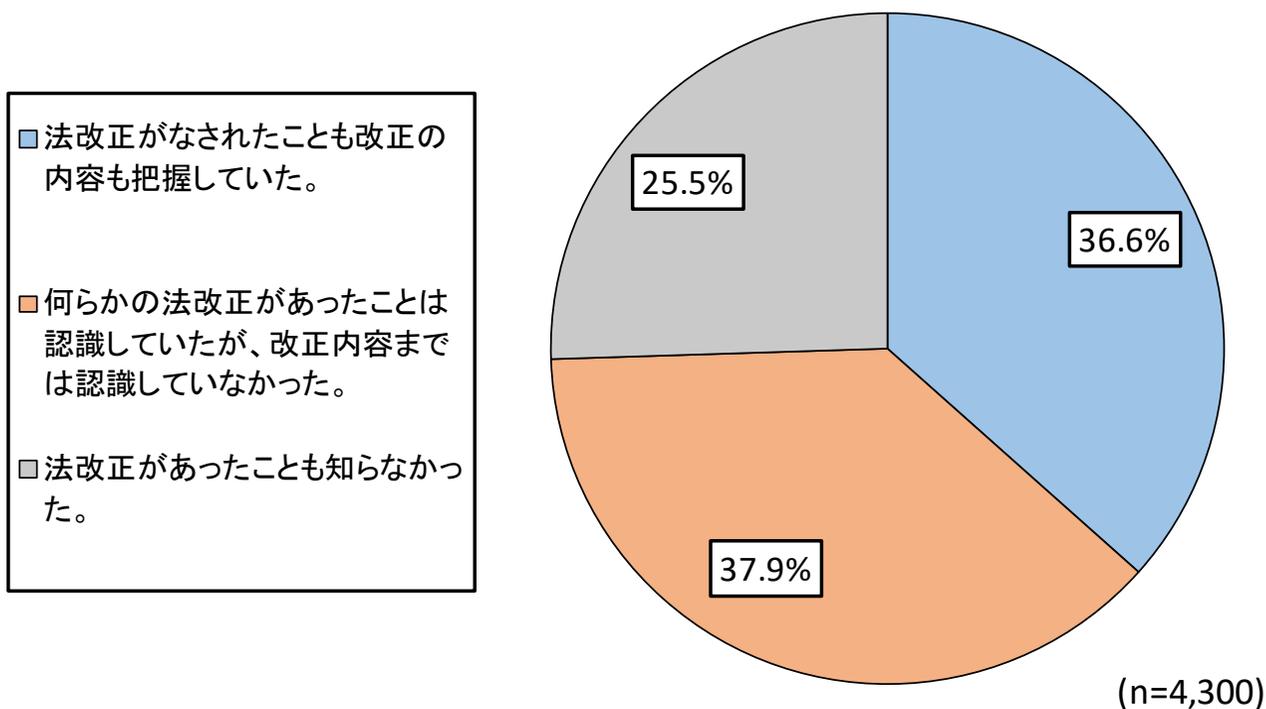
【ゼロレーティング対象のコンテンツ】



【ゼロレーティング非対象のコンテンツ】



- 令和元年10月1日に施行された電気通信事業法の一部改正により、携帯電話サービスを定期契約の途中で解約した場合の違約金の上限が1,000円と定められたところ、36.6%の者が当該改正内容について把握していると回答した一方、25.5%の者が法改正があったこと自体も知らなかったと回答している。



- 現在利用している携帯電話サービスを解約した際の違約金の額について質問したところ（継続利用年数が半年未満の者については質問対象から除外）、**過半数**（MNO利用者においては6割近く）の者が、「**違約金がいくらになっているのか把握していない**」と回答している。
- 改正法適合プランに変更した者の割合は、MNO利用者で9.4%、サブブランド利用者で10.9%、MVNO利用者で4.4%となっている。

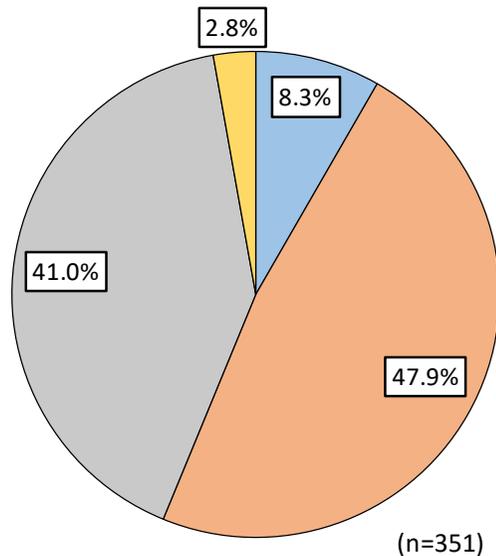
- （令和元年9月の時点で既に）いつ解約しても違約金が発生しない（または1,000円以下の違約金しか生じない）ような契約内容になっていた。
- 令和元年9月以前においては、拘束期間の途中で解約をした場合には1,000円を超える違約金が発生するプランであったが、（令和元年9月以降本日まで）間に違約金が発生しない（ないし違約金1,000円以下）の新しいプランに「変更」した。
- 一定期間経過後はいつ解約しても違約金が発生しないプランに加入しており、令和元年9月時点では、仮に解約をした場合には1,000円を超える違約金が発生したが、現時点においてはいつ解約しても違約金が発生しない状態になっている。
- 本日時点においても解約した場合には1,000円を超える違約金が発生する契約内容になっている。
- 違約金がいくらになっているか把握していない。



- 改正法適合プランへの変更を行った者に対し、その変更理由を質問したところ、「近日中に携帯電話事業者を変更することを考えているから」と回答した者の割合は、**8.3%**にとどまる一方、**47.9%**の者が「いつでも解約しやすい状態にするため」と回答している。
- 現時点においても解約をした際に1,000円を超える違約金が発生するプランに加入している者に対し、改正法適合プランへの変更をしない理由を質問したところ、「契約変更手続きをするのが面倒」、「現在適用されている割引が適用されなくなる」、「携帯電話事業者を変更することは考えていない」、「そのようなプランがあることを知らなかった」を挙げる者がそれぞれ20%台だった。

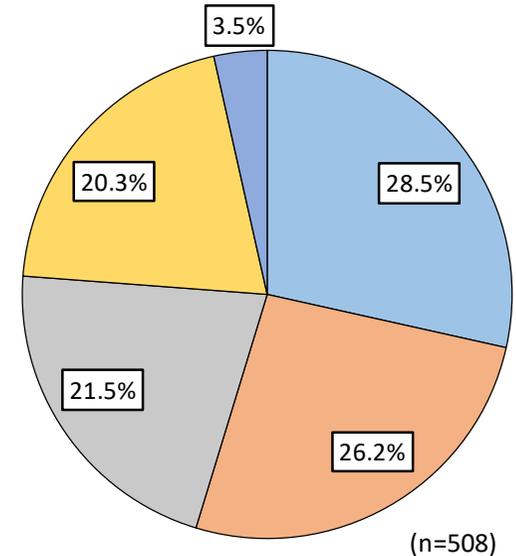
【改正法適合プランへ変更した理由】

- 近日中に携帯電話事業者を変更することを考えているから。
- 携帯電話事業者を変更する具体的な計画があるわけではないが、いつでも解約しやすいような状態にするため。
- 違約金の多寡については特に気にしていなかったが、プランの見直しを行った結果として、違約金が発生しない(ないし違約金1,000円以下)のプランとなった。
- その他



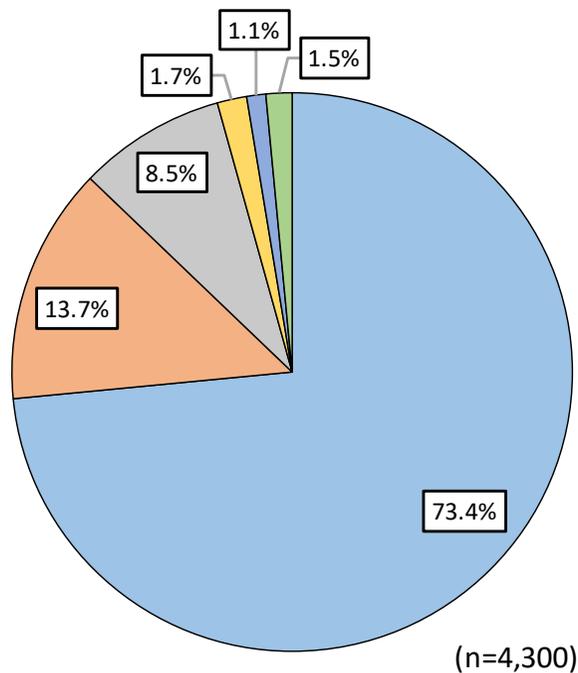
【プラン変更しない理由】

- 契約変更手続きをするのが面倒だから。
- 現在適用されている割引が適用されなくなるから。
- 携帯電話事業者を変更することは考えていないから。
- そのようなプランがあることを知らなかったから。
- その他

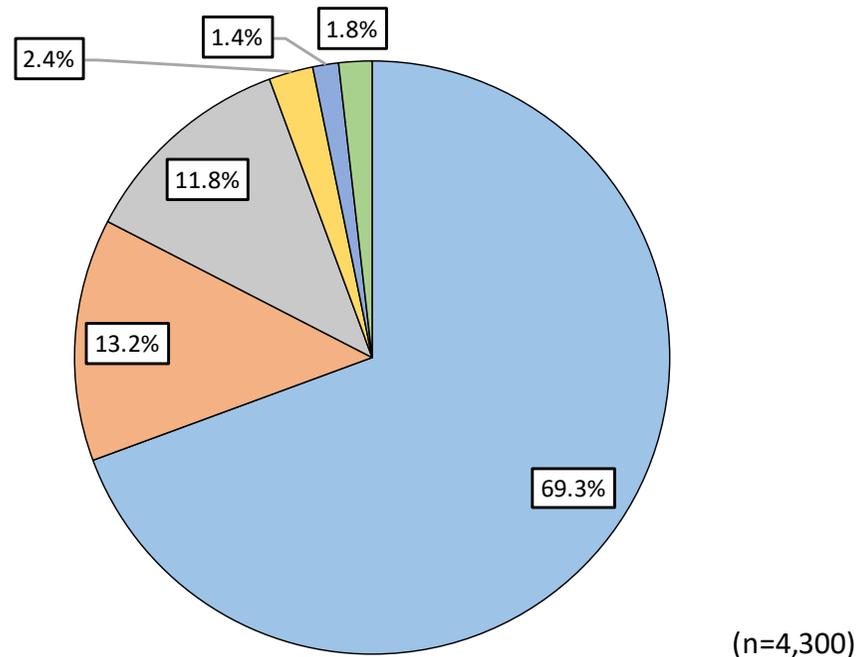


- 現在主に利用している携帯電話端末について、「契約している携帯電話事業者から新品を購入」と回答した者が**73.4%**を占める。
- **中古端末を利用している**と回答した者の割合は**2.8%**、今後、端末を交換する際に**中古端末を購入すると回答した者の割合は3.8%**となっている。

【現在利用している携帯電話端末】



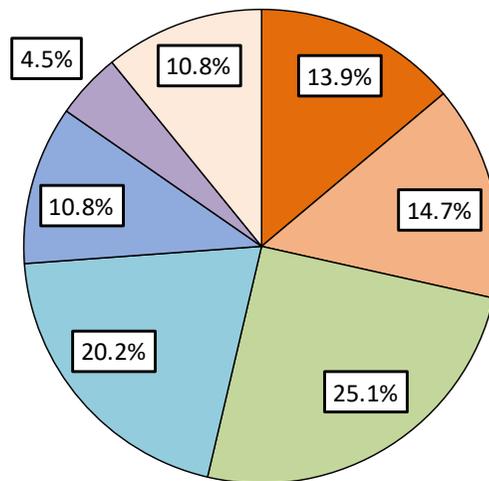
【今後、端末を交換する際】



- 契約している携帯電話事業者から新品を購入
- 契約している携帯電話事業者以外のショップ等で新品を購入
- 通信販売で新品を購入
- 通信販売で中古品を購入
- リサイクルショップ等で中古品を購入
- その他

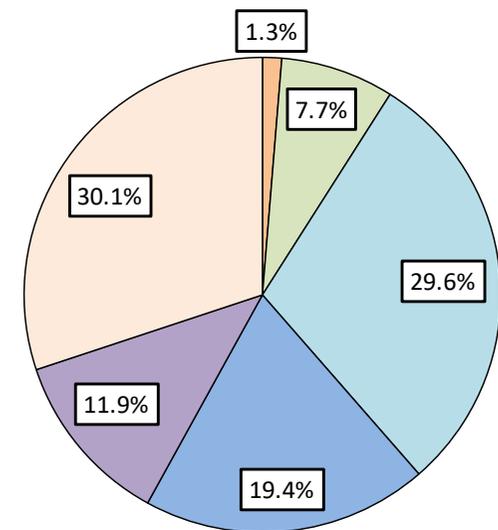
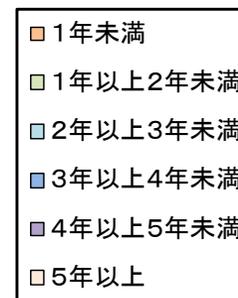
- 現在主に利用している携帯電話端末の利用年数について、46.3%の者が2年以上経過していると回答している。
- 携帯電話端末の買い換え頻度について、「3年以上」と回答している者の割合は61.4%、「5年以上」と回答している者の割合は30.1%となっている。

【現在利用している携帯電話端末の利用年数】



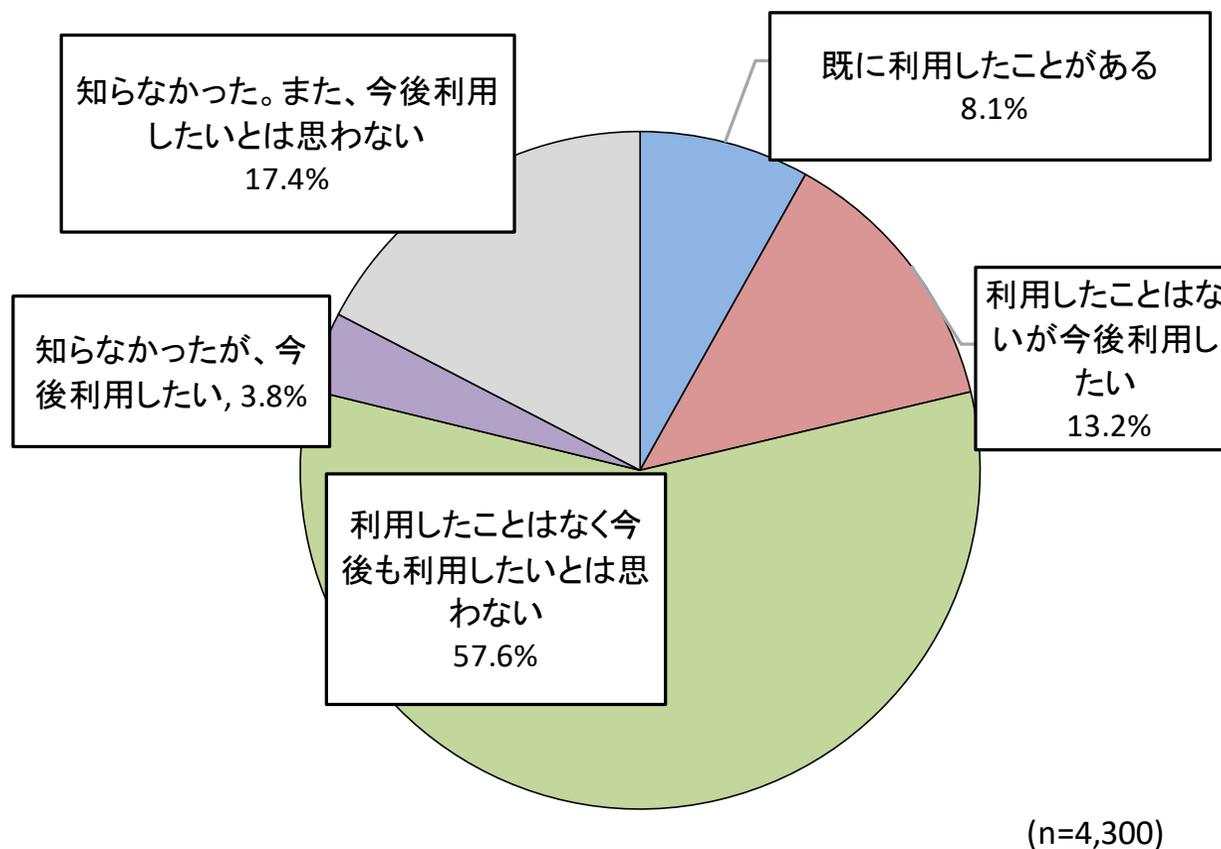
(n=4,300)

【携帯電話端末の買い換え頻度】

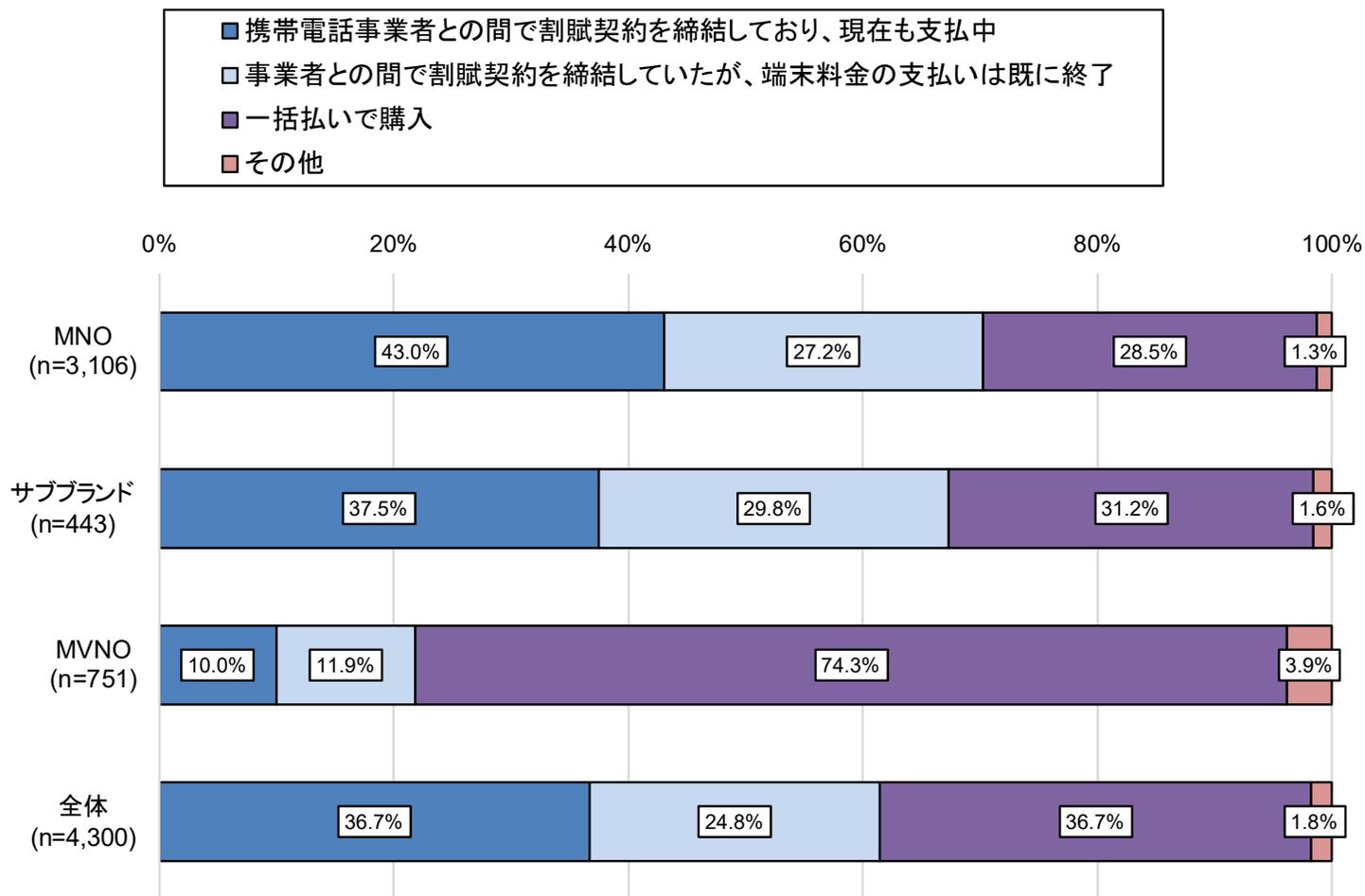


(n=4,300)

- 中古端末が流通していることを知っている者の割合(認知度)は、**78.8%**となっている。
- 中古端末を利用したことがあると回答した者と中古端末を今後利用したいと回答した者が占める割合は、計**25.0%**となっている。



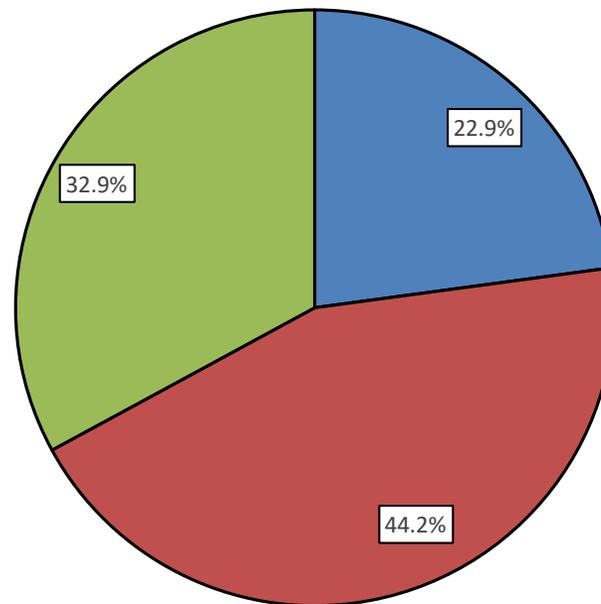
- MNO利用者のうち70.2%の者が、また、サブブランド利用者のうち67.3%の者が、端末の購入に際し、携帯電話事業者との間で割賦契約を締結したと回答している。
- MVNO利用者においては、74.3%の者が一括払いで端末を購入したと回答しており、(前年に引き続き)MNO利用者及びサブブランド利用者とMVNO利用者との間で代金支払方法について傾向の違いがみられる。



- 楽天モバイルは、MNOサービスの(本格)実施及びその料金プランなどを本年3月3日に発表したところ、当該発表及び料金プランの認識について質問を行った。
- **22.9%**の者が「**料金プランの内容について大体把握している**」と回答した一方、**32.9%**の者が「**発表があったことも知らなかった**」と回答している。

楽天モバイルMNO参入についての認知度

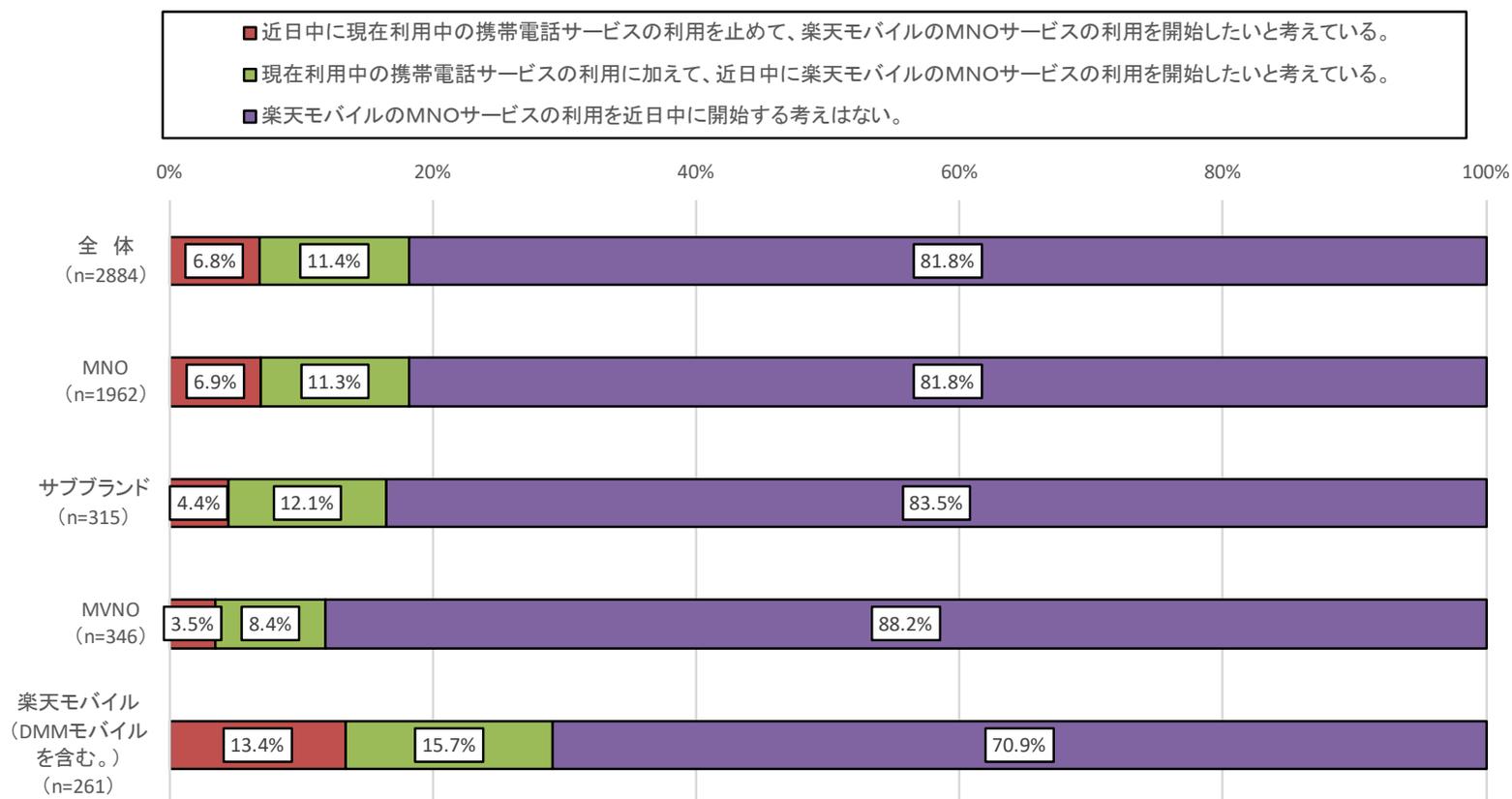
- 発表があったことも知っていた。また、料金プランの内容についても大体把握している。
- そのような発表があったことは知っていたが、料金プランなどの詳細については把握していない。
- そのような発表があったことも知らなかった。



(n=4,300)

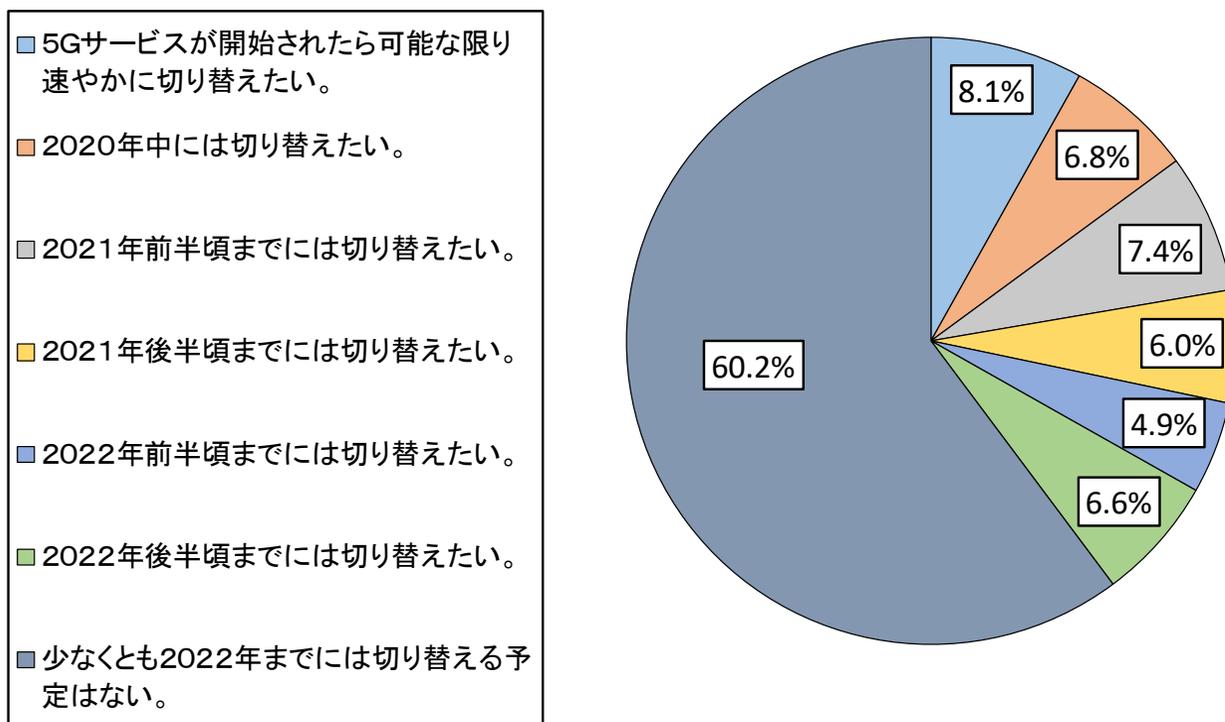
- 楽天モバイルのMNOサービスの(本格)実施等についての発表があったことを知っているという回答した者に対し、その利用意向を質問したところ、**6.8%**の者が、「現在利用中のサービスの利用を**止めて**、楽天モバイルのMNOサービスを利用したい」と回答し、**11.4%**の者が、「現在利用中のサービスに**加えて**、楽天モバイルのMNOサービスを利用したい」と回答している。
- 「現在利用中のサービスの利用を**止めて**、楽天モバイルのMNOサービスを利用したい」と回答した者の割合は、**MNO利用者、サブブランド利用者、(楽天モバイル以外の)MVNO利用者の順に多くなっている**。

楽天モバイルのMNOサービスの利用意向



- 5Gサービスへの切り替え意向についての質問では、「5Gサービスが開始されたら可能な限り速やかに切り替えたい」と回答した者は、**8.1%**にとどまった一方、**60.2%**の者が「**少なくとも2022年までには切り替える予定はない**」と回答している。
- 5Gサービスにすぐに切り替えない理由としては、「**現行のサービスに満足しており、5Gサービスに切り替えるメリットを現時点で感じていないから**」を挙げる者が多かった(**59.4%**)。

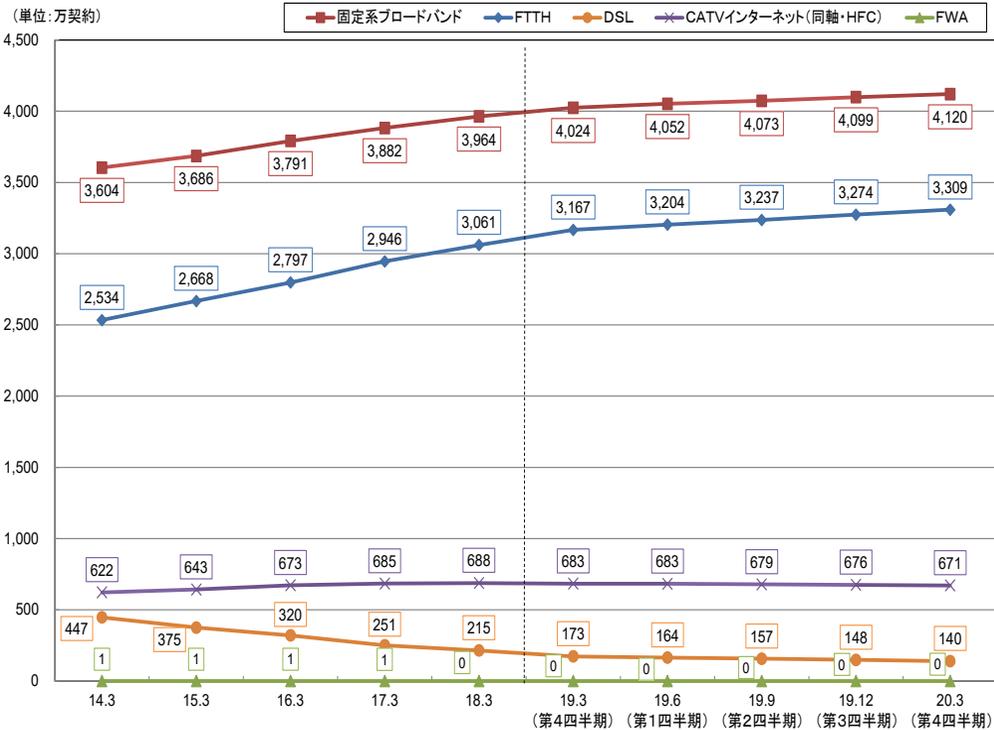
【5Gサービスへの切り替え時期について】



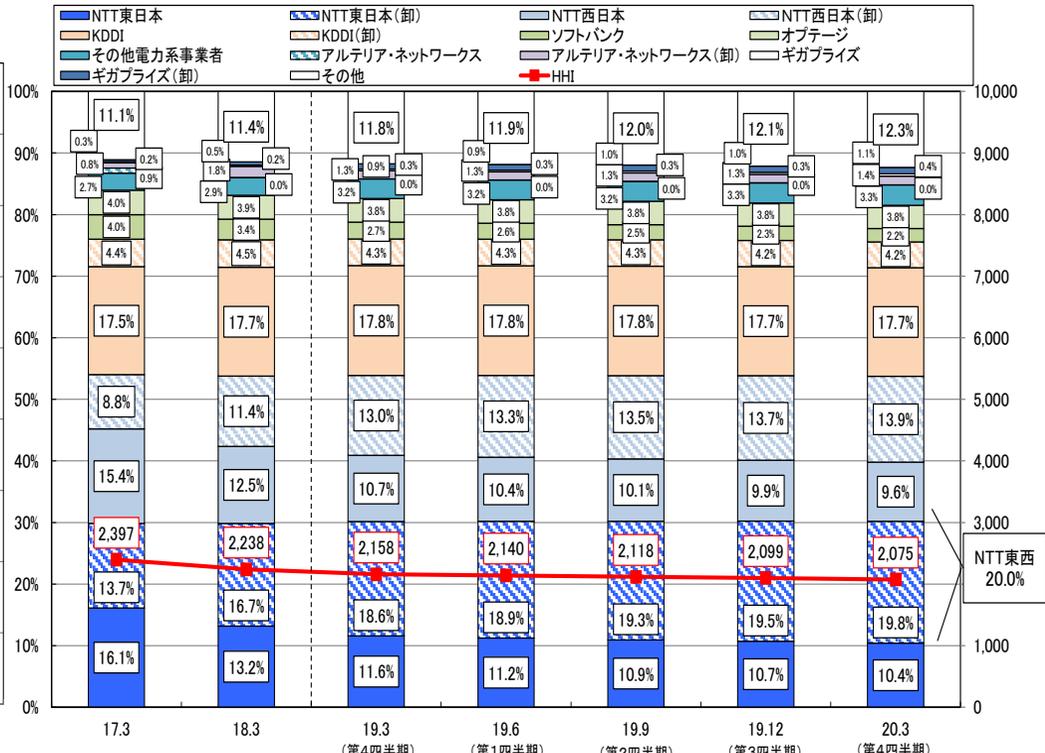
2. 固定系ブロードバンド市場の分析

- 2019年度末における固定系ブロードバンド市場の契約数は**4,120万**(前期比+0.5%、前年同期比+2.4%)となっている。このうち、**FTTH契約数は3,309万**(前期比+1.1%、前年同期比+4.5%)であり、**固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は80.3%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+1.6ポイント)となっている。
- 事業者別シェアは、**NTT東西が20.0%**(前期比▲0.6ポイント、前年同期比▲2.3ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると53.7%)、**KDDIが17.7%**(前期比±0ポイント、前年同期比▲0.2ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると21.8%)、**オプテージが3.8%**(前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント)となっている。**HHIは2,075**(前期比▲24、前年同期比▲84)。

【固定系ブロードバンドサービスの契約数の推移】



【固定系ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】

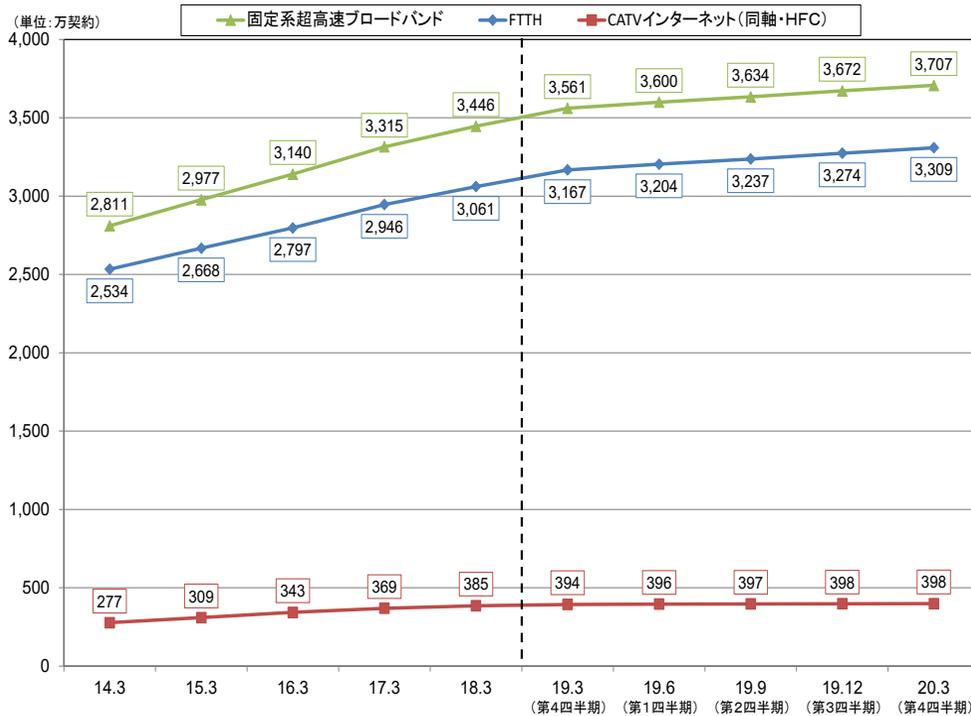


出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

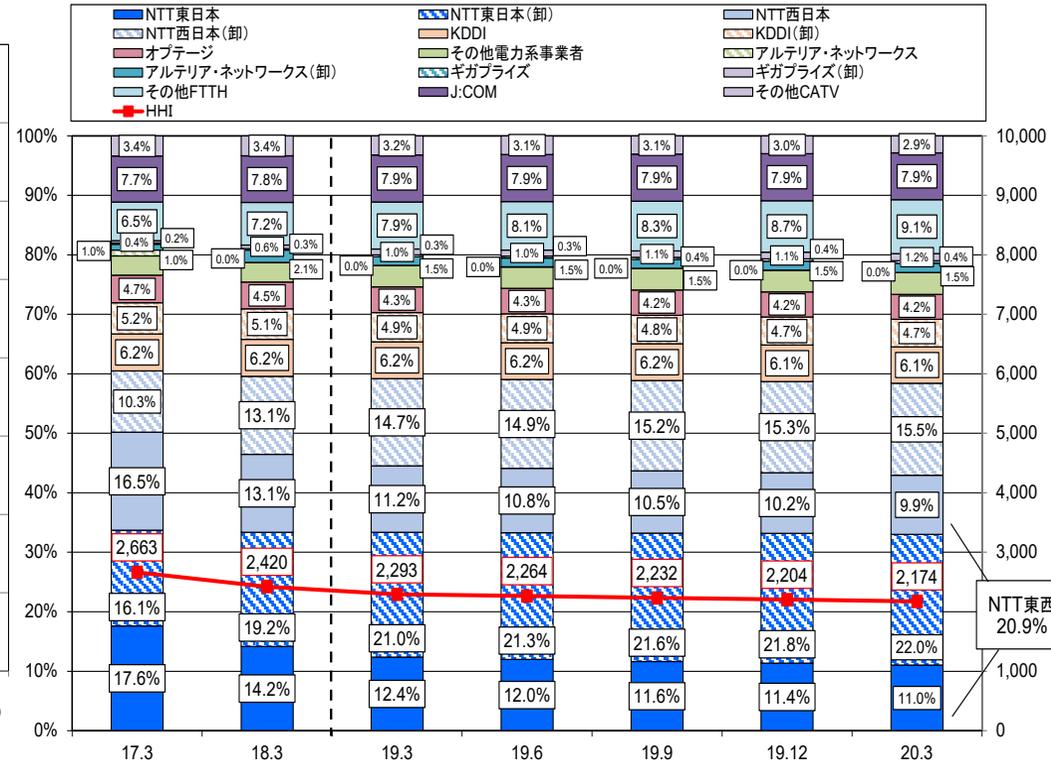
注1: 固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。
 注2: 「KDDI」には、沖縄セルラー、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。
 注3: 「その他電力系事業者」には、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。
 注4: 卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者(その他に含まれる事業者は除く。)ごとに合算し、当該事業者名の後「(卸)」と付記して示している。

- 2019年度末における固定系超高速ブロードバンド※市場の契約数は**3,707万**（前期比+1.0%、前年同期比+4.1%）、このうち、**CATVインターネット（通信速度下り30Mbps以上）は398万**（前期比+0.2%、前年同期比+1.2%）となっている。 ※ FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットの合計。
- 事業者別シェアは、**NTT東西が20.9%**（前期比▲0.6ポイント、前年同期比▲2.6ポイント：卸電気通信役務の提供に係るものを含めると58.4%）、**J:COMグループが7.9%**（前期比、前年同期比ともに±0ポイント）、**KDDIが6.1%**（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント：卸電気通信役務に係るものを含めると10.8%）。**HHIは2,174**（前期比▲31、前年同期比▲119）。

【固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の推移】



【固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】

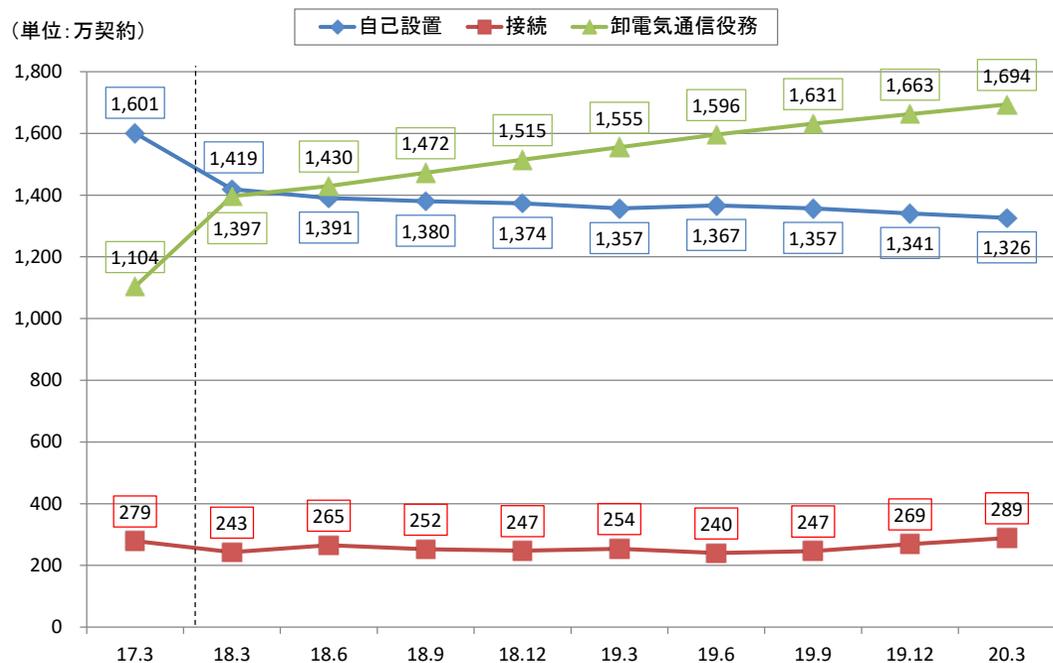


注：J:COM各社が提供するCATVインターネット（同軸・HFC）は、「J:COM」としてKDDIとは別に計上、表示している。

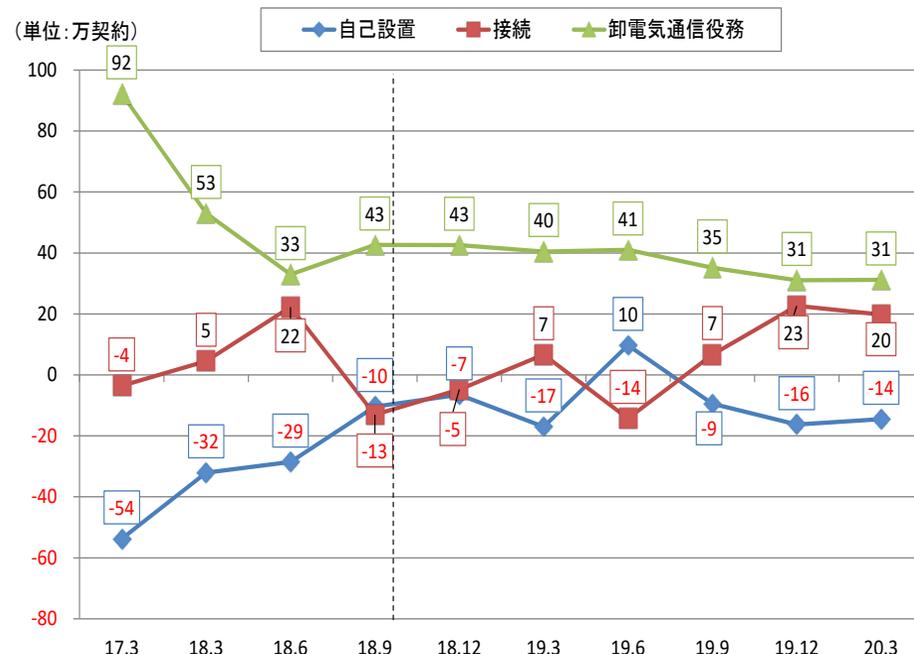
- 提供形態別の契約数(2019年12月末)をみると、「自己設置」型が**1,326万**(前期比▲14万、前年同期比▲31万)、「接続」型が**289万**(前期比+20万、前年同期比+35万)、「卸電気通信役務」型が**1,694万**(前期比+31万、前年同期比+138万)となっている。

※「自己設置」:電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「接続」:電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「卸電気通信役務」:電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【FTTHの提供形態別の契約数の推移】



【FTTHの提供形態別の契約数の純増減数の推移】



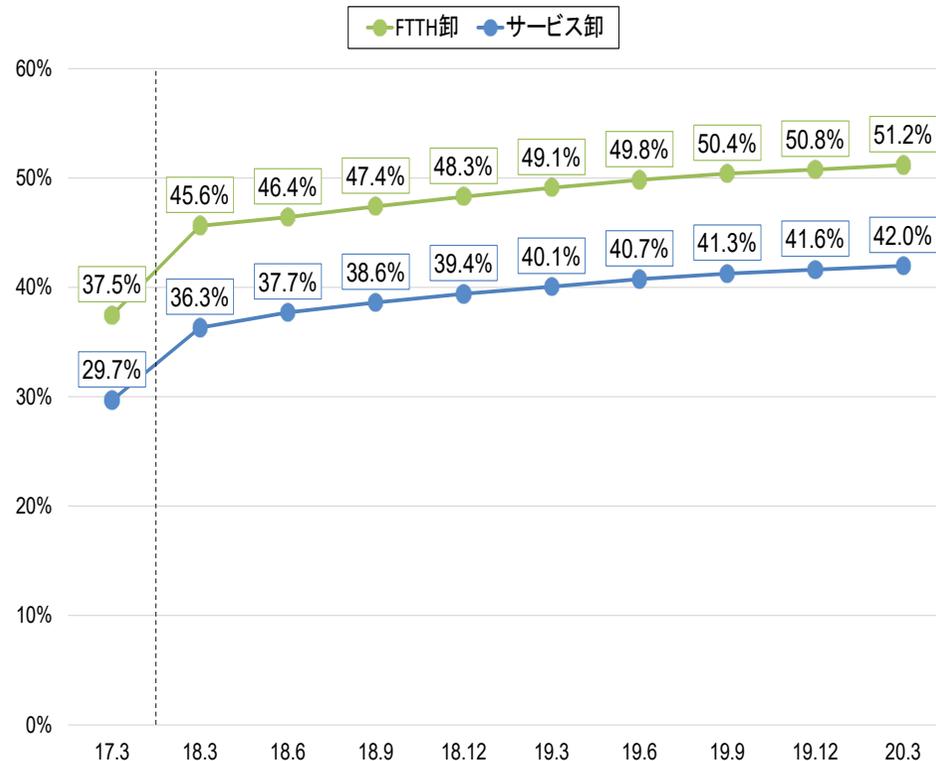
注:「卸電気通信役務」の契約数の一部については、「自己設置」、「接続」の契約数に含まれている。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。なお、「自己設置」及び「接続」の契約数の一部について当該重複の排除を行っており、2017年6月末以降においては重複排除可能な事業者が増加している。

- 2019年度末時点におけるFTTHの契約数のうち卸電気通信役務を利用して提供される契約数は**1,694万**(前期比+31万、前年同期比+138万)、そのうち**NTT東西のサービス卸**を利用して提供される契約数は計**1,389万**(前期比+26万、前年同期比+120万)となっている。
- FTTHの契約数全体における**卸契約数の割合は51.2%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+2.1ポイント)、**NTT東西のサービス卸の卸契約数の割合が42.0%**(前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.9ポイント)となっている。

【FTTHの卸契約数等の推移】

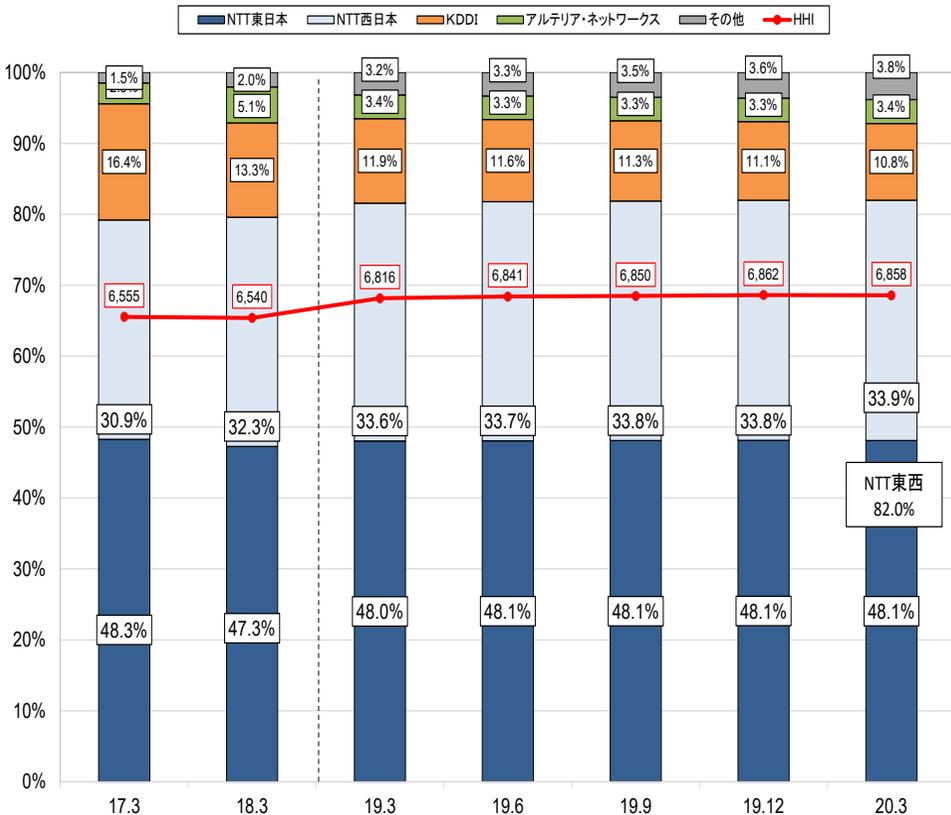


【FTTHの契約数における卸契約数の割合の推移】

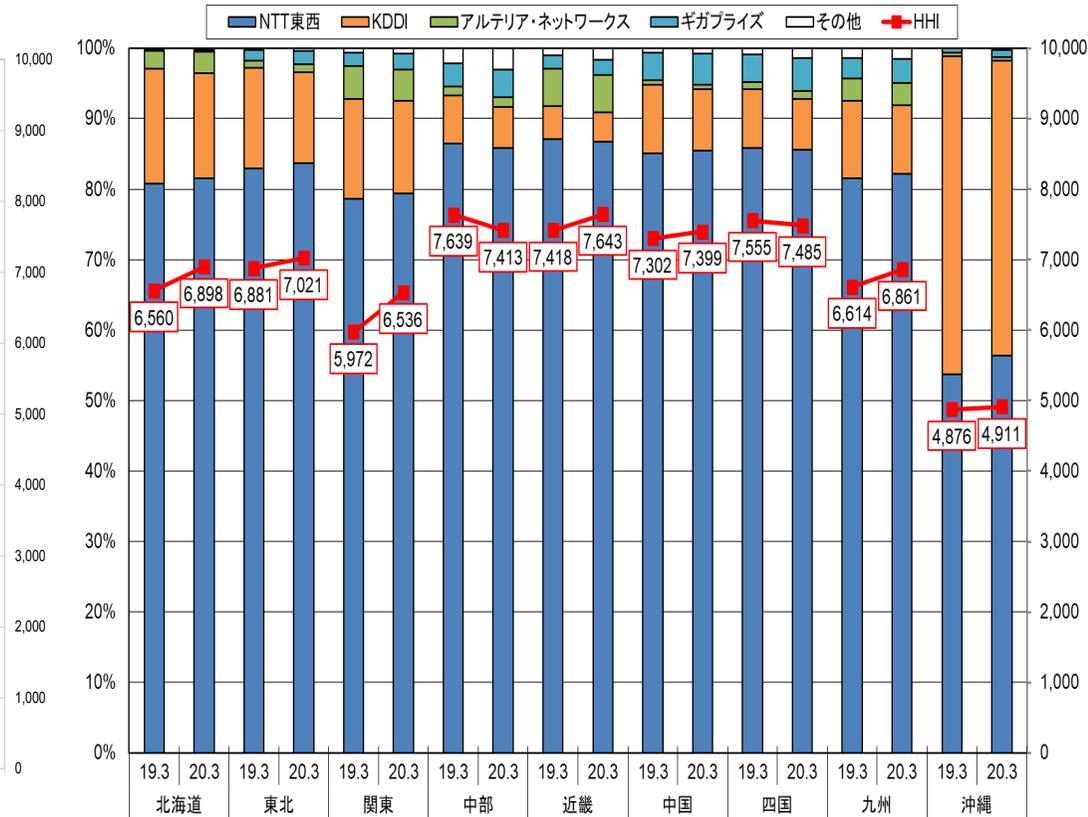


- FTTHの卸売市場のシェアは、NTT東西(サービス卸)が**82.0%**(前期比±0ポイント、前年同期比+0.4ポイント)、KDDIが**10.8%**(前期比▲0.3ポイント、前年同期比▲1.1ポイント)となっている。HHIは**6,858**(前期比▲3、前年同期比+43)。
- 地域ブロック別で見ると、NTT東西のシェアが沖縄を除く全ての地域で7割超(最も低い沖縄でも5割超。)となっている。HHIは、最も高い地域は近畿で7,643、最も低い地域は沖縄で4,911。

【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移】

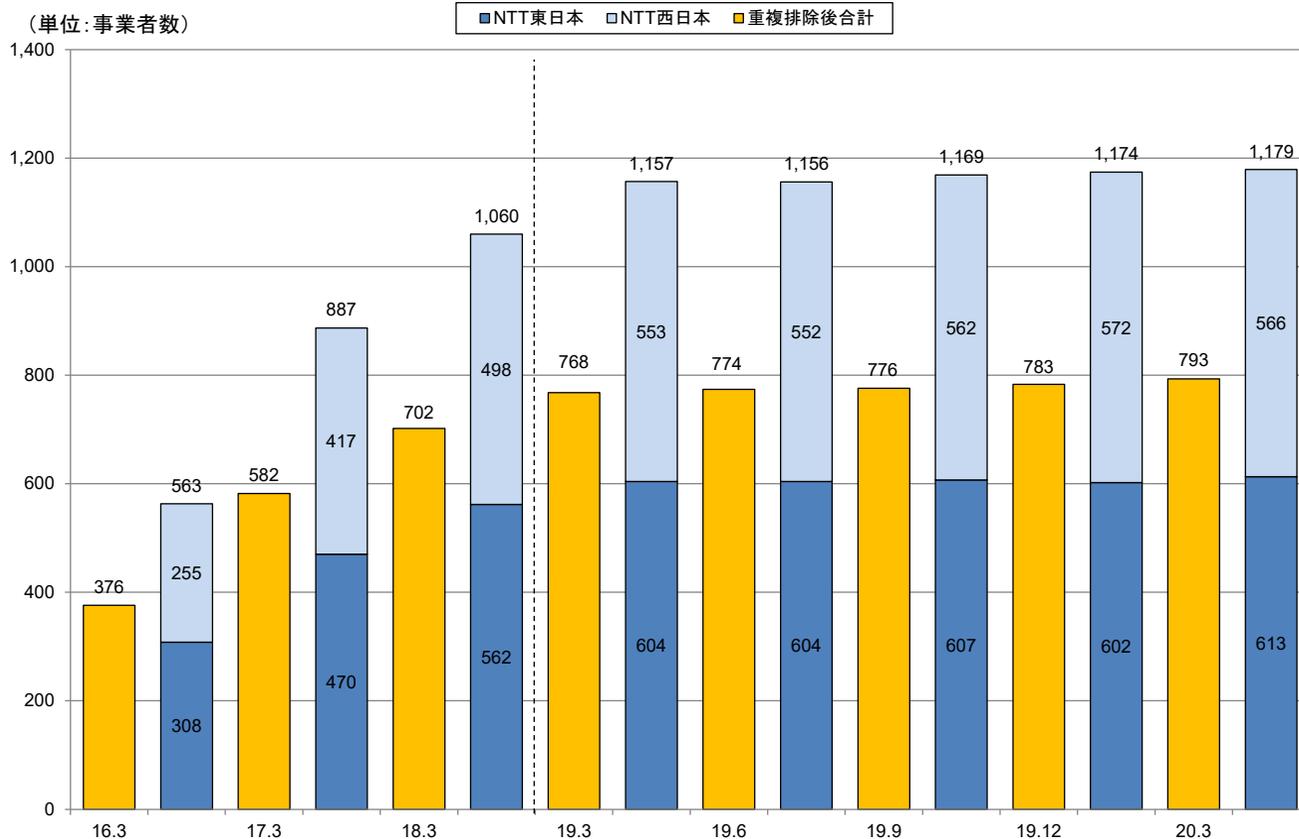


【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移(地区ブロック別)】



注:設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による 卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

● 2019年度末におけるNTT東西のサービス卸の卸先事業者数(再卸先事業者を除く。)は**793者**(前期比+10者、前年同期比+25者)となっており、**増加ペースは穏やかになりつつある。**

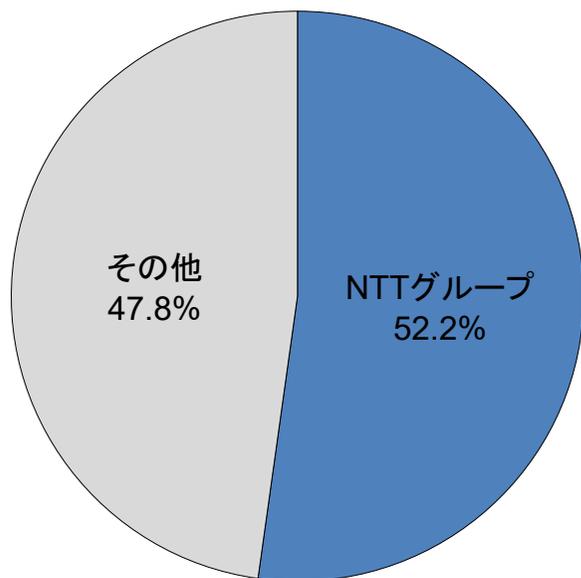


【事業者の分類】

- MNO : 2者(前期比±0者)
- CATV事業者 : 76者(前期比▲2者)
- ISP・MVNO事業者 : 573者(前期比+15者)
- その他事業者 : 142者(前期比▲3者)

- NTT東西のサービス卸契約数全体(1,389万)における**NTTグループ**(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)の**卸契約数**(725万)の割合は**52.2%**(前期比±0ポイント、前年同期比+0.1ポイント)。
- 事業者形態別では、**MNO**(NTTドコモ及びソフトバンク)の**卸契約数**(1,016万)が**72.8%**(前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.6ポイント)、次いで**ISP**(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ビッグロブ、ソニーネットワークコミュニケーションズ等)の**卸契約数**(265万)が**19.1%**(前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲0.8ポイント)。**MNOの比率が継続的に高まっている**。

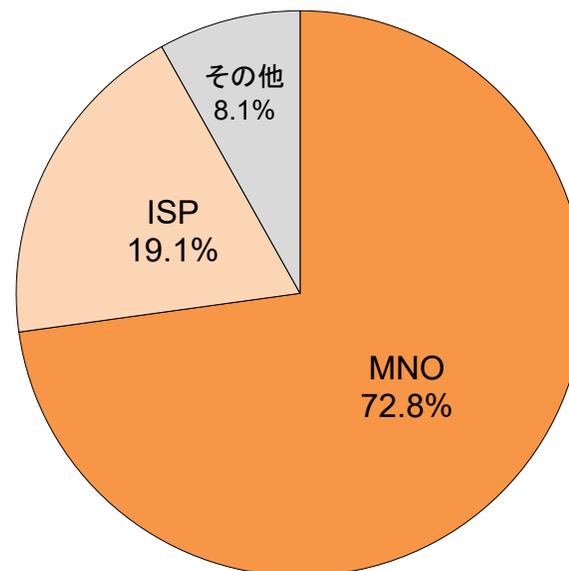
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2017.3	2018.3	2019.3	2019.6	2019.9	2019.12	2020.3
NTTグループ	48.6%	51.1%	52.1%	52.3%	52.2%	52.2%	52.2%

【事業者形態別】



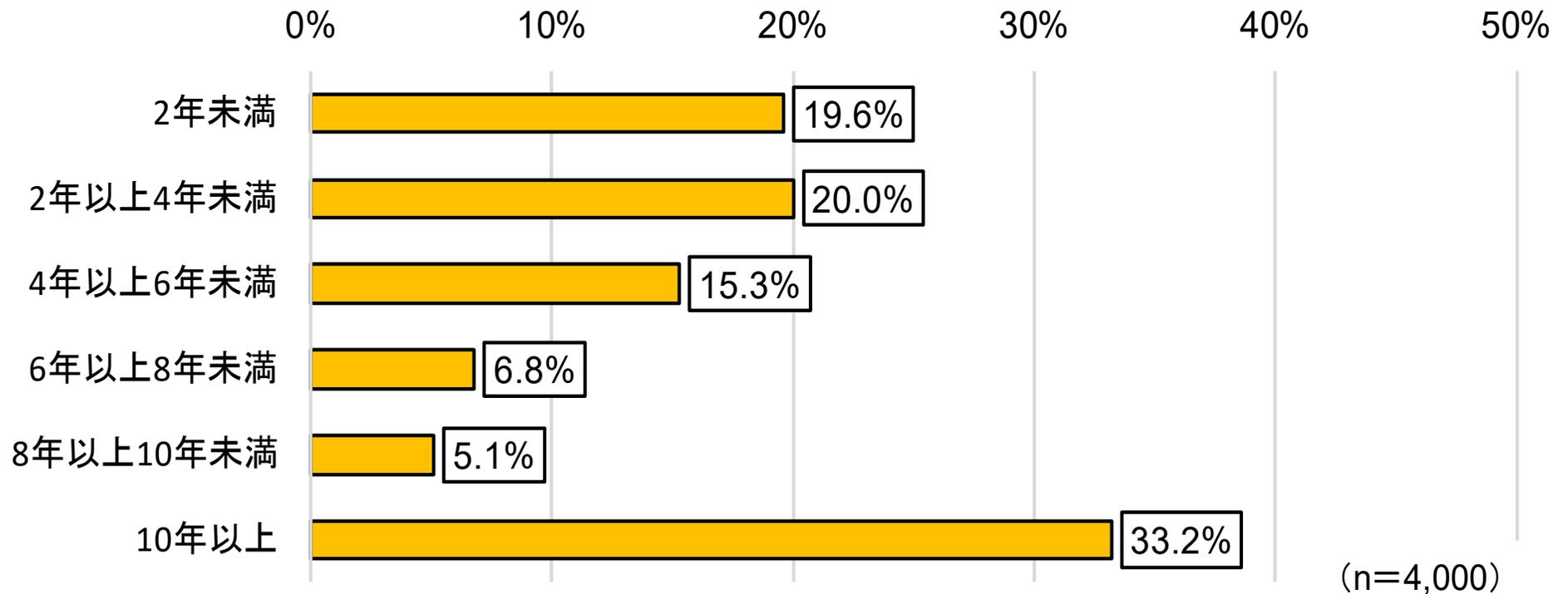
(参考)MNO/ISPのシェアの推移

	2017.3	2018.3	2019.3	2019.6	2019.9	2019.12	2020.3
MNO	68.2%	70.7%	72.2%	72.4%	72.6%	72.7%	72.8%
ISP	24.1%	21.9%	19.9%	19.5%	20.1%	19.6%	19.1%

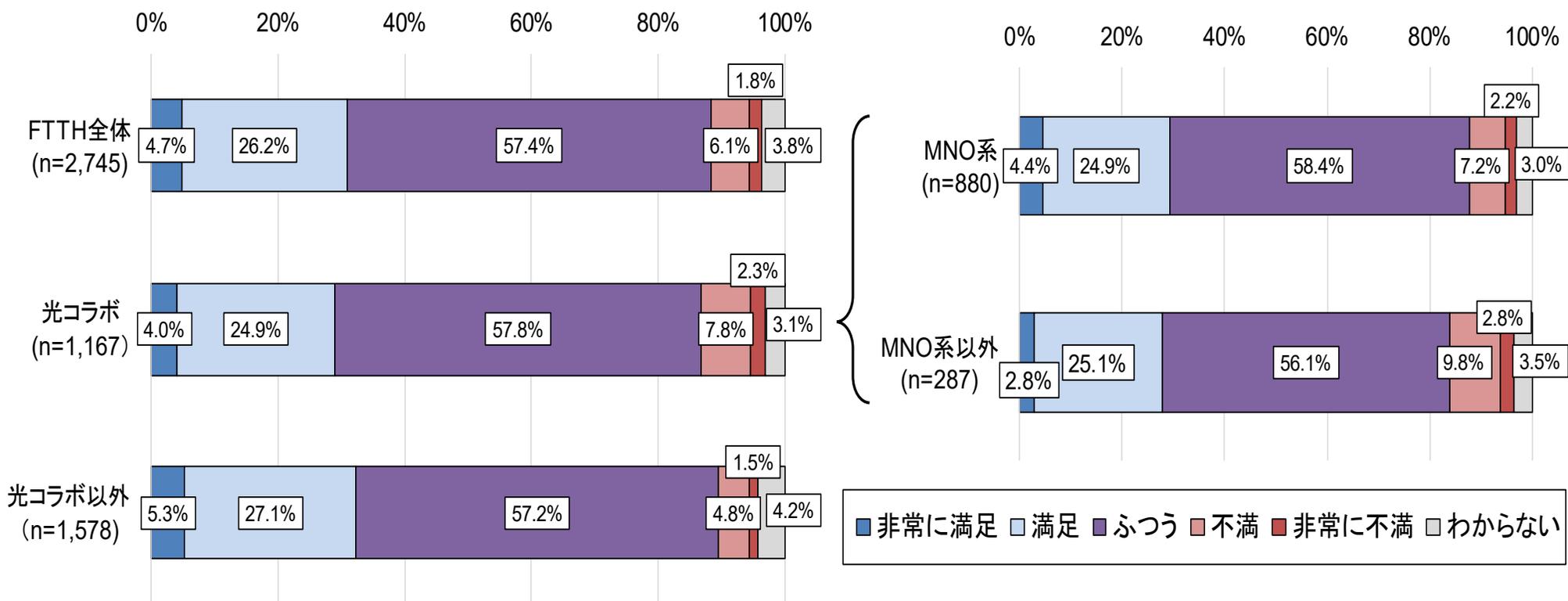
注:「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

出所:電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

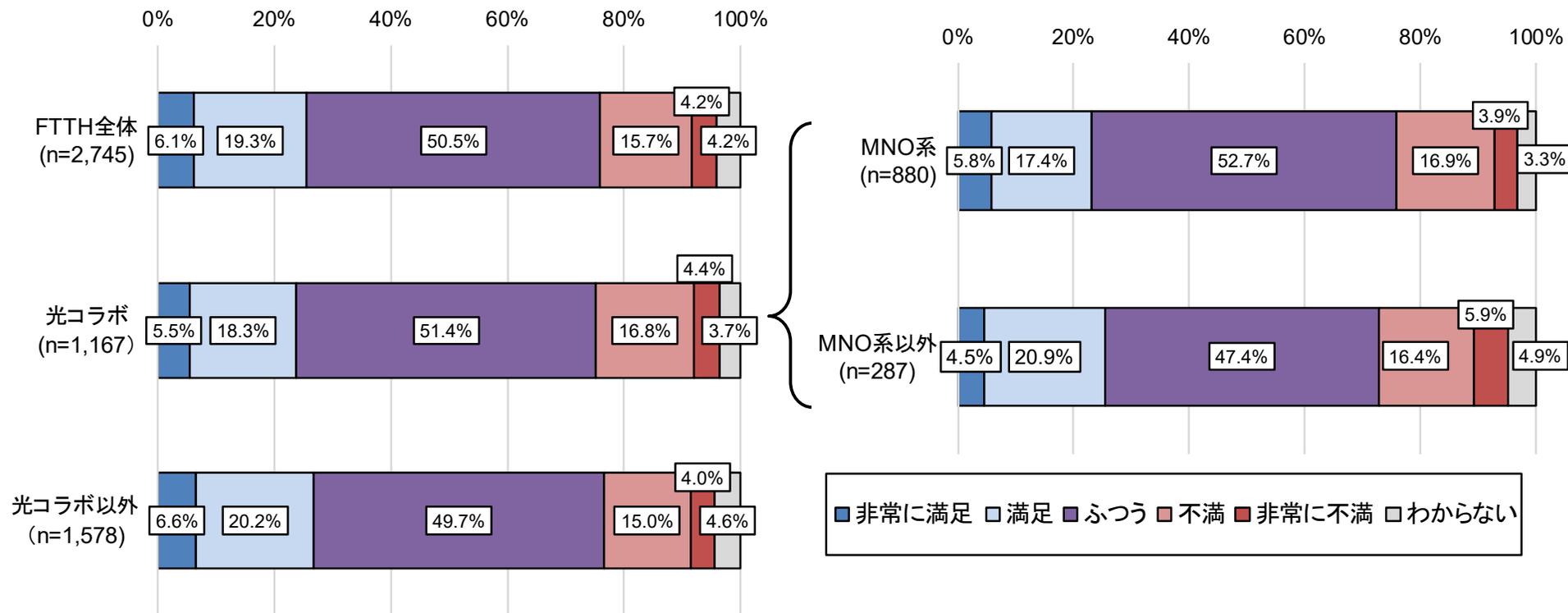
- 「10年以上」同一の事業者のサービスを継続して利用している者の割合が最も多い。



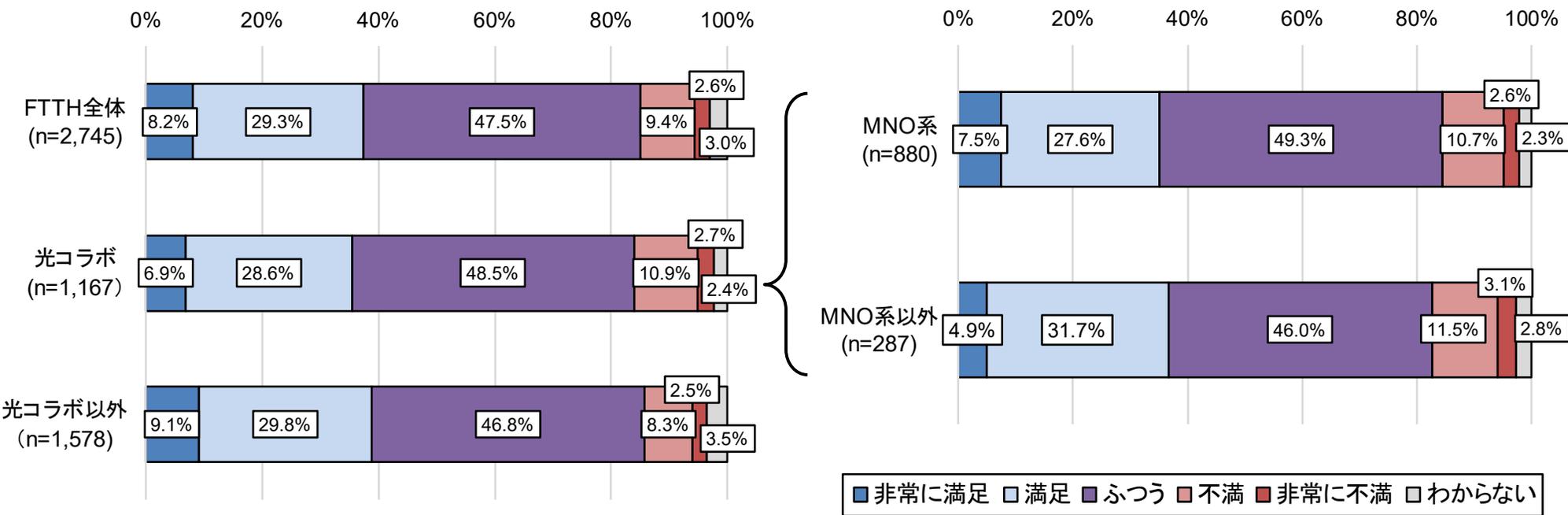
- 現在利用中のFTTHの総合的満足度に関する質問について、**光コラボ以外のFTTH利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**32.3%**であったのに対し、**MNO系光コラボ利用者**においては**29.3%**、**MNO系以外の光コラボ利用者**においては**27.9%**となっている。



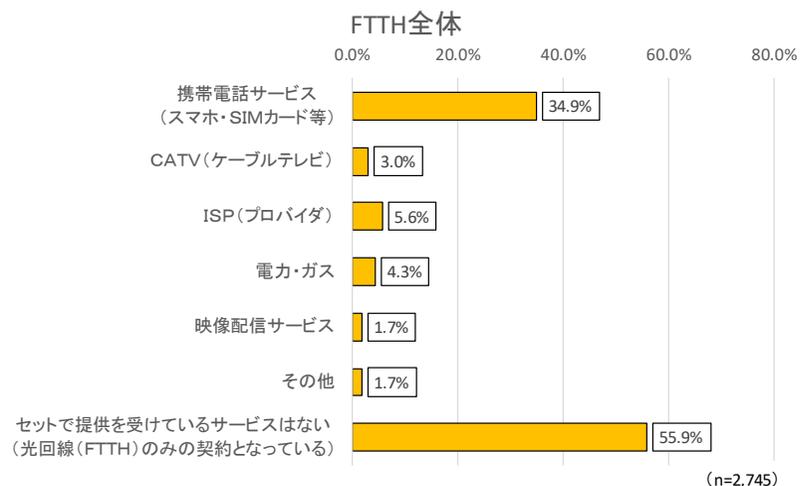
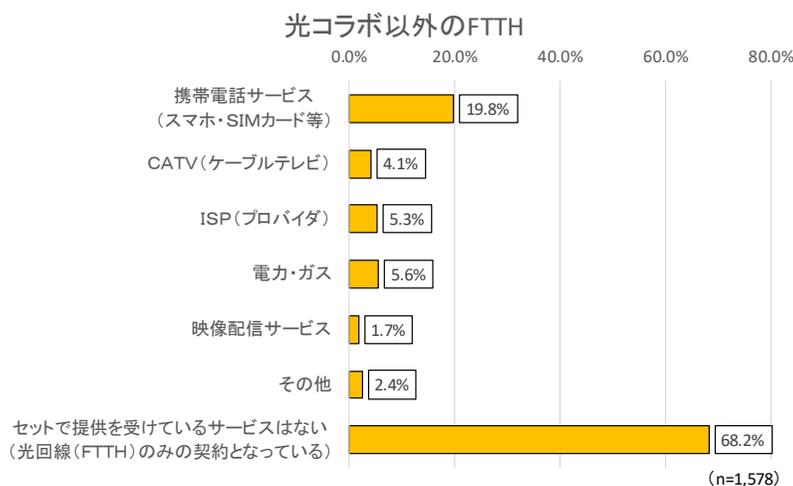
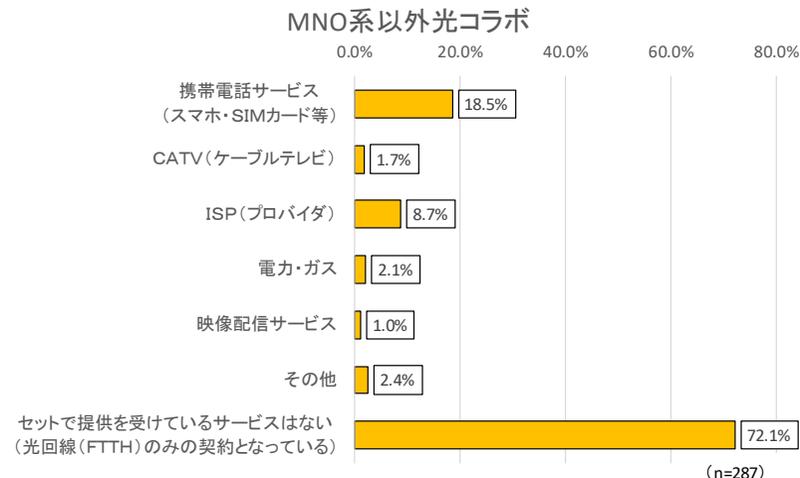
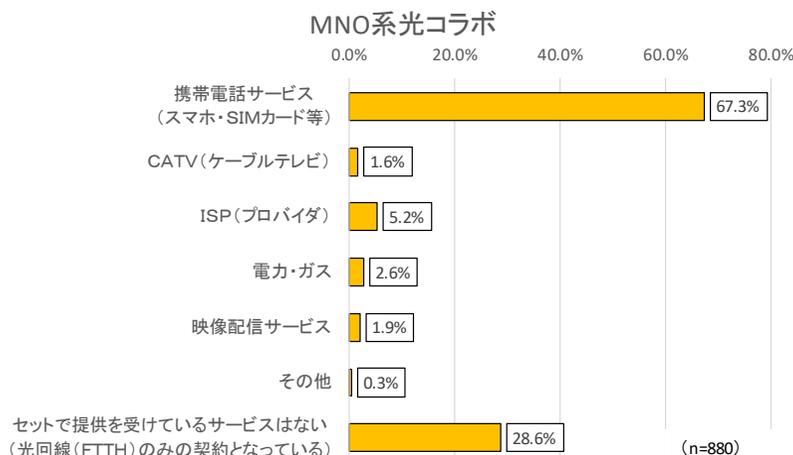
- FTTHの料金の満足度に関する質問では、**光コラボ以外のFTTH利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**26.7%**であったのに対し、**MNO系以外の光コラボ利用者**においては**25.4%**、**MNO系光コラボ利用者**においては**23.2%**となっている。



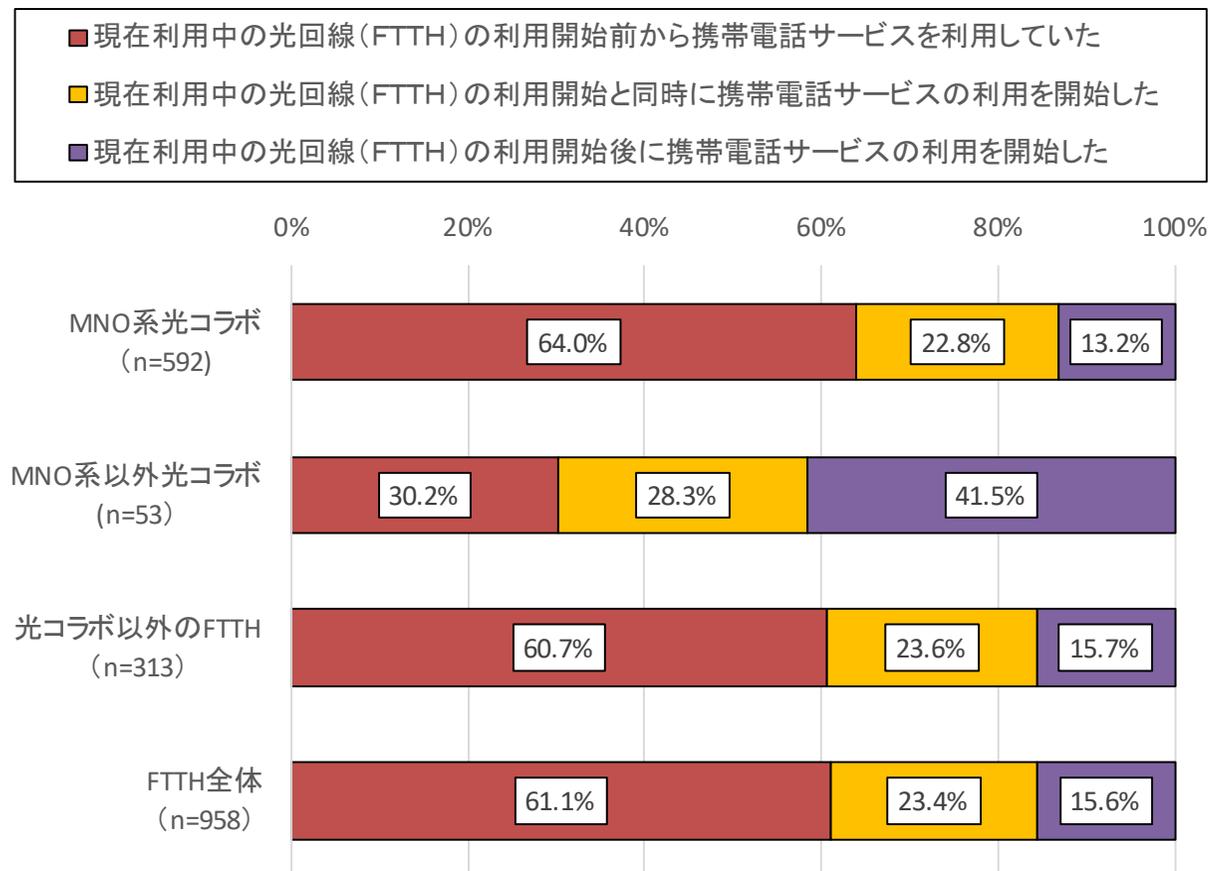
- FTTHの通信速度・品質の満足度に関する質問では、**光コラボ以外のFTTH利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**38.9%**であったのに対し、**MNO系以外の光コラボ利用者**においては**36.6%**、**MNO系光コラボ利用者**においては**35.1%**となっている。



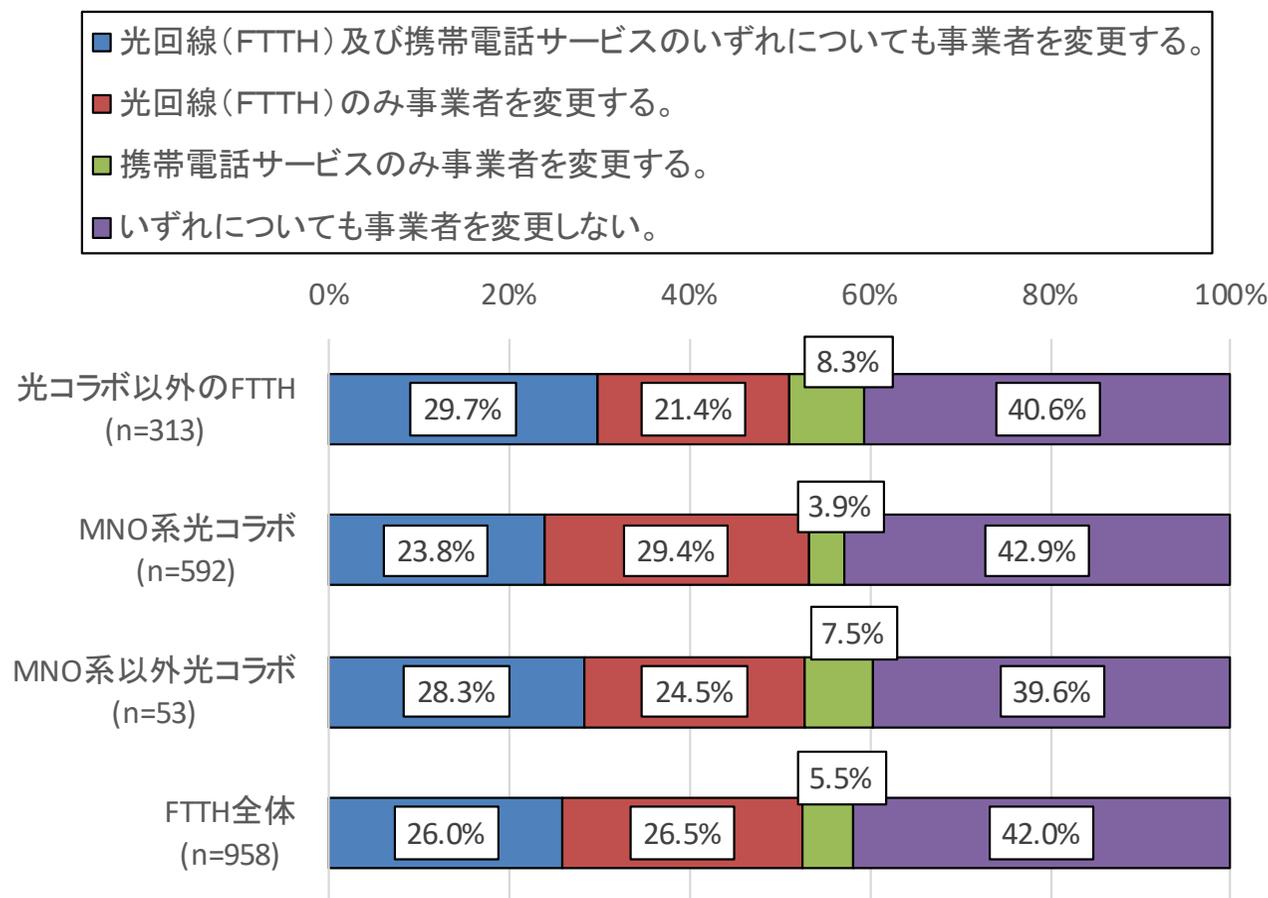
- FTTHとセットで提供を受けているサービスに関する質問において、**MNO系光コラボ利用者**においては、**67.3%**の者が（FTTHの提供事業者と同一の事業者から）**「携帯電話サービスの提供をセットで受けている」と**回答しているのに対し、**それ以外のFTTH利用者**（MNO系以外光コラボ利用者、光コラボ以外のFTTH利用者）においては、**7割程度**の者が**「セットで提供を受けているサービスはない」と**回答している。



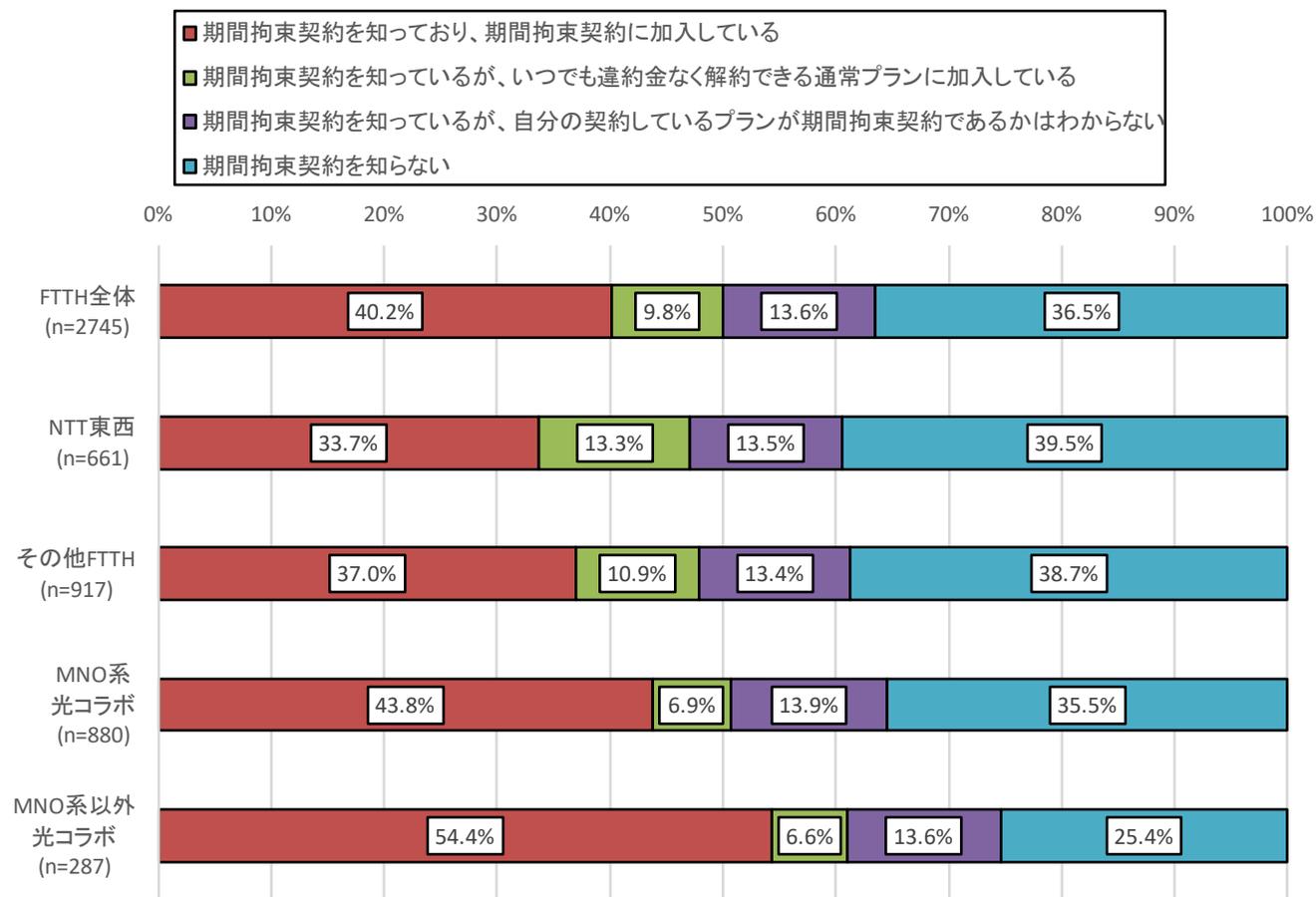
- 同一の事業者からFTTHと携帯電話サービスの提供を(セットで)受けている者に対し、FTTH利用開始時期と携帯電話サービスの利用開始時期の前後関係について質問したところ、**MNO系光コラボ利用者及び光コラボ以外のFTTH利用者**においては、**60%以上**の者が、**携帯電話サービスの利用を先に開始した**と回答している(FTTHの利用を先に開始したと回答した者は、2割未満となっている。)



- 同一の事業者からFTTHと携帯電話サービスの提供を(セットで)受けている者に対し、仮に**セット割引が全事業者において廃止された場合**にどのような対応をとるかについて質問したところ、FTTH・携帯電話サービスのいずれについても利用を継続すると回答した者の割合は**半数を下回った**。



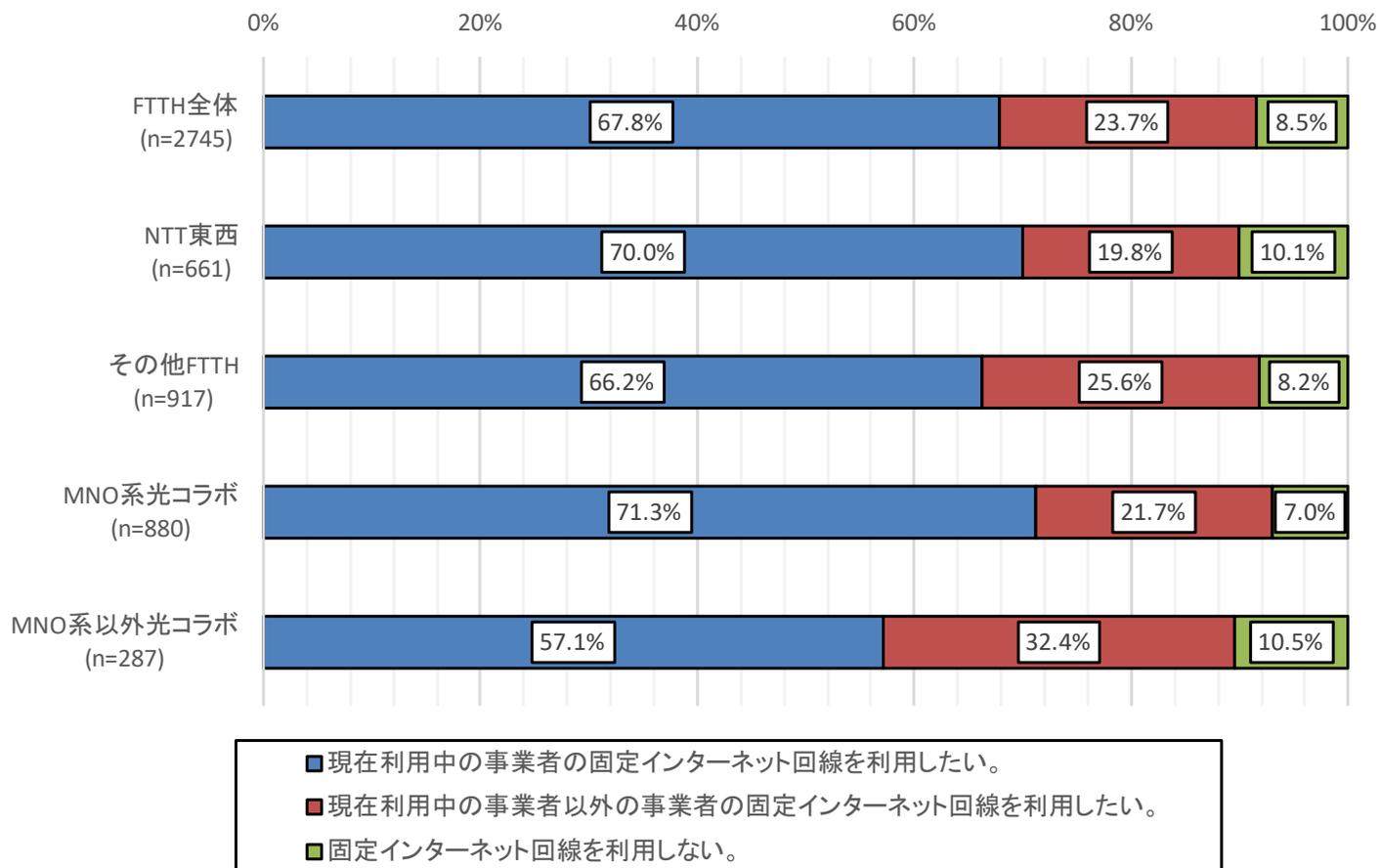
- 固定ブロードバンドサービスの利用契約において期間拘束が付されている場合があることについての認識、及び、自身が加入しているプランが期間拘束契約かどうかについての認識について質問したところ、FTTH利用者のうち約半数の者が、「**期間拘束契約を知らない**」又は「**期間拘束契約を知っているが、自分の契約しているプランが期間拘束契約かはわからない**」と回答している。
- 「いつでも違約金なく解約できる通常プランに加入している」と回答した者の割合は、「**期間拘束契約に加入している**」と回答した者の割合を大幅に下回っている。



- FTTH利用者のうち、期間拘束契約に加入していると回答した者に対し、①違約金の支払いが必要な場合、②違約金の支払いが不要な場合ごとに事業者を変更(又はFTTH利用の取りやめ)をしたいと考える値上げ水準について質問を行った。
- その結果、40.4%の者について、違約金が必要な場合において事業者変更等をしたいと考える値上げ水準が、違約金が必要な場合における水準を(選択肢の単位で)上回った。

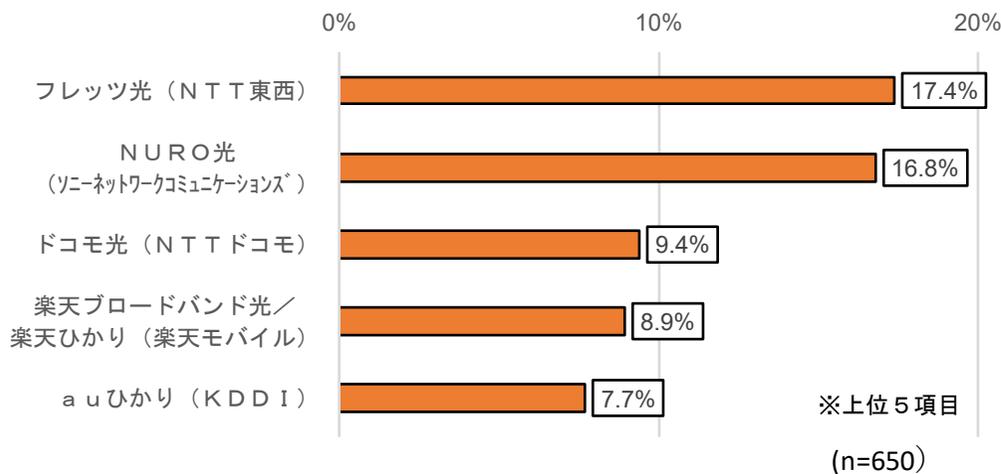
		違約金が必要な場合										
		該当数	0円未満以上100円未満	0円100円未満以上300円未満	0円300円未満以上500円未満	0円500円未満以上750円未満	0円750円未満以上1,000円未満	0円1,000円未満以上1,500円未満	0円1,500円未満以上2,000円未満	0円2,000円未満以上3,000円未満	0円3,000円未満以上5,000円未満	5,000円以上の値上げでも移行しない
全体		1103	55	29	52	111	145	235	121	136	124	95
違約金が必要な場合	0円以上100円未満	79	45	3	4	9	6	3	2	1	4	2
	100円以上300円未満	62	0	20	9	17	7	3	4	0	1	1
	300円以上500円未満	99	1	1	26	23	27	9	9	1	1	1
	500円以上750円未満	130	1	2	6	40	21	49	4	4	2	1
	750円以上1,000円未満	146	1	2	5	14	62	35	16	5	4	2
	1,000円以上1,500円未満	220	5	1	2	5	18	112	35	22	16	4
	1,500円以上2,000円未満	96	1	0	0	2	1	13	37	30	10	2
	2,000円以上3,000円未満	114	0	0	0	0	2	8	13	64	24	3
	3,000円以上5,000円未満	78	1	0	0	1	0	1	0	6	59	10
5,000円の値上げでも移行しない	79	0	0	0	0	1	2	1	3	3	69	

- 仮に現時点においてどの固定ブロードバンドサービスも利用していない状況にあった場合、新たにどの固定ブロードバンドサービスを選択したいかについて質問したところ、FTTH利用者のうち**67.8%**の者が「**現在利用中の事業者の固定インターネット回線を利用したい**」、**23.7%**の者が「**現在利用中の事業者以外の事業者の固定インターネット回線を利用したい**」、**8.5%**の者が「**固定インターネット回線を利用しない**」と回答している。

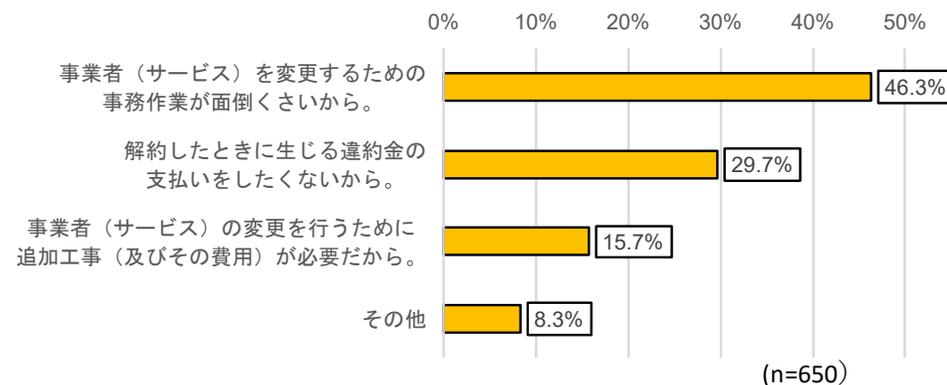


- 仮に現時点においてどの固定ブロードバンドサービスも利用していない状況にあった場合、「現在利用中の事業者以外の事業者の固定インターネット回線を利用したい」と回答した者に対し、希望する乗換え先の事業者及び(乗換えを希望しているにもかかわらず)事業者変更をしない理由について質問を行った。
- 希望する乗換え先事業者としては、NTT東西(17.4%)、ソニーネットワークコミュニケーションズ(16.8%)を挙げる者が多かった。
- 事業者変更をしない理由(最も当てはまるもの)としては、「事務作業が面倒くさいから」を挙げる者が多く(46.3%)、次いで「解約したときに生じる違約金の支払いをしたくないから」(29.7%)となっている。

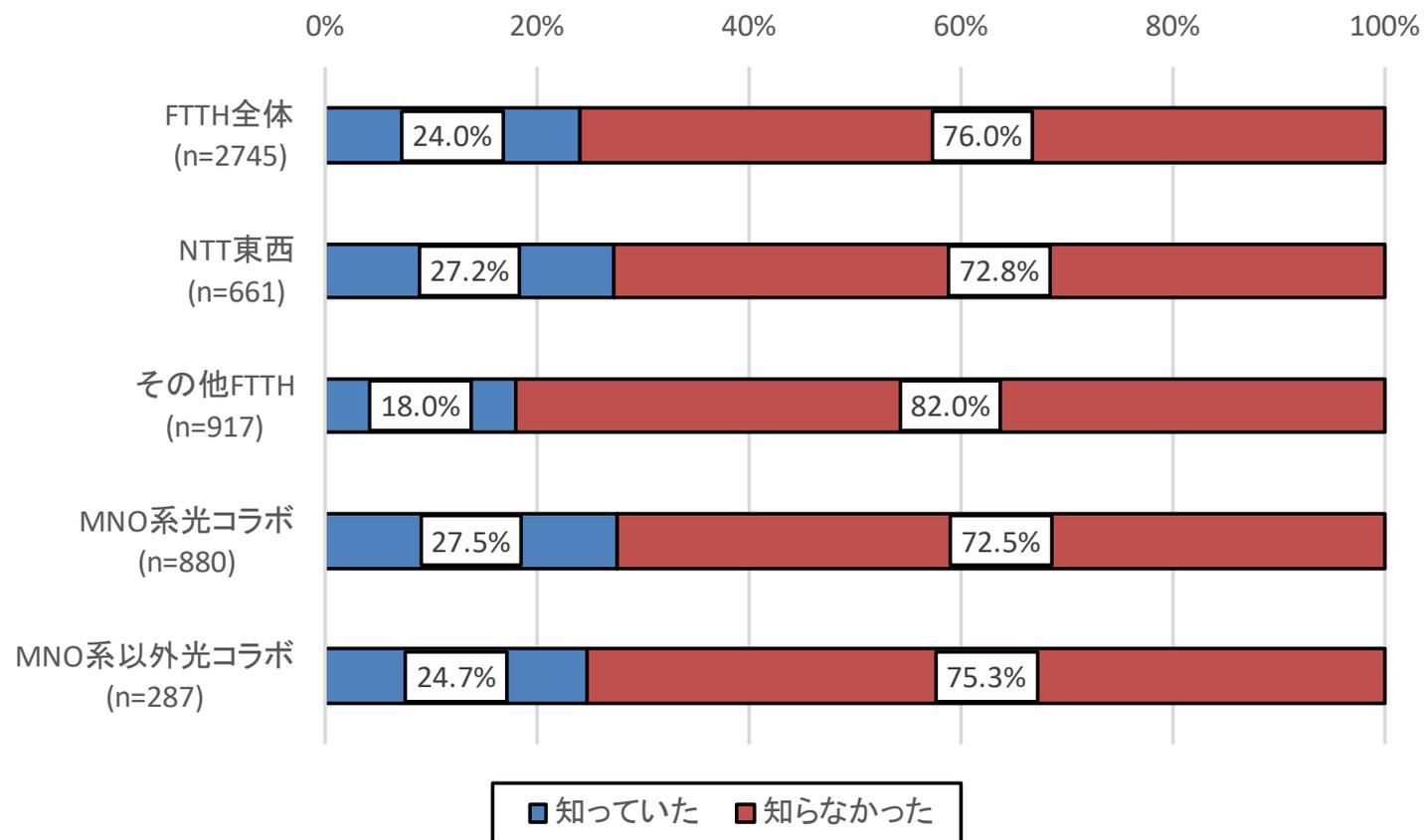
希望する乗換え先事業者



事業者変更をしない理由(最も当てはまるもの)



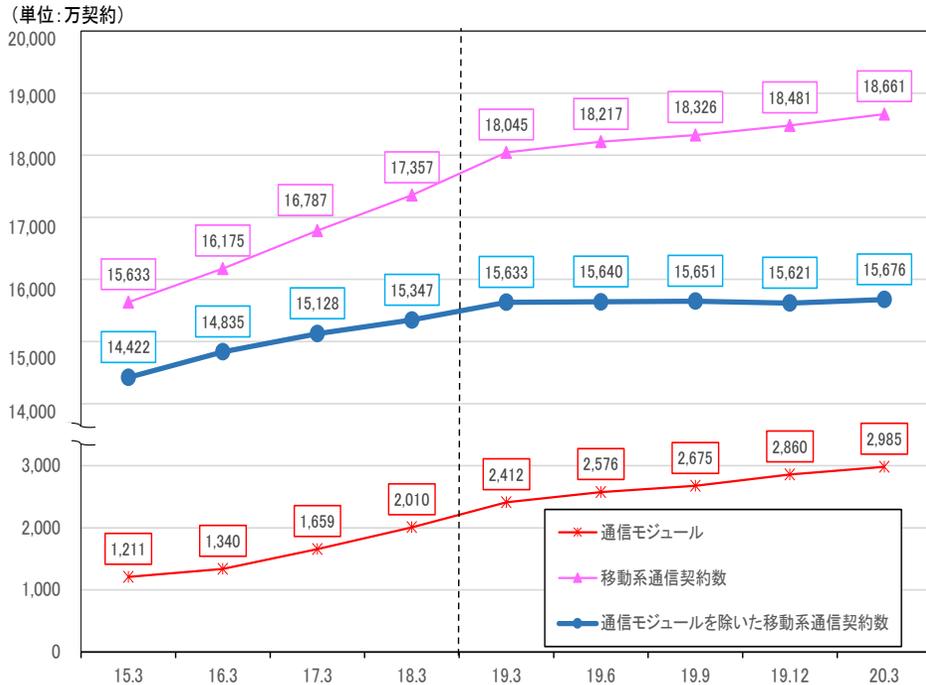
- 令和元年7月から開始された「事業者変更」についての認識を質問したところ、「知っていた」と回答した者の割合は、24.0%であった。



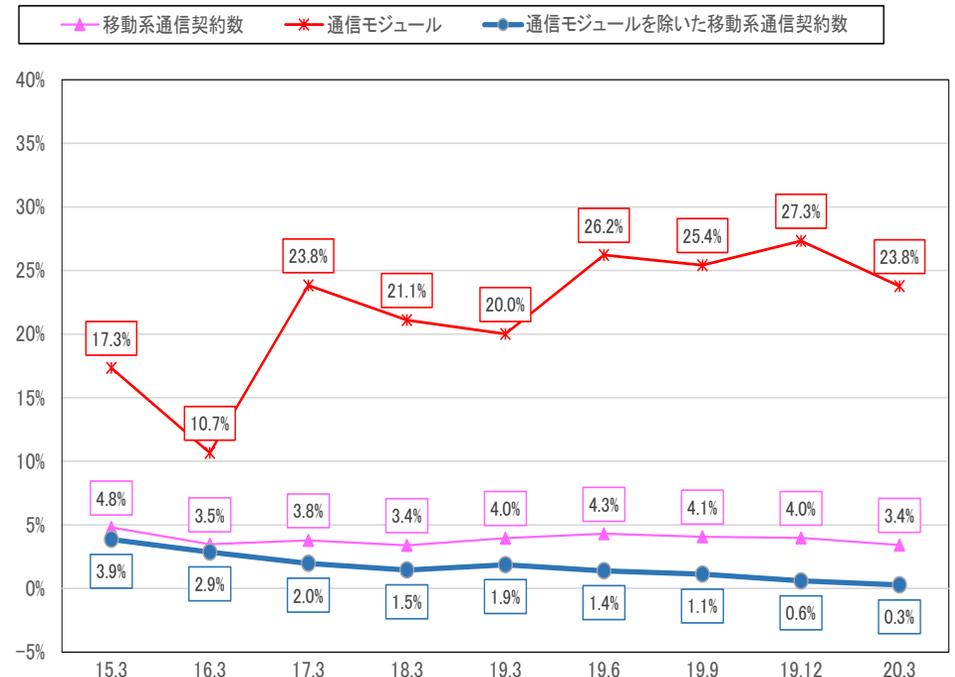
3. IoT向け通信サービスに係る競争 状況の評価に向けた考え方の整理

- 従来の移動系通信に係る事業者間の競争状況の評価においては、「移動系通信市場」を分析対象市場として画定してきたところであり、通信サービスの用途に着目した市場画定(例:「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」市場及び「IoT向け通信サービス」市場)は行ってきていない。
- 2020年3月末時点における**移動系通信の契約数**は、**1億8,661万**(前期比+1.0%、前年同期比+3.4%)となっており、増加ペースは鈍化気味である一方、「**通信モジュール**」の契約数は、**2,985万**(前期比+4.4%、前年同期比+23.8%)と大きく増加している。「**通信モジュール**」の契約数の移動系通信の契約数に占める割合は、**16.0%**(前期比+0.5ポイント、前年同期比+2.6ポイント)となっており、今後もさらに拡大するものと考えられる。

【契約数の推移】

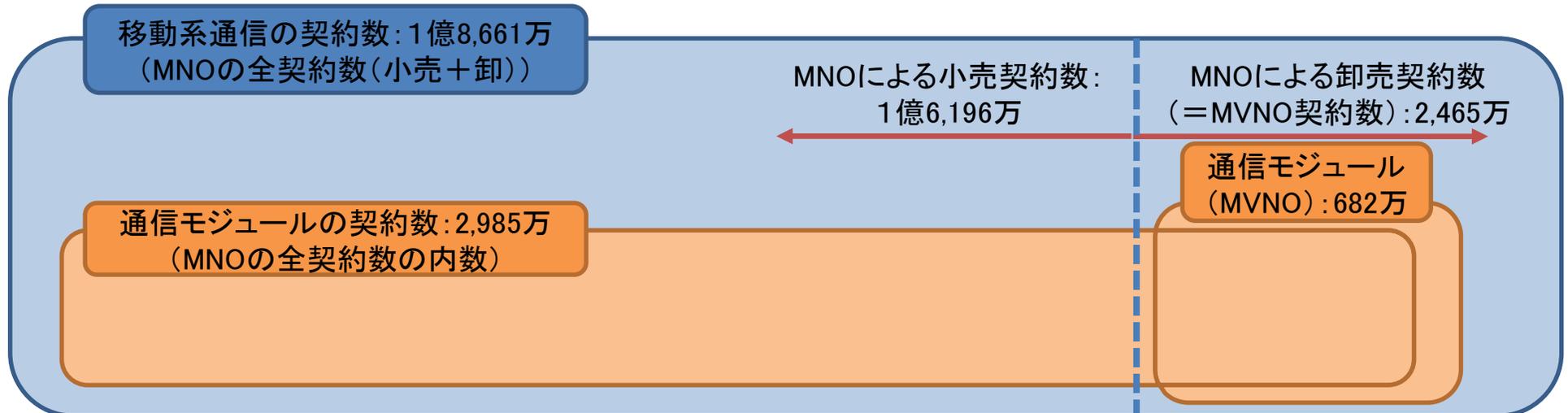


【契約数の増加率(前年同期比)の推移】



「通信モジュール」について

- MNO事業者(2019年度末時点では、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの4者)からは、四半期ごとに通信モジュール向けの契約数(全契約数(小売契約数+卸契約数)の内数)の報告を受けている(2019年度末時点における契約数の総計は、**2,985万**)。
 - 「通信モジュール」とは、「特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備」とされており(電気通信事業報告規則第4条の5第1項)、いわゆるIoT機器(遠隔監視端末、スマートメーター等)が念頭に置かれている(携帯電話端末やタブレット等の端末は「通信モジュール」に非該当。)
 - 各MNOは、契約上、IoT機器向けに用途を限定している通信サービスの契約数を「通信モジュール」としてカウントしている。
 - 2019年度末時点の各社のシェアは、NTTドコモが**30%台前半**、KDDIグループが**40%台前半**、ソフトバンクが**20%台半ば**となっている。
- MVNO事業者(契約数3万以上の者に限る。)からも通信モジュール向け契約数の報告を受けている(2019年度末時点における契約数の総計は、**682万**)。
 - 上位3者(本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド)で全体の9割程度を占める。



「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」と「IoT向け通信サービス」の差異

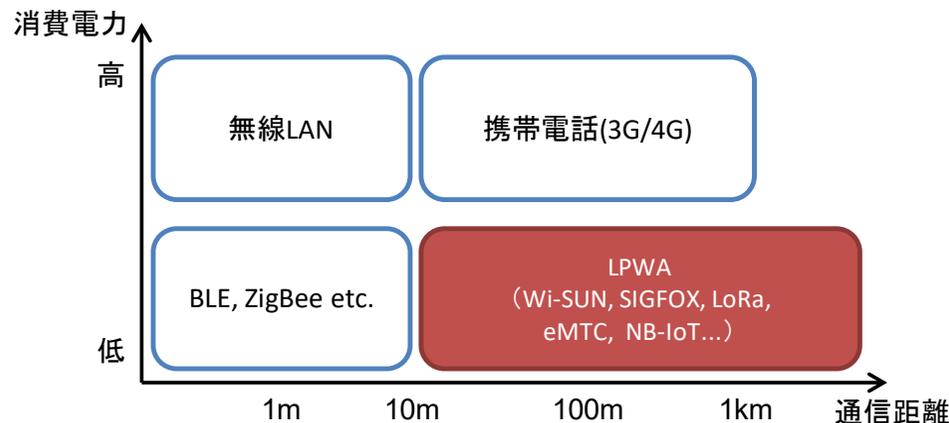
- 通信サービスの提供に係る事業者間の競争状況を分析するに当たって、利用する通信端末の種類が違うことのみをもって別々に市場画定をする必要性が直ちには認められるわけではないが、「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」と「IoT向け通信サービス」との間には、以下のような差異も認められる。
 - 通信事業者は、**IoT向け通信に特化した料金プラン**を提供するなど、「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」との区別がなされている。
 - 「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」の契約数は、既に**頭打ち状態**になっている一方、「IoT通信向けサービス」については、今後も大きな成長が見込まれる。
 - 「IoT向け通信サービス」の提供者としては、移動系通信(携帯電話・BWA・PHS)を提供する事業者のほか、**アンライセンスLPWA、固定系通信サービス(FTTH等)**を提供する事業者も存在する。



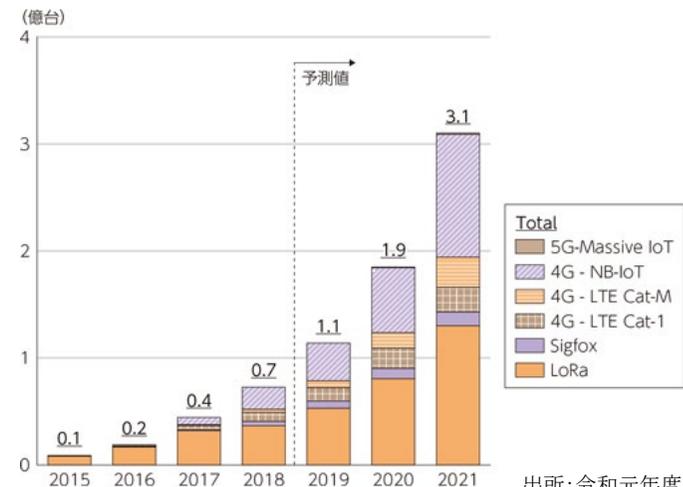
- 「IoT向け通信サービス」を別個の市場として画定することが適当か、また、仮に別個の市場として分析対象とすることとした場合、どのような点について留意すべきかについて検討する必要がある。
- 上記の検討の一環として、第15回電気通信市場検証会議(令和2年2月10日開催)において、「IoT向け通信サービス」に係るヒアリングを実施(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ソラコム、京セラコミュニケーションシステム)。今後も電気通信事業者以外のプレイヤーも含め、関係者へのヒアリング等を実施予定。

- 「IoT向け通信サービス」としては、「移動系通信市場」に含まれる通信サービス(携帯電話・BWA・PHS)のほか、アンライセンスLPWA(LoRa、Sigfox、ELTRES等)がある。世界のLPWAモジュールの出荷台数推移等を見ると、アンライセンスLPWAが一定のシェアを有している。
 - セルラーLPWAの契約数については、令和元年度第1四半期から「携帯電話」の契約数の内数として報告を受けてきている(2019年度末時点における契約数はNTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの4者で計**80万台後半**。)
 - アンライセンスLPWAについても、提供事業者から契約数等の報告を受けてきている。
- 事業者ヒアリングにおいて、一部のMNOからは、**セルラーLPWAとアンライセンスLPWAは類似サービスであり、競争関係にある**との指摘がなされた(アンライセンスLPWA提供事業者からも、当該事業者が提供するサービス(LPガスの自動検針、水位監視等)は**セルラーLPWAでの代替が可能**であるとの見解が示されている。)。他方で、セルラーLPWAとアンライセンスLPWAの間には、技術面等で様々な違いが指摘されている。
- アンライセンスLPWAの提供状況等について引き続き情報収集を行うとともに、「移動系通信市場」に含まれる「IoT向け通信サービス」との代替性について検証を行うこととする。

【通信方式ごとの通信距離・消費電力の違い】



【世界のLPWAモジュールの出荷台数推移及び予測】



「小売」段階について

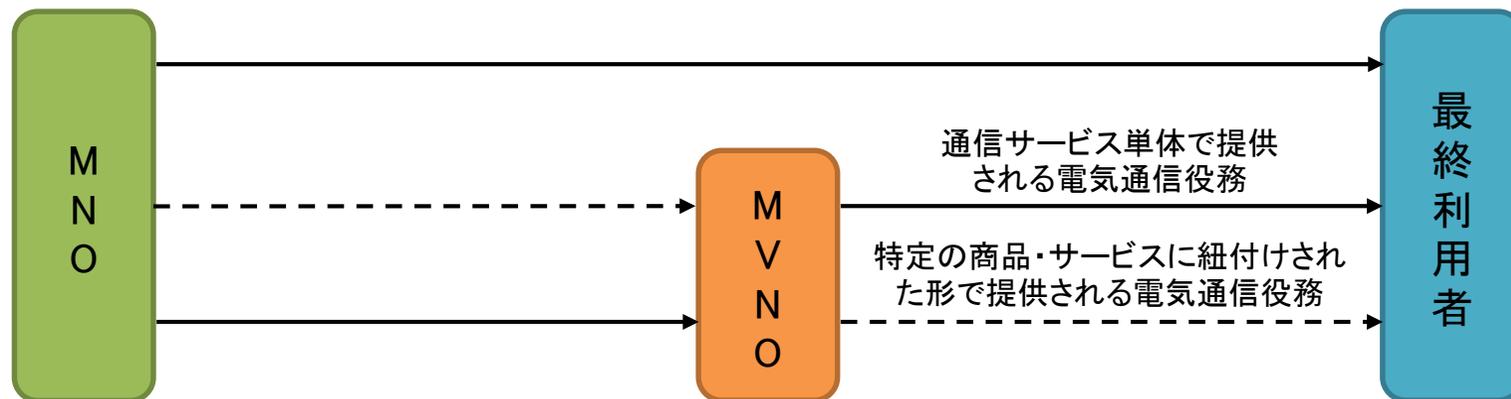
- 移動系通信市場(小売市場)の分析においては、**MNOとMVNOとは競争関係にある**ことを前提に分析がなされてきた(例えば、「MVNOのシェアの変化」が、移動系通信市場における競争が促進されているか否かを判断する際の一つの考慮要素とされてきた。)
 - 電気通信役務を最終利用者に提供する主体同士が(実質的な)競争関係にあるという前提に立っている。
 - スマートフォン等向け通信サービスについてみれば、MNOが提供するサービスとMVNOが提供するサービスとは同等のサービス(代替的な関係にある)といえることから、上記の前提は一定の合理性を有するものと考えられる。
- 一方で、MVNO事業者のうち、「通信モジュール」の契約数が多い事業者(本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド等)は、MNOのように「通信サービス」単体を利用者に提供しているのではなく、**当該事業者が提供する財やサービスの一構成要素として電気通信役務を提供している**。
 - **利用者が通信会社のみを選択・切り替えすることは事実上不可能**であること、また、多くの場合、「通信サービス」の内容が(通信サービスを含んだ)財やサービスの利用者の選択に与える影響は小さいことも踏まえると、**通信モジュールの分野では、MNOと(上記の形態の)MVNOが競争関係にあると考えることは適当ではない**と考えられる(「MVNOが提供する通信モジュール契約数」が「通信モジュールの契約数全体」に占める割合は、(通信モジュールの分野において)MVNOがMNOに与える競争圧力に関する指標とはならない。)
 - MNOと同様の形態で「IoT向け通信サービス」を提供しているMVNO事業者の契約数の割合は、「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」に占めるMVNO契約数よりも低いものと考えられる。ただし、MVNO事業者から、「SIMカード型」として契約数の報告がなされているものや、契約数3万未満のMVNO(総務省への契約数の報告義務なし)の契約数の中には、MNOと同様の形態で「IoT向け通信サービス」を提供しているものも含まれている可能性があることから、MVNO事業者における「通信モジュール」の提供実態について引き続き把握する必要がある。

「卸売」段階について

- 移動系通信市場においては、MVNOが最終利用者に対して提供する通信サービスに係る卸電気通信役務の市場を「卸売市場」として画定してきている。
- 「通信モジュール」についても同様の処理を行うことは技術的には可能であるが、以下のような問題が生じる。
 - 例えば、通信モジュールを搭載した自動車に係る通信サービスについて考えると、①自動車メーカーがMNOから卸電気通信役務を受けた上で自動車メーカーがMVNOとして最終利用者に提供する形態と、②MNOが最終利用者に対して電気通信役務を直接提供する形態がある。①と②で実質的なビジネスモデルとしては大差ないものと考えられる一方、「卸売市場」における取引としてカウントの対象とされるのは、①の形態のみとなる(事業者ヒアリングにおける指摘)。



- 以上の議論を踏まえると、「IoT向け通信サービス」について、「卸売市場」と「小売市場」を明確に区別することの実益は少なくとも現時点においては小さいものと考えられ、通信サービス単体で提供される形態の通信モジュールの契約数(下図の実線矢印部分)を分析の対象とすることが適当ではないかと考えられる。



通信事業者の競争力の源泉について

- 利用者による「IoT向け通信サービス」の選択に関して、事業者ヒアリングにおいて以下のような指摘がなされた。
 - IoTサービスの利用者が、その構成要素（デバイス、通信サービス、IoTプラットフォーム等）をそれぞれ独立して事業者から調達するというケースは比較的少なく、**複数の構成要素が組み合わされた形で提供を受けることが多い。**
 - 「通信サービス」は、IoTのコアとなる要素ではあるものの、その**相対的な重要性は低く**（IoTサービスに対する支出全体に占める「通信サービス」の割合は1割程度との試算もある。）、**「通信サービス」以外の要素の方が、利用者によるIoTサービスの選択に大きな影響を与えている**（「通信サービス」以外の要素の制約等により、「通信サービス」の提供事業者等が選択されることがある。）。
- 上記を前提とすれば、**通信事業者が、自社の提供する「IoT向け通信サービス」の取引を拡大する上では、通信レイヤー以外の事業者（でIoTサービスの利用者に訴求力のあるサービスを提供する者）と連携することが非常に重要である**と考えられる。
- この点に関連して、NTTグループは、**公社時代からの資産等を背景に、通信レイヤー以外の事業者との連携において優位な立場にあるのではないか**という指摘が一部事業者からなされた。

「一回線」の重みの違いについて

- 一口に「IoT向け通信サービス」と言っても、センサーやスマートメーター向けサービス（マッシブIoT）と遠隔医療や自動運転向けサービス（ミッションクリティカルIoT）とでは、「一回線」の持つ重みが違うのではないかという指摘があった。
 - 通信サービスの利用形態ごと（ないし、IoTサービスの利用者の業種ごと）にさらに市場を細分化すべきか。
 - 「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」においても、利用者の利用形態に差異がみられることとの関係についてどのように考えるべきか。

4. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(令和元年度)で定めた実施内容

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTHの契約数におけるNTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が年々高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNOの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、FTTHの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、**NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者**(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、**サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。**なお、その際、**令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況にも留意することとする。**

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。(以下略)

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」(令和元年12月6日)に基づき、NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認。

確認対象事業者	確認項目		
NTT東西	<p>➤ サービス卸ガイドラインに規定された電気通信事業法上問題となり得る行為の有無及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為等の実施状況を確認。</p> <p>【確認項目】</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="414 692 1139 892"> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 </td> <td data-bbox="1243 692 2030 928"> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い 		

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西において、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認できなかった。
- また、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、平成27年2月の行政指導に反する行為に該当する事実は確認できなかった*。
- 令和元年7月1日から開始された事業者変更の提供について、不当な差別的取扱いを行っている事実は確認できなかった。
- 加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があったが、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認できなかった。
 - サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの
 - FTTHアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている
- 総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。

* 平成27年2月、総務省は、サービス卸ガイドラインの策定と併せて、サービス卸の提供に関して対応及び報告すべき事項について要請。

当該要請においては、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保(下記①～③)を踏まえた対応とともに、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

① 公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋

:「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」

② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋

:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」

③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋

:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

- 「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」に基づき、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者、接続事業者及び自己設置事業者(NTT東西を除く)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況及びサービス提供に当たっての課題等について、アンケート調査を実施。

【アンケート調査の概要】

<p>対象事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西のサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸契約数や苦情相談件数等を考慮して選定) ・NTT東西及びサービス卸の提供を受ける卸先事業者以外の主要なFTTH事業者(接続事業者、自己設置事業者等)
<p>確認方法</p>	<p>アンケート調査(サービス卸の提供を受ける卸先事業者計17社、主要なFTTH事業者4社(うち2社は卸先事業者と同一)から回答あり)</p>
<p>確認項目及び確認結果の概要</p>	<p>① 競争阻害的な料金の設定等 ⇒ 一部の事業者から過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘があった。また、MNO以外の卸先事業者からはMNOが行うキャッシュバックやセット割引に対する懸念の声が寄せられている。これらを踏まえ、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、引き続き、これらの具体的な状況の確認を実施する。</p> <p>② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⇒ 各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認した。</p> <p>③ サービス提供に当たっての課題等 ⇒ サービス卸の提供料金の値下げを求める意見、FTTHアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている等の意見があった。引き続き卸料金の引き下げも含むNTT東西の取組状況を注視するとともに、必要な措置について検討する。</p> <p>④ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い ⇒ 事業者変更に係る不当な差別的取扱いは、現時点では確認されなかった。なお、「競争ルールの検証に関するWG」において、利用者のスイッチングコストの更なる減少に向け、具体的検討を実施する。</p>

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」に基づき、**移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認を実施。**

対象事業者	MVNO※¹及び二種指定設備設置事業者※² ※ ¹ MVNOの事業者団体であるテレコムサービス協会 MVNO委員会を意見聴取の主な対象とした。 ※ ² NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning (全国BWA事業者は、令和元年12月24日施行の告示により二種指定事業者となっている。)
確認項目	将来原価方式の導入、全国BWA事業者の二種指定及び5Gの導入の中でのネットワーク提供の条件等
確認方法	各種委員会及び研究会でのヒアリング及び個別の意見聴取により確認を実施。

確認結果及び対応方針<1/2>

確認結果

対応方針

1 将来原価方式における予測値算定方法の適正性について

- 2020年度に適用される接続料(データ伝送交換機能)については、次のとおり適正性の向上が図られている。
 - MVNOにおける予見性確保等のため、合理的な将来予測に基づく「将来原価方式」が導入(2019年1月27日施行)され、3年度分の接続料が算定。
 - 全国BWA事業者(WCP、UQ)の二種指定(2019年12月24日施行)により、電波利用の連携サービスに係る接続料がグループ内で共同して算定。
 - MVNOにおいても5Gサービスの提供が可能となるよう、4G・5G一体の接続料が算定。
- 今般の届出によると、接続料は引き続き減少し続ける見通し。

予測と実績の乖離は生じ得るとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなる。

予測値算定の適正性を向上させるため、以下の課題等について、今後検討を進める(本年5月22日、「接続料の算定等に関する研究会」において論点提示。)

(万円/10Mbps・月)

接続料(データ)の見込み



※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度増減率。
 ※ 2019年度までは、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定している。

- 予測値の算定に大きな影響を与える基礎的な情報の提出等、予測対象年度における見込みの適切な反映、過去の実績値からの適切な推計の確保

- 予測値の算定方法のMVNOの情報開示について、予測と実績の乖離をMVNOにおいても自らの努力により予想できるようにする観点からの開示内容の具体化

等

- 将来原価方式においては、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法については、二種指定事業者に委ねられている。今般の届出を確認したところ、予測対象年度の見込みの反映の程度に差異が見られる等、予測値算定方法の適正性確保について、課題が認められる状況。

確認結果	対応方針
<p>2 5G導入当初におけるMVNOへの機能開放について</p> <p>本年3月に開始された5Gサービスについて、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても早期に利用者への提供を開始できるようにすることが重要。</p> <p>(1)MVNOへの早期の機能開放の実現</p> <p>昨年12月、二種指定事業者に対し、<u>自らが利用者向けに5Gサービスの提供を開始すると同時期に、MVNOに対して5Gサービスの提供に係る機能開放を行うこと、具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、設備改修、ネットワーク試験等、5Gサービスの提供に必要な情報をMVNOに対して速やかに提供すること等を要請。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 二種指定事業者各社においては、<u>MVNOへ早期の機能開放に向け、MVNOへの情報提供、MVNOとの事前協議、必要な接続約款変更等を実施している。</u> <p>(2) 適切な接続料設定の確保</p> <p>本年3月、5G導入当初における接続料について、<u>4G・5G一体として設定して差し支えないとしつつ、4G単独で設定する場合と比べて相当程度高額となることが考えられ、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性があることから、総務省において検証を行うこととし、所要のデータ提供等を要請。</u>併せて、接続料等に5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じ適切に説明するよう要請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各社とも、<u>5Gサービス開始当初、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を下回ることになる見込み。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>MVNOへの早期の機能開放について、引き続き、二種指定の対応状況について注視していく。</u> ➤ <u>引き続き、接続料を4G・5G一体として設定すること、また、接続料等に対し、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて適切に説明がなされているか、注視していくことについて、検討を進める</u>(本年5月22日、「接続料の算定等に関する研究会」において論点提示)。

電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(令和元年度)で定めた実施内容

2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)及び二種指定設備設置事業者で営業収益について大きな市場占有率を占めること等により電気通信事業法第30条第1項により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者(以下「市場支配的事業者」という。)とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している。なお、平成27年法律第26号による電気通信事業法の改正において、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人に対する不当な優遇に限定している。

市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (3) 上記(1)の契約の相手先
- (4) 上記(2)の特定関係法人
- (5) 上記(1)から(3)までの競争事業者

- ① NTT東西に対して禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等を確認。
- ② NTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対して、NTT東西(NTT東西にあつては他の電気通信事業者)との電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であつて電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認。

	確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
①	NTT東西	<p>ア. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「接続関連情報」という。)の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第4項第1号関係)</p> <p>イ. 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等※が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第4項第2号関係)</p> <p>ウ. 電気通信事業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第4項第3号関係)</p> <p>エ. 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第31条第2項第1号)</p> <p>オ. 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第31条第2項第2号)</p> <p>カ. 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等において、当該業務に関して、アからオの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第31条第3項)</p> <p>⇒ 設備部門の居室において他部門の業務従事者の入退室の管理を徹底、禁止行為等を防止するための研修等を実施、契約締結の際にダブルチェックを実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。</p>
②	NTT東西 NTT東西の契約の相手方及び競争事業者	<p>ア. NTT東西との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であつて電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容</p> <p>⇒ 特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等を行っていると思われる契約は確認できなかった。</p>

※不当な差別的取扱い等: 不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること

- ① ドコモに対して禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等を確認。
- ② ドコモ及び同社の特定関係法人(総務大臣が指定する者※以下同じ。)に対して、ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認。

※ 総務大臣が指定する者: 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

	確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
①	ドコモ	<p>ア. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <p>イ. 電気通信業務について、ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等※が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <p>⇒ 相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置する、禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。</p>
②	ドコモ ドコモの特定関係法人	<p>ア. ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容(他事業者とドコモ又は同社の特定関係法人との間に提供条件に差がある場合はその理由)</p> <p>⇒ ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等を行っていると思われる契約は確認できなかった。</p>

※不当な優先的取扱い等: 不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与えること

5. 電気通信市場の検証

検証結果

- 契約数等の状況(2019年度末時点)
 - ✓ 固定系ブロードバンドサービス契約数:4,120万(前期比+0.5%、前年同期比+2.4%)
 - ✓ FTTH契約数:3,309万(前期比+1.1%、前年同期比+4.5%)
 - ✓ 固定系ブロードバンド契約数全体に占めるFTTH契約数の割合:80.3%(前期比+0.4ポイント、前年同期比+1.6ポイント)

⇒ 固定系ブロードバンドサービス契約数全体及びFTTH契約数のいずれについても緩やかな増加傾向を維持している。

- FTTH市場の競争状況(2019年度末時点)
 - ✓ 提供形態別の契約数:「卸電気通信役務」型が1,694万(51.2%)、「自己設置」型が1,326万(40.1%)、「接続」型が289万(8.7%)
 - ✓ NTT東西の小売シェア:23.5%(前期比▲0.7ポイント、前年同期比▲3.0ポイント)
 - ✓ 卸電気通信役務の提供に係るものを含めたNTT東西のシェア:65.4%(前期比▲0.4ポイント、前年同期比▲1.1ポイント)

⇒ FTTH市場(特に卸売市場)において、NTT東西は依然として大きな影響力を有している。

- MNO系光コラボ(※)について
 - ✓ FTTH市場におけるMNO2者の小売シェア:30.7%(前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.7ポイント)
 - ✓ NTT東西のサービス卸契約数におけるMNO2者のシェア:72.8%(前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.6ポイント)
 - ✓ 総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO系光コラボ利用者の満足度がその他のFTTH利用者の満足度を大きく上回っているという結果は確認できなかった。

⇒ FTTHの小売市場において、MNO系光コラボのシェアが高まっているのは、FTTHサービス自体の料金や品質の優位性以外によるものであると考えられる。

※ NTT東西のサービス卸を利用して提供されるFTTHアクセスサービスのうち、MNO(NTTドコモ及びソフトバンク)が提供するもの

検証結果

- 今年度の利用者アンケートにおいては、同一の事業者からFTTHサービスと携帯電話サービスの提供を(セットで)受けている者に対し、仮にセット割引が全事業者において廃止された場合にどのような対応をとるかについて質問した。
 - ✓ FTTHサービス・携帯電話サービスの「いずれについても利用を継続する」と回答した者の割合は半数を下回った。
 - ✓ 特に、FTTHサービスについて事業者を変更すると回答した者が多くみられた。
- ⇒ **FTTHサービスの選択の場面において、「携帯電話サービスとのセット割」の存在が強い訴求力を有していることがうかがえる。**
- 仮に現時点においてどの固定ブロードバンドサービスも利用していない状況にあった場合、新たにどの固定ブロードバンドサービスを利用したいかについて質問したところ、3割以上の者が「現在利用中の事業者以外の事業者の固定インターネット回線を利用したい」又は「固定インターネット回線を利用しない」との回答をしている。
 - ⇒ **スイッチングコスト(事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等)の存在により、自らにとって最適なサービスを選択できていない者が一定程度存在していることがうかがえる。**
- 固定ブロードバンドサービスの利用契約において期間拘束が付されている場合があることについての認識、及び、自身が加入しているプランが期間拘束契約かどうかについての認識について質問したところ、FTTH利用者のうち約半数の者が、「期間拘束契約を知らない」又は「期間拘束契約を知っているが、自分の契約しているプランが期間拘束契約かはわからない」と回答している。
 - ⇒ **期間拘束契約の有無を含め、利用者が固定ブロードバンドサービスの契約内容について把握できていない可能性がある。**

今後の課題

- 設備ベースで見れば、依然としてFTTH市場におけるNTT東西の存在感が大きい状況であることから、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。
- 令和元年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなった。令和元年度の市場検証においては、「事業者変更」の開始によって固定系ブロードバンド市場における競争状況に大きな変化が生じたといったような状況は確認されなかった(利用者における「事業者変更」の認知度も低調であった。)が、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について引き続き注視する必要がある。
- 利用者アンケートにおいては、一部の利用者において、FTTHサービスの選択に当たり、携帯電話サービスとのセット割など、FTTHサービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。事業者におけるサービスの提供条件等について引き続き注視するとともに、各種のスイッチングコスト(事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等)の存在が利用者の選択(再選択)に与える影響について把握・分析する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の通信サービスの利用意向にも大きな変化が生じている可能性があると考えられる。各市場のシェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等のほか、利用者や事業者に対するアンケート等を通じて、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

検証結果

● 契約数等の状況(2019年度末時点)

- ✓ 移動系通信の契約数:1億8,661万(前期比+1.0%、前年同期比+3.4%)
- ✓ MNOが提供する通信モジュールの契約数:2,985万(前期比+4.4%、前年同期比+23.8%)
- ✓ 通信モジュールを除いた契約数:1億5,676万(前期比+0.4%、前年同期比+0.3%)
- ✓ MVNO契約数:2,465万(前期比+3.2%、前年同期比+14.7%)

⇒ 移動系通信の契約数は、引き続き緩やかな増加傾向を維持しているが、これは通信モジュールの契約数の増加によるものであり、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスの契約数については、頭打ち状態にある。

⇒ MVNO契約数は、引き続き増加傾向にある。

● 移動系通信の契約数における事業者別シェア(2019年度末時点)

- ✓ NTTドコモ:37.3%(前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.6ポイント)
- ✓ KDDIグループ:27.6%(前期比▲0.1ポイント、前年同期比+0.2ポイント)
- ✓ ソフトバンクグループ:21.8%(前期比±0ポイント、前年同期比▲0.9ポイント)
- ✓ MVNO:13.2%(前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.3ポイント)

⇒ MVNOのシェアは、引き続き増加傾向にある。

検証結果

● MNO間の競争状況について

- ✓ 事業者別シェアは、NTTドコモ:43.0%(前期比、前年度比ともに±0ポイント)、KDDIグループ:31.8%(前期比±0ポイント、前年同期比+0.7ポイント)、ソフトバンク:25.1%(前期比±0ポイント、前年同期比▲0.7ポイント)となっている。

⇒ **各社とも1ポイント以内の変動幅にとどまっている。**

- ✓ 通信モジュールの各社シェアは、NTTドコモ:30%台前半、KDDI:40%台前半、ソフトバンク:20%台半ばとなっている。

● MVNO (SIMカード型)間の競争状況について

- ✓ 事業者別シェアは、楽天モバイル(17.9%)、インターネットイニシアティブ(13.1%)、NTTコミュニケーションズ(10.6%)、オプテージ(8.7%)、LINEモバイル(5.7%)の順となっている。

⇒ **SIMカード型契約数上位5者の中では、LINEモバイルがシェアを伸ばしている。**

- ✓ サブブランドの契約数を加えて各者のシェアをみると、ワイモバイルのシェアは、他のMVNO事業者のシェアと比較して依然としてかなり大きいものの、減少傾向にある。UQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回り、楽天モバイルのシェアを下回っている。

検証結果

● 携帯電話サービスの満足度

- ✓ 総合満足度:MNO利用者33.3%、サブブランド利用者46.0%、MVNO利用者50.3%
 - ✓ 料金満足度:MNO利用者20.3%、サブブランド利用者59.4%、MVNO利用者74.0%
 - ✓ 通信速度・品質に対する満足度:MNO利用者44.3%、サブブランド利用者46.5%、MVNO利用者32.5%
 - ✓ MNO利用者について、1ヶ月当たりのデータ利用量と総合満足度との関係を見ると、データ利用量が多くなるにつれ、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が大きくなる関係がみられた。
 - ✓ 継続利用年数と総合満足度の関係を見ると、利用年数「1年未満」の者については、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が比較的多く、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的少なかった。利用年数「10年以上」の者については、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が比較的少なく、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的多かった。
- ⇒ **継続利用年数の長さは、携帯電話サービスの満足度を必ずしも意味しない。**

検証結果

- 今年度の利用者アンケートにおいては、同居の家族の携帯電話サービスの利用状況についての質問を行ったところ、その回答状況をみると、MNO利用者、サブブランド利用者、MVNO利用者のいずれについても、2人家族の場合、過半数の者が、「同居の家族と同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答している。特に、MNO利用者については、4人家族の場合でも、65.7%の者が、「家族全員が同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答している。
 - ⇒ 「家族割」などの存在により、携帯電話サービスの選択が家族単位でなされていることがうかがわれる。
 - また、今年度の利用者アンケートにおいては、携帯電話サービスの利用状況とポイントサービスや携帯電話端末を用いた決済サービスの利用状況との関係について質問を行った。
 - ✓ 日頃の買い物の際に「最も」利用しているポイントサービスとして、携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービス(NTTドコモ利用者におけるdポイント、au利用者におけるau WALLETポイント、ソフトバンク・ワイモバイル利用者におけるTポイント、楽天モバイル・DMMmobile利用者における楽天ポイント)を挙げる者が多くみられた。
 - ✓ これら回答者の一部の者においては、当該ポイントサービスの存在が、携帯電話サービスの選択に一定程度影響を与えたという趣旨の回答をしているところである。
 - ✓ また、携帯電話利用に対するポイントの付与が、日頃の買い物におけるポイント利用の仕方や買物の仕方にも一定の影響を与えていることがうかがえる結果がみられた。
- ⇒ ポイントサービス等の存在が、携帯電話サービスの切り替えの際のスイッチングコストとなる可能性もある。

今後の課題

- 令和元年10月に、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律が施行された。このほか、楽天モバイル株式会社によるMNOサービスの提供開始、一部移動系通信事業者による5Gサービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証する必要がある。
- 一部の電気通信事業者(又はそのグループ内事業者)においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられるところである。ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析する必要がある。
- **【固定系通信市場と共通】**新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の通信サービスの利用意向にも大きな変化が生じている可能性があると考えられる。各市場のシェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等のほか、利用者や事業者に対するアンケート等を通じて、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

- 利用者の通信サービスの選択に関する傾向等を把握するため、今年度もWEBアンケートの方式により利用者アンケートを実施。
 - 調査期間 固定系通信に関する設問:2020年3月4日(水)～3月11日(水)
移動系通信に関する設問:2020年3月16日(月)～3月22日(日)
 - 対象者数 固定ブロードバンド及び携帯電話利用者:4,000人、携帯電話(のみ)利用者:300人(計4,300人)

【主な質問事項】

固定系通信

- ① 利用中の固定ブロードバンドサービス、選択理由、比較検討状況
- ② FTTHサービスとセットで提供を受けているサービスの利用状況
- ③ 現在利用中の固定ブロードバンドサービスの満足度(料金、通信速度・品質、総合満足度等)
- ④ 固定ブロードサービスの料金が値上がりした場合の反応
- ⑤ 期間拘束契約締結の有無、解約した場合に生じる違約金額等
- ⑥ 「事業者変更」の認知度
- ⑦ ISPの利用状況
- ⑧ 固定電話の利用状況

移動系通信

- ① 利用中の携帯電話サービス、選択理由、比較検討状況
- ② 同居家族の携帯電話サービスの利用状況
- ③ 現在利用中の携帯電話サービスの満足度(料金、通信速度・品質、総合満足度等)
- ④ 携帯電話サービスの料金が値上がりした場合の反応
- ⑤ 携帯電話端末の利用状況
- ⑥ ゼロレーティングサービスの利用状況
- ⑦ ポイントサービス、スマホ決済の利用状況
- ⑧ 法改正(違約金の上限に係るもの)の認知度
- ⑨ 楽天モバイルのMNO新規参入に対する反応